

# 平成30年度つくばみらい市予算資料

つくばみらい市

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 1. 平成30年度予算編成方針について                    | 1  |
| 2. 会計別予算総括表                            | 11 |
| 3. 一般会計予算款別前年度比較表                      | 12 |
| (参考資料) 一般会計予算 主な歳入・歳出予算額円グラフ           | 13 |
| 4. 一般会計歳出予算 節別・性質別前年度比較表               | 14 |
| 5. 市税の収入見込額                            | 15 |
| 6. 都市計画税充当状況                           | 16 |
| 7. 基金残高の状況                             | 17 |
| 8. 普通交付税見込額試算表                         | 18 |
| 9. 補助金一覧                               | 19 |
| 10. 主な一部事務組合負担金一覧                      | 21 |
| 11. 特別会計への繰出金一覧                        | 21 |
| 12. 市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 | 22 |
| 13. 一般会計歳出予算事業別概要                      |    |
| ■議会事務局                                 | 23 |
| ■政策秘書課                                 | 24 |
| ■みらいまちづくり課                             | 25 |
| ■総務課                                   | 27 |
| ■財政課                                   | 31 |
| ■会計課                                   | 32 |
| ■安心安全課                                 | 33 |
| ■税務課                                   | 36 |
| ■収納課                                   | 37 |
| ■市民サポート課                               | 37 |
| ■市民窓口課                                 | 39 |
| ■社会福祉課                                 | 39 |
| ■介護福祉課                                 | 46 |
| ■国保年金課                                 | 47 |
| ■こども福祉課(保育所含)                          | 49 |
| ■健康増進課                                 | 56 |
| ■生活環境課                                 | 62 |
| ■上下水道課                                 | 64 |
| ■農業委員会事務局                              | 66 |
| ■産業経済課                                 | 67 |
| ■建設課                                   | 72 |
| ■都市計画課                                 | 78 |
| ■学校教育課(学校・幼稚園・給食センター含)                 | 80 |
| ■生涯学習課(公民館・図書館・スポーツ推進室含)               | 91 |

|      |                 |     |
|------|-----------------|-----|
| 1 4. | 特別会計予算概要        |     |
| ■    | 国民健康保険特別会計      | 101 |
| ■    | 後期高齢者医療特別会計     | 104 |
| ■    | 介護保険特別会計        | 106 |
| ■    | 公共下水道事業特別会計     | 109 |
| ■    | 農業集落排水事業特別会計    | 113 |
| ■    | 市営分譲住宅特別会計      | 117 |
| ■    | 水道事業会計          | 118 |
| 1 5. | データでみる市の財政状況の推移 |     |
| ■    | 一般会計予算額の推移      | 122 |
| ■    | 地方債現在高の推移       | 123 |
| ■    | 基金残高の推移         | 124 |
| ■    | 交付税・臨時財政対策債の推移  | 125 |
| ■    | 市税の推移           | 126 |
| ■    | 財政力指数           | 127 |
| ■    | 特別会計・企業会計予算額の推移 | 128 |
| 1 6. | 財政用語            | 129 |

# 1. 平成30年度予算編成方針について

みらい財第268号

平成29年11月1日

各部課等の長

つくばみらい市長 片庭正雄

## 平成30年度予算編成方針について（通知）

### 1 日本経済の状況及び国の動向

内閣府の月例経済報告によると、日本経済の基調判断は、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、穏やかに回復していくことが期待される。しかし、その一方、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」とされ、引き続き不透明な状況となっています。

こうした情勢の中、国の平成30年度の予算編成は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）を踏まえ、引き続き一昨年に示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩める事無く本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する方針を示しています。

### 2 本市の財政状況及び今後の見通し

本市の財政状況については、一般会計の歳出決算額が、平成26年度から3年連続で200億円を超え、合併当初の129億円から市の発展とともに大きく増加しております。

その反面、インフラ整備等の投資的経費の増加により地方債現在高も過去最高額を7年連続で更新し続け、平成28年度末で233億円を超えている状況です。

また、財政調整基金の残高については、平成26年度末で45億円ありましたが、小学校建設、庁舎改築等の投資的事業や、年々増加している義務的経費などの財源として活用し、今年度末には20億円程度になる見込みであります。

平成28年度の財政力指数は0.8となっているものの、経常収支比率は、昨年度より2ポイント上昇し94%になり、更に財政の硬直化が深刻となっています。また、将来負担比率は、昨年度の57.8%に比べ82.9%と上昇しており、今後も地方債の借入や基金残高の減少により、さらに悪化することが見込まれます。

平成30年度の一般会計予算の歳入については、市税では、みらい平地区の人口増により個人市民税や固定資産税での増加、また法人市民税においても増額が見込めるものの、法人市民税においては、景気の動向に大きく左右されることなどから、不透明な状況でもあります。普通交付税においては、合併特例措置も一昨年度で終了し、平成28年度から5年間か

けて6億円程度が段階的に縮減になると算定されており厳しい状況です。

一方、歳出では、福岡地区工業用地整備事業、スマートIC事業のほか、公共施設の老朽化対策事業などの大規模事業が行われることで、引き続き投資的経費の増加が見込まれます。これらの大規模事業には、多額の地方債に頼らざるを得ない状況であります。地方債の借入については、極力、抑えなければなりません。

こうした中、本市が将来にわたって必要な市民サービスを安定的に提供していくためには、しっかりとした財政基盤を構築していかなければなりません。

まず、市税については引き続き現水準の収納率を維持するとともに、他の使用料等についても、さらに徹底して収納率の向上を図ります。また、未利用市有財産の売却や貸付などの税外収入の確保についても、これまで以上に進めていきます。さらに特別会計の経営健全化の確保、事務事業の最適化、事務手法の再検討なども念頭に入れ、市が一丸となってムリ・ムラ・ムダを無くす三無主義を徹底し、財政の健全化を図っていくことが必要です。

### 3 予算編成の基本方針

平成30年度予算編成に当たっては、この様な、今まで以上に極めて厳しい財政状況に置かれていることを職員一人ひとりが十分に認識したうえで、歳入・歳出の両方から聖域なき思い切った見直しを行い限られた財源を重点的かつ効果的に配分できるようにするとともに、現在、策定を進めている次期総合計画を考慮したものとします。

#### (1) 骨格予算での編成

平成30年4月につくばみらい市長選挙が予定されていることから、平成30年度当初予算は、経常的な経費や継続的な事業に係る経費を中心とする「骨格予算」とする。

ただし、政策的経費であっても、平成30年度も引き続き実施しなければ市民生活に直接影響のある事業などの経費は、骨格予算に計上すること。

#### (2) 一般財源枠配分方式の導入

平成30年度予算編成においては、各部局が主体的に事業の方向性を判断し、コスト意識の向上と質の高いサービスの提供による効率的な行政運営を行うため、配分された一定の予算枠に収まるよう、事業の取捨選択を行ったうえで、枠配分された一般財源と事務事業に係る特定財源を基に予算要求すること。

枠配分額は、原則として平成29年度当初予算における一般財源の額から臨時的経費及び義務的経費等に係る一般財源を控除した額の85%とする。

#### (3) ゼロベースでの事業の見直し

聖域なき全ての事業について、ゼロベースでの見直しを行い真に必要な事業なのかを見極め、限られた財源を有効に活用するため慣例的な予算計上は行わないこと。

また、指定管理者制度や民間活力の導入についても積極的に検討を行い、コストの縮減が図られ、費用対効果の高いものについては採り入れること。

#### (4) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

経常収支比率が94%と高い比率になっており、財政構造の硬直化がますます進んでいる状況で引き下げを図らなければならない。財政構造を根本から見直すため、目的を達成した事業や効果の低い事業については、当然廃止（スクラップ）すること。しかし、単に廃止するだけでなく、効果の高い事務・事業を生み出し（ビルド）メリハリのある予算編成を行い、市民サービスの低下を軽減すること。

#### (5) 身の丈に合った事業計画

厳しい財政状況の下、各課等で作成する事業計画については、非常に限られた財源での立案となるため、身の丈に合った実現可能な事業規模・事業工程とすること。また、既に策定した計画をローリングする場合にも実現可能な内容に見直すこと。

#### (6) 国県等の動向の的確な把握

今後の国県等の動向については、関係省庁等の各種事業に対する補助金等の動向を的確に把握することはもちろんのこと、民間事業者のニーズなどの情報収集に努め、適切に対応すること。

### 4 予算編成に際しての留意点

#### 1 歳入に関する事項

市税については、経済状況によって、個人・法人共に大きく変動する可能性もあり、また、平成26年10月から法人市民税の税率が2.6ポイント減少し、消費税の増税に合わせた平成31年度にはさらに3.7ポイント減少して6.0%となる予定であるため、税収の増加は不透明な状況です。

普通交付税については、合併特例措置が終了し、平成28年度から5年度をかけて段階的に縮減となり、平成29年度の縮減額は約9,500万円となっています。

地方債現在高が、過去最高額となっている状況では、安易に市債で財源不足を補うようなことは避けなければなりません。

国・県等の動向を把握することは当然ですが、先進地の事例を研究し、これまでの歳入だけでなく、新たな財源を産み出してください。

また、多額の財源不足により財政調整基金繰入金で、平成29年度予算の7.3%を占めているという状況ですので、平成28年度決算額を再確認し、歳入を過少に見込まないようにしてください。

##### (1) 市税

平成28年度については、特に予算額と決算額とに大きな乖離が生じたので、収納率を精査するなど、適正な市税の積算を行うこと。また、県内トップクラスの収納率を堅持すること。

##### (2) 地方交付税、地方譲与税及び交付金

国の予算編成方針、地方財政計画及び関係法令の動向に注意し、確実な予算見積もりを行うこと。

##### (3) 使用料、手数料

公共施設使用料等について、今までの実績を踏まえ適確に見積もること。

#### (4) 国，県支出金

国，県の予算内容及び交付基準については，社会情勢等の状況により改定されることから，その動向には十分注意し，変更された経費の安易な一般財源への肩代わりは行わず，事業の継続，延期，中止又は受益者負担の増額などの十分な検討を行うこと。

#### (5) 財産収入

未利用市有財産については，売却を促進し，売却が出来ない市有財産については，貸し付けを行うなど積極的な管理費の削減に努めること。

#### (6) 市債

地方債現在高が平成28年度末で233億円を超えており，償還する額も年々増加している状況であるため，新規発行債については，十分に検討した上で見積もること。

#### (7) その他の収入

積極的に，市の公共物等を広告の媒体として活用し歳入増を図ること。

各事業の自己負担金についても妥当な額であるか再度見直しを行うこと。

### 2 歳出に関する事項

全職員が，「平成29年度一般会計当初予算額」より「平成28年度末一般会計地方債現在高」の方が上回っているという現状の財政状況を真摯に受け止めた上で，事業の必要性，費用対効果，過年度実績等についてこれまで以上に精査し，歳出削減に努め，実施する事業については必ず優先順位をつけ，先送りできる事業は先に延ばしをしてください。

今後は，小学校・伊奈庁舎建設などで借入れした地方債の返済が始まり，最大で20億円を超えることから深刻な財源不足が予測され，※経常的な経費を削減することはもとより，大幅な事業の見直しが必要となります。

国・県等の補助金が確実に見込まれる事業については，当初予算で計上し，補正予算での対応は控えることを原則とします。

緊急的な支出については，補正等(予備費充用含む。)での対応を検討しますので，当初予算での過大積算は控えるようにしてください。

「平成29年度当初予算内示における指示事項」を再度確認し，事業の見直しを図ってください。

また，枠配分方式による予算要求とするため，各部長におかれては，担当各課と連絡を密にし，現行通りの予算要求を排除し，部局内で事業の優先順位を付けたうえで部長主導による要求とするものとします。

※ 経常的な経費とは，予算見積書において「経常」と表記されているもので，単年度(一時的)で行う事業の経費ではなく，例年または複数年に渡って継続的に行っている事業の経費。

例：施設の維持管理費，慣例的な事務・事業費，市独自の扶助費，補助金など。

#### (1) 人件費

##### ① 報酬

市条例，規則により適正に予算措置すること。

##### ② 職員給

現員の算定基準日を平成29年10月1日とし、給与水準の適正化、合理化に努力しつつ、現行の給料表で見積もること。併せて、退職者や新規採用職員を考慮、加味した予算措置とすること。また、定員管理に徹し、給与関係経費の縮減と抑制を条件としながら適正な予算額を措置すること。

③ 共済費等

制度改正の動向を注視、把握し見積もること。

④ 嘱託・臨時職員

既存雇用職員も含め、再検討すること。雇用に当たっては、総務課と十分に協議の上、予算計上すること。

(2) 扶助費

近年めまぐるしく変化する国、県の支給基準等の改定があり、単価等を十分精査、検証の上、見積もるとともに、支給対象人員に脱漏がないように配慮すること。

真に必要な方へ効果的に支給ができるよう、支給対象者への所得制限等も検討すること。

(3) 物件費

日常業務での節約に配慮しながら、全体経費の削減、縮減に努めること。

特に、需用費については、より内容を精査し、削減すること。

① 旅費

宿泊を伴う研修は、真に事業効果を発揮できる事業に限定し、研修先は、関東一円及び隣接県を対象とする。公共交通機関を利用した出張については、実費支給とする。

なお、日当は、支給の対象から除外する。

② 消耗品

(ア) 作業着については、原則として総務課で一括して予算計上することとする。(特別会計分も含む。)

(イ) 事業費支弁事務費は、各事業費目に計上することとし、それ以外の事務用品については、原則として総務課で一括して予算計上することとする。

(ウ) 紙媒体による情報(追録、定期刊行物等)の入手を専らとすることなく、インターネットなど他の手段を講じることで事務効率を向上させ、経費の削減に結びつくものを分類しながら予算計上すること。

なお追録に関しては総務課で一括計上することとする。

(エ) 広報紙、ホームページ等を情報伝達手段の第一選択肢とし、複写機の安易な使用は止め、印刷機の積極的な活用を考慮すること。原則、複写機からの印刷は行わないこと。プリンタからの印刷は、原則、1枚に複数ページの印刷や両面印刷とし、庁内文書は裏紙を使用し、経費の削減に努めること。カラーコピー・カラー印刷の使用は、必要最低限とすること。

③ 燃料費

省エネ運転を基本とし、前年度決算額とを対比しながら適正な消費量を積算し、別途指示した単価に基づき見積もること。

④ 食糧費

昼(夕)食の時間帯を避けた会議設定を基本としながら、やむを得ず提供しなければ



ならない時には、別途指示した額で見積もること。

⑤ 印刷製本費

印刷を依頼する場合には、印刷数量を十分精査し、無駄や追加増刷をなくすこと。

⑥ 光熱水費

事務環境の創出に配慮した室温管理の徹底や昼休み等の消灯による節電を考慮した経費の計上とする。冷暖房の設定については、暖房20度(寒い時は着る)、冷房28度を目安として適切な温度管理を行い、過度な使用を控えること。

⑦ 修繕費

常に施設の維持管理を適切に行い、工事請負費に属さない経費を計上すること。積算が困難な修繕工事については、数社から参考見積書を徴し、適正な額を措置すること。また、部局内で複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

⑧ 役務費

適切な連絡方法、手段を講じることで通信運搬費の節減に結びつけ、広告料、手数料等も実績を勘案の上、事業効果を十分に参酌した経費とすること。

建物及び車両にかかる保険料は、財政課において一括算定し各課に周知、指示するので、平成29年度中に異動があったものや平成30年度中に新たに保険加入が必要なものについては、漏れなく財政課に連絡すること。

各事業における保険については、総務課の「全国町村会総合賠償保険」で対応できないか検討した上で予算計上すること。

⑨ 委託料

年度当初に契約が集中することから、長期継続契約業務、債務負担行為による契約業務、単年度業務を識別して契約事務の平準化を図るとともに、複数施設の植栽管理業務や施設管理業務を取りまとめることにより、契約事務の平準化とコスト削減を図ること。

(ア) 民間業者等に委託する場合は、業務内容を厳しく分析し、必要経費を勘案した計上とすること。また、契約時には見積もり額で安易に契約することなく、再度協議し、減額に努めること。

(イ) 継続している事業についても、聖域と捉えることを厳禁とし、業務仕様書を積極的に見直し、新たな視点、発想で見積もること。

(ウ) 継続業務や新規業務に拘束されない斬新な発注方法を模索し、多様な選択肢から厳選すること。

(エ) 委託料の改定が予測されるものについては、説明資料の添付を義務付ける。業務内容が大幅に変更になる場合は、適宜に見積書を提出すること。

(オ) 茨城計算センター等電算業務委託については事業の精査を実施し、不必要な事業委託、システム使用料等の不当な請求について十分調査すること。

⑩ 使用料及び賃借料

(ア) 土地、建物の賃借料は、前年度契約単価を参考に見積もること。

(イ) 複写機や印刷機使用料は、現行単価で見積もること。

(ウ) 事務機器等の増設については、新たな事務事業の発生を除いては、原則考慮しない。リース期間満了を迎える機器については、再リースでの調達を基本と

し、過大な配備機器については契約終了とすること。さらに経費の縮減につながるものが想定される時には財政課との協議を経て、事務環境の向上に寄与させること。

#### ⑪ 備品購入費

庁用備品の購入は原則として認めない。公用車購入を計画している場合は、財政課との協議を経て、環境に配慮した車種選定を基本とする。なお、公用車の維持と運行に際し、集中管理方式を原則としているものの、各課管理の公用車についても適正な管理を行い経費の削減を行うこと。

#### (4) 補助金・負担金等

各種団体への補助金については、既得権を聖域化することなく、ゼロベースの視点から自主財源による組織の活性化を促しながら、団体の理念を実現するための適正な補助金交付指針を基礎として、指導、助言、育成に配慮した予算措置を講じること。さらに所定の目的を達成したものにあっては、廃止を含めた見直しも必要である。

また、一部事務組合の負担金についても、組織の原点に戻りながら事業展開をしていただくこととし、事前協議を重ねながら、構成市の共通理解事項を基盤にして合理的な積算根拠による負担金額を計上すること。

その他、協議会等の負担金に対しても繰越額の多い団体にあつては、減額に努めるよう働きかけること。

さらには、協議会等の必要性についても検討を行うこと。

#### (5) 維持補修費

維持補修作業は、それを放置してしまうことにより、後に、大変な負担になってくることが予想される。安全を基本に、重要度、緊急性を最優先しながら、施設の維持管理に配慮して見積もること。また、複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

#### (6) 投資的経費

現在、策定を進めている次期総合計画を考慮し、各事業の必要性、有効性、効率性及び公共性を総合的に判断して見積もること。また、部局内で複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

##### ① 補助事業(県単独支出金による事業を含む。)

(ア) 国等の予算の動向を漏れなく把握し、確実な見通しを立てながら見積もること。

(イ) 原則として、補助基本額で見積もること。

(ウ) 効果の薄い補助金については、これを受け入れないこととともに、零細補助金は受け入れないことを基本として、特に厳選すること。

(エ) 国・県の補助事業見直しによって廃止・縮減された事業は、市費による肩代わりは行わないこと。

##### ② 市単独事業

(ア) 緊急性、投資効果、施設の運営方法、将来の維持管理にまで踏み込んで十分な検討を加え、真に事業効果が創出できるものに限定すること。

(イ) 適正規模、構造等を綿密に調査し、必要最小限の見積もり額とすること。

(ウ) 市単独事業は、財源確保を検討すること。

#### (7) 債務負担行為

事業の性格を見極めながら、当該年度及び当該年度以降の財政負担を考慮した上で設定を認めるものであること。

### 3 各種基金について

- (1) 適正な運営及び活用を図るとともに、用途については一般財源同様、真に必要な事業に限定し、安易に一般財源の代替えとしないこと。
- (2) 土地開発基金で保有している土地で、売却が可能な土地については売却を促進し、売却が出来ない土地については貸し出して積極的に管理費を削減すること。

### 4 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、一般会計同様の視点に立ち、その設置目的を十分理解し、全事務事業について徹底した見直し検討を行った上で、企業感覚を持って経営状況及び将来の見通しを立て、依存している一般会計からの繰出金の計画的な減額が図れるよう見積もること。

### 5 その他

- (1) 市議会において決議、採択された請願、陳情その他指摘事項及び要望事項については、その内容に十分配慮すること。
- (2) 職員からの優れた提案については事務事業に反映し、事業費の削減を図ること。

各節ごとの積算基準及び留意点は、別表のとおりとする。

別表

| 区 分                      | 歳出予算の積算基準及び留意点  |
|--------------------------|---|
| 一般行政経費                   | (1) 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）を除いた経常的経費については、再度内容を精査し縮減に努めること。  |
| 投資的経費                    | (1) 普通建設事業については、実施計画掲載事業を優先し予算化するものとし、事業費については実施計画での計上額を上限とすること。  |
| 1 報酬                     | (1) 各種委員会、審議会等の開催回数については、年間の回数を精査のうえ必要最小限とし、現行単価により算出のこと。また、委員の人数についても必要最小限とすること。<br>(2) 嘱託職員についても必要最小限で見積り、単価については、「嘱託職員の任用に関する規則」により算出のこと。（日数は実日数で計算し、雇用保険料自己負担額がある場合には、歳入に計上すること。） |
| 2 給料<br>3 職員手当等<br>4 共済費 | (1) 職員（嘱託職員・臨時職員を除く。）の人件費については、総務課で取りまとめて要求するものとする。なお、人件費を計上する特別会計においては、総務課と調整を行ったうえで、歳入歳出予算総額の調整をすること。   |

|             |   |             |           |        |             |    |        |             |        |       |             |         |       |
|-------------|---|-------------|-----------|--------|-------------|----|--------|-------------|--------|-------|-------------|---------|-------|
|             | <p>(2) 時間外勤務手当の年度途中の補正は原則として認めない。</p> <p>(3) 特殊勤務手当の要望については、予算編成システムへの入力はずに、別添の様式で11月13日までに総務課に電子データで提出すること。</p>  |             |           |        |             |    |        |             |        |       |             |         |       |
| 7 賃金        | <p>(1) 事前に総務課と協議し、調整済みとなったもののみ要求すること。雇用にあたっては極力抑制し、やむを得ず雇用する場合は、最小限の日数とすること。単価については、「臨時職員の任用等に関する規則」により算出のこと。(日数は実日数で計算し、雇用保険料自己負担額がある場合には、歳入に計上すること。)</p>  |             |           |        |             |    |        |             |        |       |             |         |       |
| 8 報償費       | <p>(1) 講師については、可能な限り行政機関職員等の活用を図り歳出を抑制すること。</p> <p>(2) 記念品等に係るものについては、内容を精査し抑制すること。</p> <p>(3) 謝礼の金額は、日額6,000円以内とし、事業内容を精査し必要最小限で見積ること。</p>   |             |           |        |             |    |        |             |        |       |             |         |       |
| 9 旅費        | <p>(1) 日当については支給しないこととして積算すること。</p> <p>(2) 公用車の効率的な活用を図ること。</p> <p>(3) 嘱託職員の通勤手当については費用弁償で見込むこと。</p> <p>(4) 東京方面への出張でつくばエクスプレスを利用する場合の乗降駅は、「みらい平駅」で積算すること。</p>  |             |           |        |             |    |        |             |        |       |             |         |       |
| 10 交際費      | <p>支出内容等を十分精査し、節減に努めること。</p>  |             |           |        |             |    |        |             |        |       |             |         |       |
| 11 需用費      | <p>(1) 消耗品費</p> <p>総務課で調達可能な庁用事務用品については、その他の課等においては原則として計上しないこと。</p> <p>複写機等の使用では、資料の作成・配布の工夫によりコピー量を抑えること。またカラーでの出力は極力控えること。</p> <p>(2) 燃料費</p> <p>燃料費については下記の単価で見積もることとするが、使用量について明記し、予算編成時点での価格の変動に対応できる積算とすること。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>燃料単価(消費税込み)</td> <td>レギュラーガソリン</td> <td>138円/ℓ</td> </tr> <tr> <td>燃料単価(消費税込み)</td> <td>軽油</td> <td>110円/ℓ</td> </tr> <tr> <td>燃料単価(消費税込み)</td> <td>灯油(配達)</td> <td>70円/ℓ</td> </tr> <tr> <td>燃料単価(消費税込み)</td> <td>A重油(配達)</td> <td>70円/ℓ</td> </tr> </table> <p>(3) 食糧費</p> <p>会議賄いについては、真にやむを得ない場合に限り計上することとし、一人3,000円以内とする。弁当代は一人600円以内とする。なお、職員分は自己負担とすること。会議等での湯茶等の提供は原則しないものとする。</p> | 燃料単価(消費税込み) | レギュラーガソリン | 138円/ℓ | 燃料単価(消費税込み) | 軽油 | 110円/ℓ | 燃料単価(消費税込み) | 灯油(配達) | 70円/ℓ | 燃料単価(消費税込み) | A重油(配達) | 70円/ℓ |
| 燃料単価(消費税込み) | レギュラーガソリン   | 138円/ℓ      |           |        |             |    |        |             |        |       |             |         |       |
| 燃料単価(消費税込み) | 軽油  | 110円/ℓ      |           |        |             |    |        |             |        |       |             |         |       |
| 燃料単価(消費税込み) | 灯油(配達)  | 70円/ℓ       |           |        |             |    |        |             |        |       |             |         |       |
| 燃料単価(消費税込み) | A重油(配達)   | 70円/ℓ       |           |        |             |    |        |             |        |       |             |         |       |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>(4) 印刷製本費<br/>可能な限り庁内の印刷機を活用することとし、印刷部数及び発行期間等の見直しや広報紙または市ホームページへの掲載等により、ペーパーレス化と刊行物の整理統合を図ること。</p> <p>(5) 光熱水費<br/>使用量の把握とともに、なお一層の節約を図り削減に努めること。また、電力自由化を踏まえ、新たな電力調達についても検討をすること。</p> <p>(6) 修繕料<br/>施設の状況を十分に調査把握し、緊急性、工法等検討のうえ必要最小限度の額を要求すること。また、<u>部局内で複数の要求がある場合は必ず優先順位をつけること。</u></p> <p>(7) 賄材料費，医薬材料費<br/>実績額を考慮し、的確に見積もること。</p> |
| 12 役務費      | <p>(1) 電話料については、通話実績を踏まえて見積もること。</p> <p>(2) 建物及び車両にかかる保険料は、財政課において一括算定し各課に要求額資料を提供するので、平成29年度中に異動があったものや平成30年度中に新たに保険加入が必要なものについては、漏れなく財政課に連絡すること。</p> <p>(3) 郵便物については、配達した記録を残す必要があるものについては、特定記録郵便等を利用すること。</p>   |
| 13 委託料      | <p>(1) 職員で対応可能な業務は、委託業務から除外し経費の縮減に努めるものとするが、民間委託により住民サービスの向上とコスト削減につながるものは、積極的に導入すること。</p> <p>(2) 業者からの見積りに頼ることなく、積算根拠，方法，価格の妥当性などを十分に精査すること。</p>  |
| 14 使用料及び賃借料 | <p>(1) 事務機器等で平成29年度にリース期間満了となるものについては、再リースと買い取りとの料金の比較検討をすること。</p> <p>(2) 一般会計に係る土地借上料については、所管課において賃借料を漏れなく計上すること。</p> <p>(3) バス利用の際は、可能な限り行政バスを利用すること。<br/>(行政バス使用管理規定を参照のこと)</p>   |
| 18 備品購入費    | 庁用備品の購入は、原則として認めないこととする。   |
| 28 繰出金      | 特別会計においては、経営の一層の効率化と健全化に取り組み、一般会計からの基準外の繰出しを抑制すること。  |

収支見込みに変更が生じた場合などは、必要に応じて積算基準の調整を行うことがあります

2. 会計別予算総括表

(単位 千円)

| 会 計 名                      |              | 平成30年度<br>当初予算 | 平成29年度<br>当初予算 | 比較          | 増減率 (%) |
|----------------------------|--------------|----------------|----------------|-------------|---------|
| 一 般 会 計                    |              | 17,484,800     | 20,990,242     | △ 3,505,442 | △ 16.7  |
| 特<br>別<br>会<br>計           | 国民健康保険特別会計   | 4,915,555      | 5,916,222      | △ 1,000,667 | △ 16.9  |
|                            | 後期高齢者医療特別会計  | 480,845        | 444,998        | 35,847      | 8.1     |
|                            | 介護保険特別会計     | 3,413,876      | 3,346,221      | 67,655      | 2.0     |
|                            | 公共下水道事業特別会計  | 1,192,613      | 1,194,010      | △ 1,397     | △ 0.1   |
|                            | 農業集落排水事業特別会計 | 326,656        | 338,921        | △ 12,265    | △ 3.6   |
|                            | 市営分譲住宅特別会計   | 41,547         | 42,022         | △ 475       | △ 1.1   |
|                            | 特別会計合計       | 10,371,092     | 11,282,394     | △ 911,302   | △ 8.1   |
| 合 計                        |              | 27,855,892     | 32,272,636     | △ 4,416,744 | △ 13.7  |
| 水<br>道<br>事<br>業<br>会<br>計 | 収 益 的 収 入    | 1,517,259      | 1,512,100      | 5,159       | 0.3     |
|                            | 収 益 的 支 出    | 1,361,613      | 1,356,562      | 5,051       | 0.4     |
|                            | 資 本 的 収 入    | 807,715        | 1,139,688      | △ 331,973   | △ 29.1  |
|                            | 資 本 的 支 出    | 915,206        | 1,711,315      | △ 796,109   | △ 46.5  |

### 3. 一般会計予算款別前年度比較表

歳入

(単位 千円)

| 款  | 名 称         | 平成30年度<br>当初予算 | 平成29年度<br>当初予算 | 比較          | 増減率<br>(%) | 構成比<br>(%) |
|----|-------------|----------------|----------------|-------------|------------|------------|
| 1  | 市税          | 7,974,808      | 7,504,636      | 470,172     | 6.3        | 45.6       |
| 2  | 地方譲与税       | 262,000        | 263,000        | △ 1,000     | △ 0.4      | 1.5        |
| 3  | 利子割交付金      | 8,000          | 6,000          | 2,000       | 33.3       | 0.1        |
| 4  | 配当割交付金      | 24,000         | 34,000         | △ 10,000    | △ 29.4     | 0.1        |
| 5  | 株式等譲渡所得割交付金 | 25,000         | 18,000         | 7,000       | 38.9       | 0.1        |
| 6  | 地方消費税交付金    | 750,000        | 749,000        | 1,000       | 0.1        | 4.3        |
| 7  | ゴルフ場利用税交付金  | 112,000        | 110,000        | 2,000       | 1.8        | 0.6        |
| 8  | 自動車取得税交付金   | 46,000         | 42,000         | 4,000       | 9.5        | 0.3        |
| 9  | 地方特例交付金     | 79,000         | 65,000         | 14,000      | 21.5       | 0.5        |
| 10 | 地方交付税       | 2,522,000      | 2,470,000      | 52,000      | 2.1        | 14.4       |
| 11 | 交通安全対策特別交付金 | 5,000          | 3,900          | 1,100       | 28.2       | 0.0        |
| 12 | 分担金及び負担金    | 321,918        | 297,655        | 24,263      | 8.2        | 1.8        |
| 13 | 使用料及び手数料    | 129,648        | 127,269        | 2,379       | 1.9        | 0.7        |
| 14 | 国庫支出金       | 2,240,720      | 2,929,619      | △ 688,899   | △ 23.5     | 12.8       |
| 15 | 県支出金        | 1,288,656      | 1,248,120      | 40,536      | 3.2        | 7.4        |
| 16 | 財産収入        | 21,787         | 23,118         | △ 1,331     | △ 5.8      | 0.1        |
| 17 | 寄附金         | 20,009         | 40,009         | △ 20,000    | △ 50.0     | 0.1        |
| 18 | 繰入金         | 62,003         | 2,215,633      | △ 2,153,630 | △ 97.2     | 0.4        |
| 19 | 繰越金         | 250,000        | 250,000        | 0           | 0.0        | 1.4        |
| 20 | 諸収入         | 390,351        | 364,283        | 26,068      | 7.2        | 2.3        |
| 21 | 市債          | 951,900        | 2,229,000      | △ 1,277,100 | △ 57.3     | 5.5        |
|    | (合 計)       | 17,484,800     | 20,990,242     | △ 3,505,442 | △ 16.7     | 100.0      |

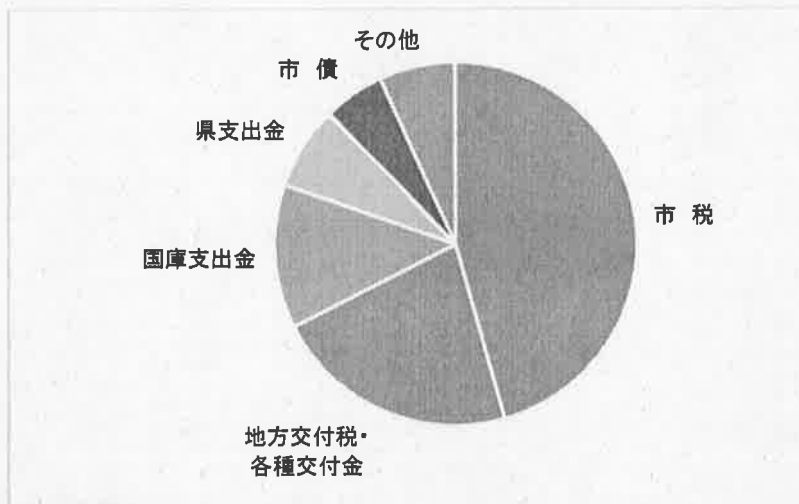
歳出

(単位 千円)

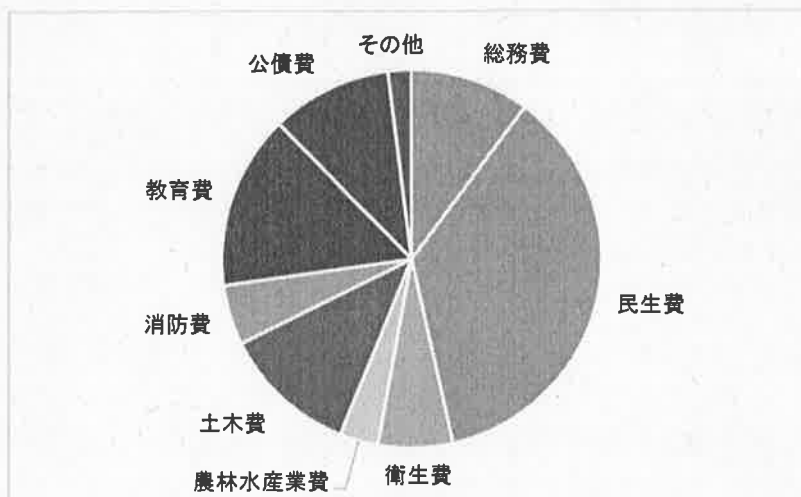
| 款  | 名 称    | 平成30年度<br>当初予算 | 平成29年度<br>当初予算 | 比較          | 増減率<br>(%) | 構成比<br>(%) |
|----|--------|----------------|----------------|-------------|------------|------------|
| 1  | 議会費    | 173,226        | 176,799        | △ 3,573     | △ 2.0      | 1.0        |
| 2  | 総務費    | 1,784,081      | 1,952,921      | △ 168,840   | △ 8.6      | 10.2       |
| 3  | 民生費    | 6,343,000      | 6,430,696      | △ 87,696    | △ 1.4      | 36.3       |
| 4  | 衛生費    | 1,117,885      | 1,115,043      | 2,842       | 0.3        | 6.4        |
| 5  | 農林水産業費 | 562,078        | 718,474        | △ 156,396   | △ 21.8     | 3.2        |
| 6  | 商工費    | 105,320        | 122,300        | △ 16,980    | △ 13.9     | 0.6        |
| 7  | 土木費    | 2,026,230      | 2,629,692      | △ 603,462   | △ 22.9     | 11.6       |
| 8  | 消防費    | 896,900        | 877,485        | 19,415      | 2.2        | 5.1        |
| 9  | 教育費    | 2,609,273      | 5,251,574      | △ 2,642,301 | △ 50.3     | 14.9       |
| 10 | 災害復旧費  | 1              | 1              | 0           | 0.0        | 0.0        |
| 11 | 公債費    | 1,794,580      | 1,621,376      | 173,204     | 10.7       | 10.3       |
| 12 | 諸支出金   | 42,226         | 63,881         | △ 21,655    | △ 33.9     | 0.2        |
| 13 | 予備費    | 30,000         | 30,000         | 0           | 0.0        | 0.2        |
|    | (合 計)  | 17,484,800     | 20,990,242     | △ 3,505,442 | △ 16.7     | 100.0      |

(参考資料)一般会計予算 主な歳入・歳出予算額円グラフ

| 歳入          |            | (単位 千円) |  |
|-------------|------------|---------|--|
| 名称          | 予算額        | 構成比(%)  |  |
| 市税          | 7,974,808  | 45.6    |  |
| 地方交付税・各種交付金 | 3,833,000  | 21.9    |  |
| 国庫支出金       | 2,240,720  | 12.8    |  |
| 県支出金        | 1,288,656  | 7.4     |  |
| 市債          | 951,900    | 5.5     |  |
| その他         | 1,195,716  | 6.8     |  |
| 合計          | 17,484,800 | 100.0   |  |



| 歳出     |            | (単位 千円) |  |
|--------|------------|---------|--|
| 名称     | 予算額        | 構成比(%)  |  |
| 総務費    | 1,784,081  | 10.2    |  |
| 民生費    | 6,343,000  | 36.3    |  |
| 衛生費    | 1,117,885  | 6.4     |  |
| 農林水産業費 | 562,078    | 3.2     |  |
| 土木費    | 2,026,230  | 11.6    |  |
| 消防費    | 896,900    | 5.1     |  |
| 教育費    | 2,609,273  | 14.9    |  |
| 公債費    | 1,794,580  | 10.3    |  |
| その他    | 350,773    | 2.0     |  |
| 合計     | 17,484,800 | 100.0   |  |





4. 一般会計歳出予算 節別・性質別前年度比較表

〔歳出：節別〕

(単位 千円)

| 節  | 名 称         | 平成30年度<br>当初予算 | 平成29年度<br>当初予算 | 比較          | 増減率<br>(%) | 構成比<br>(%) |
|----|-------------|----------------|----------------|-------------|------------|------------|
| 1  | 報酬          | 522,066        | 615,773        | △ 93,707    | △ 15.2     | 3.0        |
| 2  | 給料          | 1,196,225      | 1,189,267      | 6,958       | 0.6        | 6.8        |
| 3  | 職員手当等       | 981,182        | 962,723        | 18,459      | 1.9        | 5.6        |
| 4  | 共済費         | 463,590        | 450,702        | 12,888      | 2.9        | 2.7        |
| 5  | 災害補償費       | 36             | 36             | 0           | 0.0        | 0.0        |
| 6  | 恩給及び退職年金    | 0              | 0              | 0           | -          | 0.0        |
| 7  | 貸金          | 18,069         | 22,305         | △ 4,236     | △ 19.0     | 0.1        |
| 8  | 報償費         | 35,584         | 47,918         | △ 12,334    | △ 25.7     | 0.2        |
| 9  | 旅費          | 34,742         | 39,793         | △ 5,051     | △ 12.7     | 0.2        |
| 10 | 交際費         | 1,310          | 1,620          | △ 310       | △ 19.1     | 0.0        |
| 11 | 需用費         | 620,558        | 677,366        | △ 56,808    | △ 8.4      | 3.6        |
| 12 | 役務費         | 93,684         | 97,273         | △ 3,589     | △ 3.7      | 0.5        |
| 13 | 委託料         | 2,981,600      | 3,764,680      | △ 783,080   | △ 20.8     | 17.1       |
| 14 | 使用料及び賃借料    | 165,318        | 156,475        | 8,843       | 5.7        | 1.0        |
| 15 | 工事請負費       | 611,655        | 3,323,793      | △ 2,712,138 | △ 81.6     | 3.5        |
| 16 | 原材料費        | 6,931          | 6,470          | 461         | 7.1        | 0.0        |
| 17 | 公有財産購入費     | 92,158         | 72,235         | 19,923      | 27.6       | 0.5        |
| 18 | 備品購入費       | 36,104         | 247,400        | △ 211,296   | △ 85.4     | 0.2        |
| 19 | 負担金、補助及び交付金 | 3,062,114      | 3,246,692      | △ 184,578   | △ 5.7      | 17.5       |
| 20 | 扶助費         | 2,944,453      | 2,484,642      | 459,811     | 18.5       | 16.8       |
| 21 | 貸付金         | 17,722         | 18,722         | △ 1,000     | △ 5.3      | 0.1        |
| 22 | 補償、補填及び賠償金  | 42,380         | 43,570         | △ 1,190     | △ 2.7      | 0.2        |
| 23 | 償還金、利子及び割引料 | 1,845,677      | 1,703,227      | 142,450     | 8.4        | 10.6       |
| 24 | 投資及び出資金     | 50,084         | 45,487         | 4,597       | 10.1       | 0.3        |
| 25 | 積立金         | 41,905         | 63,562         | △ 21,657    | △ 34.1     | 0.2        |
| 26 | 寄附金         | 0              | 0              | 0           | -          | 0.0        |
| 27 | 公課費         | 1,819          | 1,911          | △ 92        | △ 4.8      | 0.0        |
| 28 | 繰出金         | 1,587,834      | 1,676,600      | △ 88,766    | △ 5.3      | 9.1        |
| 29 | 予備費         | 30,000         | 30,000         | 0           | 0.0        | 0.2        |
|    | 合 計         | 17,484,800     | 20,990,242     | △ 3,505,442 | △ 16.7     | 100.0      |

〔歳出：性質別〕

(単位 千円)

| 名 称          | 平成30年度<br>当初予算 | 平成29年度<br>当初予算 | 比較          | 増減率<br>(%) | 構成比<br>(%) |
|--------------|----------------|----------------|-------------|------------|------------|
| 人件費          | 3,118,395      | 3,175,898      | △ 57,503    | △ 1.8      | 17.8       |
| 職員給          | 1,929,034      | 1,928,780      | 254         | 0.0        | 11.0       |
| その他          | 1,189,361      | 1,247,118      | △ 57,757    | △ 4.6      | 6.8        |
| 物件費          | 3,889,012      | 4,775,978      | △ 886,966   | △ 18.6     | 22.2       |
| 維持補修費        | 62,286         | 106,331        | △ 44,045    | △ 41.4     | 0.3        |
| 扶助費          | 2,964,981      | 2,506,370      | 458,611     | 18.3       | 17.0       |
| 補助事業         | 1,863,834      | 1,523,583      | 340,251     | 22.3       | 10.7       |
| 単独事業         | 1,101,147      | 982,787        | 118,360     | 12.0       | 6.3        |
| 補助費等         | 2,204,791      | 2,450,572      | △ 245,781   | △ 10.0     | 12.6       |
| 国に対するもの      | 1,538          | 3,682          | △ 2,144     | △ 58.2     | 0.0        |
| 県に対するもの      | 97,648         | 99,950         | △ 2,302     | △ 2.3      | 0.6        |
| 同級他団体に対するもの  | 0              | 0              | 0           | -          | 0.0        |
| 一部事務組合に対するもの | 1,404,292      | 1,394,910      | 9,382       | 0.7        | 8.0        |
| その他に対するもの    | 701,313        | 952,030        | △ 250,717   | △ 26.3     | 4.0        |
| 普通建設事業費      | 779,279        | 3,584,626      | △ 2,805,347 | △ 78.3     | 4.5        |
| 補助事業費        | 188,845        | 2,270,611      | △ 2,081,766 | △ 91.7     | 1.1        |
| 単独事業費        | 554,729        | 1,293,540      | △ 738,811   | △ 57.1     | 3.2        |
| 県営事業負担金      | 35,705         | 20,475         | 15,230      | 74.4       | 0.2        |
| 同級他団体に対するもの  | 0              | 0              | 0           | -          | 0.0        |
| 受託事業費        | 0              | 0              | 0           | -          | 0.0        |
| 災害復旧事業費      | 1              | 1              | 0           | 0.0        | 0.0        |
| 補助事業費        | 0              | 0              | 0           | -          | 0.0        |
| 単独事業費        | 1              | 1              | 0           | 0.0        | 0.0        |
| 公債費          | 1,794,578      | 1,621,374      | 173,204     | 10.7       | 10.3       |
| 地方債元利償還金     | 1,794,578      | 1,621,374      | 173,204     | 10.7       | 10.3       |
| 積立金          | 41,905         | 63,562         | △ 21,657    | △ 34.1     | 0.2        |
| 投資及び出資金      | 49,184         | 43,687         | 5,497       | 12.6       | 0.3        |
| 貸付金          | 18,622         | 20,522         | △ 1,900     | △ 9.3      | 0.1        |
| その他          | 18,622         | 20,522         | △ 1,900     | △ 9.3      | 0.1        |
| 繰出金          | 2,531,766      | 2,611,321      | △ 79,555    | △ 3.0      | 14.5       |
| 予備費          | 30,000         | 30,000         | 0           | 0.0        | 0.2        |
| 合 計          | 17,484,800     | 20,990,242     | △ 3,505,442 | △ 16.7     | 100.0      |

5. 市税の収入見込額

(単位 千円)

| 市 税          | 平成30年度    | 平成29年度    | 平成30年度積算基礎 |           |   |  | 平成29年度積算基礎 |           |   |  |
|--------------|-----------|-----------|------------|-----------|---|--|------------|-----------|---|--|
|              |           |           | 予 算 額      |           | 内 訳   |  | 予 算 額      |           | 内 訳   |  |
| 個人市民税        | 2,865,667 | 2,750,015 | 現年度        | 2,844,767 | 均等割<br>91,094<br>所得割<br>2,753,673                   | 3,500円 × 26,290人 × 99.0%<br>2,781,488,000円 × 99.0%                       | 現年度        | 2,737,015 | 均等割<br>87,911<br>所得割<br>2,649,104                   | 3,500円 × 25,500人 × 98.5%<br>2,689,446,000円 × 98.5%                     |
|              |           |           | 滞納分        | 20,900    | 20,900  |  | 滞納分        | 13,000    | 13,000  |  |
| 法人市民税        | 1,013,408 | 656,585   | 現年度        | 1,012,408 | 均等割<br>127,541<br>税割<br>884,867                     | 128,830,000円 × 99.0%<br>889,314,000円 × 99.5%                             | 現年度        | 655,485   | 均等割<br>125,676<br>税割<br>529,809                     | 127,590,000円 × 98.5%<br>532,472,000円 × 99.5%                           |
|              |           |           | 滞納分        | 1,000     | 均等割<br>600<br>税割<br>400                             |  | 滞納分        | 1,100     | 均等割<br>700<br>税割<br>400                             |  |
| 固定資産税        | 3,302,088 | 3,275,641 | 現年度        | 3,288,788 | 土地<br>999,793<br>家屋<br>1,404,329<br>償却資産<br>884,666 | 1,009,892,500円 × 99.0%<br>1,418,514,600円 × 99.0%<br>893,602,900円 × 99.0% | 現年度        | 3,254,141 | 土地<br>980,242<br>家屋<br>1,425,985<br>償却資産<br>847,914 | 995,170,000円 × 98.5%<br>1,447,701,000円 × 98.5%<br>860,827,000円 × 98.5% |
|              |           |           | 滞納分        | 13,300    | 13,300  |  | 滞納分        | 21,500    | 21,500  |  |
| 国有資産等<br>交付金 | 12,244    | 12,263    |            | 12,244    | 茨城県<br>12,244                                       | 12,244,000円 × 100%   |            | 12,263    | 茨城県<br>12,263                                       | 12,263,000円 × 100%   |
| 軽自動車税        | 129,909   | 123,933   | 現年度        | 128,909   | 原付<br>5,037<br>小型特殊<br>7,153<br>軽自<br>116,719       | 5,140,200円 × 98.0%<br>7,299,500円 × 98.0%<br>119,101,100円 × 98.0%         | 現年度        | 122,833   | 原付<br>5,348<br>小型特殊<br>7,480<br>軽自<br>110,005       | 5,457,700円 × 98.0%<br>7,633,500円 × 98.0%<br>112,250,100円 × 98.0%       |
|              |           |           | 滞納分        | 1,000     | 1,000   |  | 滞納分        | 1,100     | 1,100   |  |
| たばこ税         | 266,333   | 302,547   | 現年度        | 266,333   | 旧3級品以外<br>258,453<br>旧3級品<br>7,880                  | 49,117千本 × 5.262円 × 100%<br>1,970千本 × 4.000円 × 100%                      | 現年度        | 302,547   | 旧3級品以外<br>293,751<br>旧3級品<br>8,796                  | 55,825千本 × 5.262円 × 100%<br>2,622千本 × 3.355円 × 100%                    |
|              |           |           | 滞納分        |           |   |  | 滞納分        |           |   |  |
| 都市計画税        | 385,159   | 383,652   | 現年度        | 383,759   | 土地<br>173,806<br>家屋<br>209,953                      | 175,562,000円 × 99.0%<br>212,073,900円 × 99.0%                             | 現年度        | 380,952   | 土地<br>170,321<br>家屋<br>210,631                      | 172,915,000円 × 98.5%<br>213,839,000円 × 98.5%                           |
|              |           |           | 滞納分        | 1,400     | 1,400   |  | 滞納分        | 2,700     | 2,700   |  |
| 合計           | 7,974,808 | 7,504,636 |            | 7,974,808 |   |  |            | 7,504,636 |   |  |

## 6. 都市計画税充当状況

都市計画税は、都市計画法に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税です。  
このため、一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当しています。

(単位 千円)

|   | 区 分    | 名 称                 | 事業費       | 財 源 内 訳 |      |     |       |           | うち都市計画税 |
|---|--------|---------------------|-----------|---------|------|-----|-------|-----------|---------|
|   |        |                     |           | 国庫補助金   | 県補助金 | 地方債 | その他特財 | 一般財源      |         |
| 1 | 都市計画事業 | 公共下水道事業特別会計繰出金      | 446,635   |         |      |     |       | 446,635   | 199,056 |
| 2 | 都市計画事業 | 取手地方広域下水道組合負担金及び出資金 | 587,000   |         |      |     |       | 587,000   | 100,000 |
| 3 | 地方債償還金 | 該当事業に係る地方債償還金       | 84,703    |         |      |     |       | 84,703    | 84,703  |
|   |        | 合 計                 | 1,118,338 | 0       | 0    | 0   | 0     | 1,118,338 | 383,759 |

※地方債償還費は、都市計画事業又は区画整理事業を実施するための財源として借り入れた地方債の元利償還金のみを計上している。

|                     |                                    |
|---------------------|------------------------------------|
| 都市計画税額<br>(現年度+過年度) | 385,159千円<br>(現年度383,759+過年度1,400) |
|---------------------|------------------------------------|

※平成30年度予算には、現年度分のみを充当している。

## 7. 基金残高の状況

(単位 千円)

| 区分          | 平成29年度末<br>現在高見込額 | 平成30年度予算計上額 |        | 充当事業   | 平成30年度末<br>現在高見込額 |
|-------------|-------------------|-------------|--------|--|-------------------|
|             |                   | 積立額         | 取崩額    |  |                   |
| 財政調整基金      | 2,432,516         | 1,322       | 0      |  | 2,433,838         |
| 減債基金        | 950,711           | 20,124      | 0      |  | 970,835           |
| 小 計         | 3,383,227         | 21,446      | 0      |  | 3,404,673         |
| その他の特定目的基金  |                   |             |        |  |                   |
| ふるさと創生基金    | 257,409           | 26          | 10,000 | ふれあいコミュニティ補助金500, 福岡堰桜並木保全2,000, シティプロモーション事業7,500   | 247,435           |
| 地域福祉基金      | 354,130           | 36          | 35,000 | 社会福祉協議会補助費7,500, 在宅福祉・生活支援事業17,500, 保育施設運営事業5,000, 予防接種事業5,000   | 319,166           |
| 公共施設整備基金    | 263,312           | 396         | 0      |  | 263,708           |
| ふるさとづくり基金   | 17,000            | 20,001      | 17,000 | 地域公共交通運行事業費2,000, 子育て支援・保育サービス推進事業4,000, 予防接種事業3,000, 水田農業構造改革対策事業3,000, 観光協会育成支援事業2,000, 公園維持管理費3,000 | 20,001            |
| 小 計         | 891,851           | 20,459      | 62,000 |  | 850,310           |
| 土地開発基金      | 969,754           | 321         | 0      |  | 970,075           |
| うち土地開発基金現金分 | 639,865           | 321         | 0      |  | 640,186           |
| 合 計         | 5,244,832         | 42,226      | 62,000 |  | 5,225,058         |

8. 普通交付税見込額試算表

(単位 千円, %)

|   | 平成29年度<br>算定実績<br>A | 平成30年度<br>見込額<br>B | 伸び率<br>B/A-1<br>C |
|---|---------------------|--------------------|-------------------|
| 基準財政需要額   |                     |                    |                   |
| 個別算定経費+包括算定経費①<br>(公債費、事業費補正を除く)                    | 7,872,347           | 8,037,984          | 2.1               |
| 地域経済・雇用対策費+地域の<br>元気創造事業費②<br>(人口減少等特別対策事業費を<br>含む) | 333,451             | 310,397            | △ 6.9             |
| 事業費補正③  | 654,056             | 654,056            | 0.0               |
| 公債費④  | 1,014,764           | 1,049,764          | 3.4               |
| 臨財債振替額⑤   | 736,082             | 676,000            | △ 8.2             |
| 計 (①~④合算) -⑤  | 9,138,536           | 9,376,201          | 2.6               |
| 基準財政収入額   | 6,844,369           | 6,961,408          | 1.7               |
| 錯誤  |                     |                    |                   |
| 需要錯誤  | △ 11,816            |                    | -                 |
| 収入錯誤  | △ 13,996            |                    | -                 |
| 差引  |                     |                    |                   |
| 需要額(振替前)  | 9,862,802           | 10,052,201         | 1.9               |
| 臨財債発行可能額  | 736,082             | 676,000            | △ 8.2             |
| 需要額(振替後)  | 9,126,720           | 9,376,201          | 2.7               |
| 収入額   | 6,830,373           | 6,961,408          | 1.9               |
| 普通交付税額 (縮減前)  | 2,296,347           | 2,414,793          | 5.2               |
| 合併算定替終了に伴う縮減  | △ 95,000            | △ 140,000          | 47.4              |
| 普通交付税額 (縮減後)  | 2,201,347           | 2,274,793          | 3.3               |
| 交付税+臨財債   | 2,937,429           | 2,950,793          | 0.5               |

(単位 千円)

| 基準財政収入額     |      |     | 収入額       |
|-------------|------|-----|-----------|
| 税目の種類       |      | 収入額 |           |
| 市民税         | 均等割  | 個人  | 65,121    |
|             |      | 法人  | 107,573   |
|             | 所得割  |     | 2,352,927 |
|             | 法人税割 |     | 447,329   |
| 固定資産税       | 土地   |     | 768,162   |
|             | 家屋   |     | 1,050,697 |
|             | 償却資産 |     | 675,557   |
| 軽自動車税       |      |     | 96,212    |
| 市町村たばこ税     |      |     | 206,717   |
| 利子割交付金      |      |     | 4,921     |
| 配当割交付金      |      |     | 20,339    |
| 株式等割交付金     |      |     | 20,616    |
| 地方消費税交付金    |      |     | 690,256   |
| ゴルフ場利用税交付金  |      |     | 86,313    |
| 自動車取得税交付金   |      |     | 40,823    |
| 市町村交納付金     |      |     | 9,057     |
| 地方揮発油譲与税    |      |     | 70,935    |
| 自動車重量譲与税    |      |     | 179,587   |
| 交通安全対策特別交付金 |      |     | 4,966     |
| 地方特例交付金     |      |     | 59,899    |
| 東日本大震災特例加算  |      |     | 3,401     |
| 合計          |      |     | 6,961,408 |

## 9. 補助金一覧

(単位 千円)

| 補助金等の名称                    | 平成30年度<br>当初予算 | 平成29年度<br>当初予算 | 比較増減      | 担当課       |
|----------------------------|----------------|----------------|-----------|-----------|
| 賀詞交換会実行委員会補助金              | 250            | 300            | △ 50      | 政策秘書課     |
| 循環バス運行事業補助金                | 22,357         | 22,391         | △ 34      | みらいまちづくり課 |
| 雇用促進奨励金                    | 1,500          | 3,000          | △ 1,500   | みらいまちづくり課 |
| 三世同居・近居住宅支援事業              | 0              | 12,000         | △ 12,000  | みらいまちづくり課 |
| 市統計協会補助金                   | 30             | 30             | 0         | みらいまちづくり課 |
| 資格取得等研修助成金                 | 114            | 224            | △ 110     | 総務課       |
| 交通安全指導対策補助金                | 225            | 225            | 0         | 安心安全課     |
| 常総地区交通安全協会2支部補助金           | 406            | 406            | 0         | 安心安全課     |
| 常総地区交通安全母の会連合会2支部補助金       | 286            | 286            | 0         | 安心安全課     |
| 常総地区防犯協会2支部補助金             | 500            | 500            | 0         | 安心安全課     |
| 麦の赤かび病防除対策補助金              | 0              | 80             | △ 80      | 産業経済課     |
| 水稲病害虫緊急対策補助金               | 0              | 3,037          | △ 3,037   | 産業経済課     |
| みらいプレミアム等開発育成支援事業費補助金      | 0              | 300            | △ 300     | 産業経済課     |
| 市家畜衛生指導協会補助金               | 150            | 180            | △ 30      | 産業経済課     |
| つくばみらい4Hクラブ補助金             | 30             | 30             | 0         | 産業経済課     |
| 農業用プラスチック適正処理推進協議会補助金      | 150            | 150            | 0         | 産業経済課     |
| 水田農業構造改革対策助成金              | 0              | 122,190        | △ 122,190 | 産業経済課     |
| 暗渠排水用資材補助金                 | 0              | 2,000          | △ 2,000   | 産業経済課     |
| 経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金       | 8,814          | 8,344          | 470       | 産業経済課     |
| 市単機械・施設整備事業補助金             | 0              | 1,978          | △ 1,978   | 産業経済課     |
| 農業経営基盤強化資金利子助成補助金          | 396            | 561            | △ 165     | 産業経済課     |
| 農協系統農業災害資金利子助成補助金          | 20             | 0              | 20        | 産業経済課     |
| 農業次世代人材投資資金(青年就農給付金)       | 11,250         | 15,750         | △ 4,500   | 産業経済課     |
| 経営転換協力金                    | 5,000          | 10,000         | △ 5,000   | 産業経済課     |
| 地域集積協力金                    | 1,500          | 2,250          | △ 750     | 産業経済課     |
| 耕作者集積協力金                   | 500            | 1,000          | △ 500     | 産業経済課     |
| 農業基盤整備促進事業補助金              | 11,150         | 17,826         | △ 6,676   | 産業経済課     |
| 湛水防除施設等電気料補助金              | 176            | 146            | 30        | 産業経済課     |
| 排水路浚渫工事補助金                 | 100            | 100            | 0         | 産業経済課     |
| 多面的機能支払事業費補助金              | 34,910         | 34,927         | △ 17      | 産業経済課     |
| 環境保全型農業直接支払事業補助金           | 672            | 416            | 256       | 産業経済課     |
| 緑の少年団活動補助金                 | 52             | 52             | 0         | 産業経済課     |
| 身近なみどり整備推進事業補助金            | 900            | 0              | 900       | 産業経済課     |
| 中小企業信用保証料補給金               | 8,400          | 11,400         | △ 3,000   | 産業経済課     |
| 商工会補助金                     | 12,870         | 13,870         | △ 1,000   | 産業経済課     |
| 市観光協会補助金                   | 6,280          | 7,400          | △ 1,120   | 産業経済課     |
| 緊急対策融資保証料補給金               | 538            | 1,245          | △ 707     | 産業経済課     |
| 緊急対策融資利子補給金                | 3,116          | 3,921          | △ 805     | 産業経済課     |
| 小絹駅自転車駐車場学生利用料助成金          | 555            | 675            | △ 120     | 生活環境課     |
| 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金    | 1,500          | 0              | 1,500     | 生活環境課     |
| 上水道第2次拡張事業国庫補助事業対象起債償還分補助金 | 78             | 238            | △ 160     | 生活環境課     |
| ふれあいコミュニティ補助金              | 500            | 500            | 0         | 市民サポート課   |
| 集会施設整備補助金                  | 977            | 3,262          | △ 2,285   | 市民サポート課   |
| いばらき出会いサポートセンター入会金助成金      | 0              | 16             | △ 16      | 市民サポート課   |
| 結婚新生活支援事業費補助金              | 900            | 720            | 180       | 市民サポート課   |
| エキストラの会補助金                 | 340            | 400            | △ 60      | 市民サポート課   |
| 市社会福祉協議会補助金                | 36,142         | 38,690         | △ 2,548   | 社会福祉課     |
| 市民生委員児童委員協議会補助金            | 6,550          | 6,870          | △ 320     | 社会福祉課     |
| 市更生保護女性会補助金                | 131            | 131            | 0         | 社会福祉課     |
| 市保護司会補助金                   | 116            | 116            | 0         | 社会福祉課     |
| 部落解放愛する会茨城県連合会             | 225            | 225            | 0         | 社会福祉課     |
| つくばみらい支部補助金                | 225            | 225            | 0         | 社会福祉課     |
| 遺族会補助金                     | 710            | 710            | 0         | 社会福祉課     |

(単位 千円)

| 補助金等の名称                        | 平成30年度<br>当初予算 | 平成29年度<br>当初予算 | 比較増減      | 担当課     |
|--------------------------------|----------------|----------------|-----------|---------|
| 臨時福祉給付金                        | 0              | 105,000        | △ 105,000 | 社会福祉課   |
| 市身障協議会補助金                      | 120            | 120            | 0         | 社会福祉課   |
| 市母子寡婦福祉会補助金                    | 130            | 130            | 0         | こども福祉課  |
| 多子世帯保育料軽減事業費補助金                | 13,797         | 9,828          | 3,969     | こども福祉課  |
| 防犯対策整備事業費補助金                   | 0              | 4,575          | △ 4,575   | こども福祉課  |
| 市シルバー人材センター補助金                 | 3,000          | 3,000          | 0         | 介護福祉課   |
| 高年クラブ連合会補助金                    | 228            | 334            | △ 106     | 介護福祉課   |
| 単位高年クラブ補助金                     | 1,655          | 1,845          | △ 190     | 介護福祉課   |
| 人間ドック等助成金                      | 2,980          | 2,565          | 415       | 国保年金課   |
| 骨髄ドナー助成金                       | 140            | 140            | 0         | 健康増進課   |
| 医療用ウィッグ購入費助成金                  | 30             | 100            | △ 70      | 健康増進課   |
| 乳幼児予防接種助成金                     | 1,780          | 319            | 1,461     | 健康増進課   |
| 小児季節性インフルエンザ等助成金               | 85             | 85             | 0         | 健康増進課   |
| 高齢者予防接種助成金                     | 12             | 12             | 0         | 健康増進課   |
| 妊婦健康診査費助成金                     | 2,019          | 1,334          | 685       | 健康増進課   |
| 不妊治療費助成金                       | 4,850          | 4,200          | 650       | 健康増進課   |
| 木造住宅耐震補強補助金                    | 400            | 400            | 0         | 都市計画課   |
| 東日本大震災に伴う経費（被災住宅復興支援<br>利子補給金） | 24             | 74             | △ 50      | 都市計画課   |
| 民間賃貸住宅家賃補助金                    | 2,388          | 1,200          | 1,188     | 都市計画課   |
| 私道整備補助金                        | 500            | 500            | 0         | 建設課     |
| 浄化槽設置事業費補助金                    | 8,504          | 10,070         | △ 1,566   | 上下水道課   |
| 単独処理浄化槽撤去補助金                   | 270            | 450            | △ 180     | 上下水道課   |
| 市教育研究会補助金                      | 1,939          | 1,758          | 181       | 学校教育課   |
| 小中陸上競技会補助金                     | 75             | 75             | 0         | 学校教育課   |
| 中学校総合体育大会補助金                   | 122            | 122            | 0         | 学校教育課   |
| 遠距離通学費補助金                      | 169            | 148            | 21        | 学校教育課   |
| 各種競技出場補助金                      | 1              | 1              | 0         | 学校教育課   |
| 幼稚園就園奨励費補助金                    | 28,069         | 24,797         | 3,272     | 学校教育課   |
| 施設型給付費補助金                      | 100,239        | 94,343         | 5,896     | 学校教育課   |
| 一時預かり事業補助金                     | 96             | 2,174          | △ 2,078   | 学校教育課   |
| 実費徴収に係る補足給付事業補助金               | 1              | 1              | 0         | 学校教育課   |
| 認定こども園特別支援教育・保育事業補助金           | 1              | 1              | 0         | 学校教育課   |
| P T A連絡協議会補助金                  | 85             | 100            | △ 15      | 生涯学習課   |
| 文化協会補助金                        | 1,479          | 1,740          | △ 261     | 生涯学習課   |
| ガールスカウト茨城県第38団補助金              | 26             | 30             | △ 4       | 生涯学習課   |
| 子ども会育成連合会補助金                   | 638            | 750            | △ 112     | 生涯学習課   |
| 幼小中学校家庭教育学級補助金                 | 228            | 270            | △ 42      | 生涯学習課   |
| 青少年育成市民会議補助金                   | 1,345          | 1,582          | △ 237     | 生涯学習課   |
| 綱火団体補助金                        | 408            | 480            | △ 72      | 生涯学習課   |
| 西丸山祈禱囃子保存会補助金                  | 40             | 47             | △ 7       | 生涯学習課   |
| 福岡盆踊り保存会補助金                    | 19             | 22             | △ 3       | 生涯学習課   |
| 間宮林蔵頭彰会補助金                     | 33             | 38             | △ 5       | 生涯学習課   |
| 体育協会補助金                        | 3,046          | 3,583          | △ 537     | スポーツ推進室 |
| マラソン大会実行委員会補助金                 | 0              | 5,800          | △ 5,800   | スポーツ推進室 |
| 一般会計合計                         | 362,337        | 635,211        | △ 272,874 |         |
| 認知症カフェ運営補助金                    | 60             | 60             | 0         | 介護福祉課   |
| 福祉用具・住宅改修支援事業補助金               | 10             | 20             | △ 10      | 介護福祉課   |
| 介護保険特別会計合計                     | 70             | 80             | △ 10      |         |
| 水洗化利子補給金                       | 30             | 30             | 0         | 上下水道課   |
| 公共下水道事業特別会計合計                  | 30             | 30             | 0         |         |

※ 平成30年度当初予算は、骨格予算であるため一部補助金については計上していません。

### 10. 主な一部事務組合負担金一覧

(単位 千円)

| 負担金の名称             | 平成30年度<br>当初予算 | 平成29年度<br>当初予算 | 比較増減    | 担当課 ( )は平成29年度                  |
|--------------------|----------------|----------------|---------|---------------------------------|
| 常総地方広域市<br>町村圏事務組合 | 1,303,634      | 1,298,629      | 5,005   | 政策秘書課 225,081 (228,831)         |
|                    |                |                |         | 社会福祉課 133 (45)                  |
|                    |                |                |         | 生活環境課 253,278 (266,347)         |
|                    |                |                |         | 安心安全課 776,403 (753,691)         |
|                    |                |                |         | スポーツ推進室 48,739 (49,715)         |
| 茨城租税債権管<br>理機構     | 5,614          | 5,310          | 304     | 収納課                             |
| 利根川水系県南<br>水防事務組合  | 730            | 1,028          | △ 298   | 安心安全課                           |
| 取手市外2市火<br>葬場組合    | 23,284         | 25,913         | △ 2,629 | 生活環境課                           |
| 常総衛生組合             | 69,068         | 57,928         | 11,140  | 生活環境課                           |
| 県後期高齢者医<br>療広域連合   | 404,932        | 387,721        | 17,211  | 国保年金課 (共通経費分) 18,640 (15,834)   |
|                    |                |                |         | 国保年金課 (医療給付分) 386,292 (371,887) |
| 取手地方広域下<br>水道組合    | 587,000        | 587,000        | 0       | 上下水道課 (負担金) 539,000 (547,000)   |
|                    |                |                |         | 上下水道課 (出資金) 48,000 (40,000)     |
| 合 計                | 2,394,262      | 2,363,529      | 30,733  |                                 |

### 11. 特別会計への繰出金一覧

(単位 千円)

| 繰出先              | 平成30年度<br>当初予算 | 平成29年度<br>当初予算 | 比較増減     | 担当課   |
|------------------|----------------|----------------|----------|-------|
| 国民健康保険特<br>別会計   | 314,465        | 315,358        | △ 893    | 国保年金課 |
| 後期高齢者医療<br>特別会計  | 110,088        | 105,854        | 4,234    | 国保年金課 |
| 介護保険特別会<br>計     | 496,870        | 493,792        | 3,078    | 介護福祉課 |
| 公共下水道事業<br>特別会計  | 446,635        | 535,931        | △ 89,296 | 上下水道課 |
| 農業集落排水事<br>業特別会計 | 219,455        | 225,346        | △ 5,891  | 上下水道課 |
| 合 計              | 1,587,513      | 1,676,281      | △ 88,768 |       |



## 12. 市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障経費等に要する経費

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源分) 321,000 千円

(歳出) 社会保障経費等に要する経費 3,749,090 千円

| 事業名  |          | 経費        | 財源内容      |        |                             |           |
|------|----------|-----------|-----------|--------|-----------------------------|-----------|
|      |          |           | 特定財源      |        | 一般財源                        |           |
|      |          |           | 国(県)支出金   | その他    | 引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金) | その他       |
| 社会福祉 | 障がい者福祉事業 | 816,659   | 575,545   | 2,669  | 49,195                      | 189,250   |
|      | 高齢者福祉事業  | 7,421     | 0         | 3,790  | 749                         | 2,882     |
|      | 児童福祉事業   | 1,227,610 | 940,012   | 4,015  | 58,507                      | 225,076   |
|      | 母子福祉事業   | 71,298    | 10,294    | 813    | 12,418                      | 47,773    |
|      | 生活保護扶助事業 | 326,009   | 249,911   | 0      | 15,700                      | 60,398    |
|      | 小計       | 2,448,997 | 1,775,762 | 11,287 | 136,569                     | 525,379   |
| 社会保険 | 介護保険事業   | 426,922   | 3,921     | 0      | 87,271                      | 335,730   |
|      | 国民健康保険事業 | 226,156   | 148,147   | 0      | 16,094                      | 61,915    |
|      | 小計       | 653,078   | 152,068   | 0      | 103,365                     | 397,645   |
| 保健衛生 | 医療福祉事業   | 446,412   | 220,434   | 29,983 | 40,437                      | 155,558   |
|      | 疾病予防対策事業 | 194,505   | 587       | 1,760  | 39,645                      | 152,513   |
|      | 健康増進対策事業 | 6,098     | 0         | 1,327  | 984                         | 3,787     |
|      | 小計       | 647,015   | 221,021   | 33,070 | 81,066                      | 311,858   |
| 合計   |          | 3,749,090 | 2,148,851 | 44,357 | 321,000                     | 1,234,882 |

### 13. 一般会計歳出予算事業別概要

歳出予算事業別概要の標記について

- ・各事業に係る標記方法は、
  - ▼事業名(款項目事業番号) 予算額(前年度当初予算額)
  - [財源内訳] ※特定財源がある場合には、その歳入名称及び額
  - [事業概要・効果等] の記載項目は、主なものであり、合計と予算額は一致しません。
- ・予算額等は、千円単位の数字です。(積算根拠については、円単位です。)

#### ■議会事務局

##### ▼議員報酬等経費(1-1-1-02) 121,353(123,591)

[一般財源:121,353]

[事業概要・効果等]

議会議員報酬等に要する経費。

- ・報酬 72,480
  - 議 長 392,000円/月 副議長 352,000円/月 議 員 331,000円/月
- ・期末手当 22,922
- ・議員共済会負担金(地方議会議員年金制度廃止後の既受給者に対する公費負担) 25,951

##### ▼議会活動費(1-1-1-03) 3,938(4,518)

[一般財源:3,938]

[事業概要・効果等]

議会運営・議員活動に要する経費で、行政の公平公正かつ効率的な運営を監視し、議決機関としての役割を果たすため本会議や委員会を開催する。また、地方自治の課題解決のため先進事例を調査研究し、一般質問や政策提言を行い市民のための施策向上を図る。

- ・本会議・常任委員会等費用弁償(日額1,000円) 755
- ・委員会研修費用弁償 1,350
  - 常任委員会 旅費50,000円×6人×3委員会(総務,教育民生,経済)
  - 議会運営委員会 旅費50,000円×9人

##### ▼議会事務局費(1-1-1-04) 8,938(10,071)

[その他:1 一般財源:8,937]

※諸収入:複写機使用料1

[事業概要・効果等]

議会運営に関する事務的経費であり、本会議及び委員会の会議録を正確に作成し永年保存管理する。また、定例会終了後に「議会だより」(年4回)の発行、年間の審議結果や議会構成等を掲載する「特別号」(年1回)を発行し、市民に議会への関心と理解を深めてもらう。さらに、会議録検索システムを運用し市民の利便性の向上を図る。

- ・会議録作成委託料(会議1時間当たり19,440円) 2,819
- ・印刷製本費(議会だより20,350部×4回,特別号20,350部×1回,会議録) 1,137
- ・会議録検索システム運用業務委託料 1,249



議会だより「みらいのとびら」

## ■政策秘書課

### ▼秘書総務費（2-1-1-02） 1,545（3,608）

〔一般財源：1,545〕

〔事業概要・効果等〕

褒章及び表彰に関する業務，儀式及び外部との交際に関する事，一般秘書業務を行う。

- ・市長研修会等参加随同行旅費 118
- ・市長車借上料 1,232

### ▼特別職活動費（2-1-1-03） 2,424（3,068）

〔一般財源：2,424〕

〔事業概要・効果等〕

特別職による市のPR，政策協議，対外的交際に関する事業を行う。

- ・市長及び副市長旅費 129
- ・市長交際費 750

### ▼賀詞交換会事業費（2-1-1-04） 250（300）

〔その他：10 一般財源：240〕

※諸収入：複写機使用料 10

〔事業概要・効果等〕

各界で活躍される方々を一堂に会し，市の将来等について意見を交換し，市政運営の一助とする。

- ・賀詞交換会実行委員会補助金 250



賀詞交換会風景

### ▼広報広聴事業費（2-1-2-01） 5,957（6,441）

〔国庫支出金：26 その他：1,320 一般財源：4,611〕

※国庫委託金：自衛隊募集事務委託金 26 諸収入：ホームページ有料広告掲載料 360，広報紙等有料広告掲載料 960

〔事業概要・効果等〕

広報事業では，市政及び市民生活に係わる情報を市民に周知するため広報紙を発行する。また，市広報紙に，有料広告を掲載することにより，市の財源を確保するとともに，広報紙で地元企業をPRすることで，地域経済の活性化を図る。

広聴事業では，市長への手紙，市民懇談会などを実施することにより，幅広い層の市民から提言や意見をいただき市政へ反映する。

- ・広報つくばみらい印刷製本費（0.69円×28ページ×20,800部×12月×1.08） 5,209



広報つくばみらい



市民懇談会風景

▼企画総務費（2-1-6-01） 226,081（235,053）

〔一般財源：226,081〕

〔事業概要・効果等〕

企画事務全般の経費を計上している。国、県及び関係機関の情報を随時確認し、市政への反映を検討する。また、重要施策の調整を行う。

- ・常総地方広域市町村圏事務組合負担金 225,081
- ・幸せリーグ負担金 15
- ・つくば地域図柄入りナンバー推進協議会負担金 100

▼行財政改革推進事業費（2-1-6-03） 3,320（3,320）

〔一般財源：3,320〕

〔事業概要・効果等〕

市の行財政改革の推進について、調査及び審議を行う。

- ・施策評価導入業務委託料 2,960
- ・行政改革懇談会委員報酬 360

## ■みらいまちづくり課

▼まちづくり推進総務費（2-1-6-02） 69,595（38,766）

〔一般財源：69,595〕

〔事業概要・効果等〕

みらいまちづくり課庶務全般に関する経費。

- ・嘱託職員報酬 1,631
- ・県バス運行対策費負担金（県を經由した関東鉄道への補助） 651
- ・新守谷駅自由通路線整備負担金（新守谷駅の東西を結ぶ連絡線の整備負担金） 66,842

▼地域公共交通運行事業費（2-1-6-04） 45,326（52,713）

〔その他：8,862 一般財源：36,464〕

※繰入金：ふるさとづくり基金繰入金 2,000 諸収入：デマンド乗合タクシー納入金 6,862

〔事業概要・効果等〕

今後の高齢化社会の進行、環境保全等へ適切に対応するため、交通空白地域に在住する方をはじめ、交通弱者の移動手段を確保する。

- ・デマンド交通システム運営委託料（運行业務委託費 13,284,000 円、システムサーバー運営委託費 544,320 円、予約センター業務委託費 3,614,004 円） 17,443
- ・コミュニティバス運行見直し調査委託料 4,504
- ・循環バス運行事業補助金（コミュニティバス運行経費損失補てん補助） 22,357



みらい平駅前でのコミュニティバス

▼ふるさと創生事業推進委員会運営費（2-1-6-06） 120（120）

〔一般財源：120〕

〔事業概要・効果等〕

ふるさと創生事業の推進に関し、必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて、市長へ答申を行う。

- ・ふるさと創生事業推進委員報酬（6,000 円×10 人×2 回） 120

▼企業誘致推進事業（2-1-6-07） 1,708（3,257）

〔一般財源：1,708〕

〔事業概要・効果等〕

企業・学校・医療施設・福祉施設等の誘致促進を図る。

- ・雇用促進奨励金（事業者が市内に住所を有する者を新規雇用した場合の奨励金） 1,500

▼つくばエクスプレス推進事業総務費（2-1-6-08） 159（243）

〔一般財源：159〕

〔事業概要・効果等〕

つくばエクスプレス沿線の各区市及び茨城県と連携した協議会で、つくばエクスプレスの利用促進を図る。また、「みらい平駅」の利用を促進するとともに、みらい平地区の定住促進を図る。

- ・各協議会への負担金 100



TXまつり（TX総合基地内）

▼シティプロモーション事業（2-1-6-09） 15,000（27,535）

〔国県支出金：7,500 その他：7,500〕

※国補助金：地方創生推進交付金7,500 繰入金：ふるさと創生基金繰入金7,500

〔事業概要・効果等〕

近年激しさを増す都市間競争を勝ち抜くために、シティプロモーション事業を充実強化し、市の魅力を高めるとともに、市内外に向け効果的に情報を発信する。

- ・シティプロモーションPR支援業務委託料 15,000

▼福岡工業団地土地地区画整理事業（2-1-6-52） 70（19,315）

〔一般財源：70〕

〔事業概要・効果等〕

福岡工業団地土地地区画整理事業により、地域の活性化や産業振興を目指し、首都圏中央自動車連絡道の開通やつくばエクスプレス沿線開発を契機に新たな産業拠点の形成を図る。

- ・普通旅費 70

▼統計調査総務費（2-5-1-01） 60（200）

〔国県支出金：16 一般財源：44〕

※県委託金：統計調査員確保対策事業委託金16

〔事業概要・効果等〕

統計調査業務の庶務全般の経費及び統計協会に関する経費。

- ・県統計協会への負担金・市統計協会への補助金 36

▼常住人口調査経費（2-5-2-02） 39（41）

〔国県支出金：39〕

※県委託金：常住人口調査委託金39

〔事業概要・効果等〕

国勢調査間における市町村ごとの人口及び世帯の移動状況を明らかにするための調査。（所管：茨城県）

▼学校基本調査経費（2-5-2-03） 15（15）

〔国県支出金：15〕

※県委託金：学校基本調査委託金 15

〔事業概要・効果等〕

学校に関する基本的な事項（児童・生徒数，教員数や卒業生の進路など）の調査。（所管：文部科学省）

▼工業統計調査経費（2-5-2-04） 160（169）

〔国県支出金：160〕

※県委託金：工業統計調査委託金 160

〔事業概要・効果等〕

工業の実態を捉える調査。（所管：経済産業省）

・工業統計調査員報酬（調査員：5人） 146

▼経済センサス調査経費（2-5-2-05） 13（一）

〔国県支出金：13〕

※県委託金：経済センサス基礎調査委託金 13

〔事業概要・効果等〕

5年ごとに実施し，事業所及び企業活動の実態を捉える調査。（所管：総務省）

▼住宅・土地統計調査経費（2-5-2-51） 5,181（475）

〔国県支出金：5,181〕

※県委託金：住宅・土地統計調査委託金 5,181

〔事業概要・効果等〕

5年ごとに実施し，住宅・土地，居住状況の実態を捉える調査。（所管：総務省）

・住宅・土地統計調査員報酬 4,500

▼農林業センサス調査経費（2-5-2-53） 6（一）

〔国県支出金：6〕

※県委託金：農林業センサス委託金 6

〔事業概要・効果等〕

5年ごとに実施し，農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握する調査。（所管：農林水産省）

## ■総務課

▼庁内物品購入費（2-1-1-08） 9,160（9,634）

〔その他：90 一般財源：9,070〕

※諸収入：封筒等有料広告掲載料 90

〔事業概要・効果等〕

庁舎内の共通事務用品等を一括購入し管理を行う。

・消耗品費（コピー用紙 1,818，事務用封筒 562，文具事務用品 360，印刷機消耗品代 649，レーザープリンタ消耗品 1,349，複写機カウンター料金 2,713，その他 1,603） 9,054

▼全国町村会総合賠償保険経費（2-1-1-09） 4,032（3,998）

〔その他：500 一般財源：3,532〕

※諸収入：全国町村会総合賠償補償保険金 500

〔事業概要・効果等〕

市が主催する活動及び行事に参加中の者が身体に傷害を被った場合，また市の施設の管理瑕疵により事故が起きた場合に補償する保険に加入するもの。

・全国町村会総合賠償補償保険料 (67.9円×52,000人) 3,531

▼通信運搬費 (2-1-1-10) 25,710 (25,042)

[一般財源: 25,710]

[事業概要・効果等]

庁舎内郵便物の発送を行う。

・後納郵便料 (伊奈庁舎 21,000 谷和原庁舎 4,200) 25,200

▼ファイリングシステム経費 (2-1-1-11) 669 (669)

[一般財源: 669]

[事業概要・効果等]

庁舎内及び出先機関の公文書の管理, 保存及び廃棄を行う。

・消耗品費 (フォルダー182, ファイルボックス 186, 文書保存箱 125, その他 70) 563

・廃棄文書処理委託料 (14円×7,000kg×1.08) 106

▼シャトル便運行事業 (2-1-1-12) 1,787 (1,787)

[一般財源: 1,787]

[事業概要・効果等]

両庁舎における文書等の仕分け, 配布等をシャトル便運行に集約することで効率的に行う。また, 市民が各種手続・相談に来庁した際, 庁舎間をスムーズに移動する手段として運行する。

・運転員報酬 (890円×8時間×244日) 1,738

▼法制業務経費 (2-1-1-13) 6,846 (7,525)

[一般財源: 6,846]

[事業概要・効果等]

法律遵守体制の確立及び公正な行政執行の推進を図るための事業を行う。

・消耗品費 (法令集等追録代 1,645, 法令図書代 50) 1,695

・法律相談委託料 (54,000円×12カ月×2人) 1,296

・例規集管理業務委託料 (例規更新データ作成費 1,404, 例規 CD-ROM 作成費 44, 法制ソフト支援業務 270) 1,718

・例規システム使用料 1,556

▼情報公開制度等関係経費 (2-1-1-14) 30 (1)

[その他: 1 一般財源: 29]

※諸収入: 複写機使用料 1

[事業概要・効果等]

情報公開決定等について審査請求があった場合に, 中立的な立場で審査・答申する。

・情報公開・個人情報保護審査会委員報酬 (6,000円×5人×1日) 30

▼政治倫理審査会経費 (2-1-1-15) 30 (30)

[一般財源: 30]

[事業概要・効果等]

政治倫理に反しているとの調査請求に対して調査・審査を行う。

・政治倫理審査会委員報酬 (6,000円×5人×1日) 30

▼一般管理人事費 (2-1-1-18) 32,797 (36,558)

[その他: 1,395 一般財源: 31,402]

※諸収入: グループ保険事務手数料 1,395

〔事業概要・効果等〕

地方自治の基本理念である最小の経費で最大の効果を上げるため、地方公共団体自らの権限と責任において定員管理の適正化を図り、適正な職員配置を行う。

- ・嘱託・臨時職員労働保険料（雇用保険 3,936, 労災保険 1,041） 4,977
- ・人事評価システム構築業務委託料 864
- ・人事記録・給与計算関連システム借上料 2,722

▼職員厚生費（2-1-1-19） 4,636（4,613）

〔一般財源：4,636〕

〔事業概要・効果等〕

人間ドックや宿泊施設の利用助成に関する情報提供や手続きを行い、職員間の親睦、余暇を効果的に利用した心身のリフレッシュを促すことにより健康増進に寄与する。

年に一度健康診断を実施する。

職員の心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックを実施する。

- ・職員定期健康診断業務委託料 3,459
- ・メンタルヘルスサポート業務委託料 264
- ・ストレスチェック業務委託料 503

▼職員研修経費（2-1-1-20） 484（1,357）

〔一般財源：484〕

〔事業概要・効果等〕

職員の能力向上を目指し、自治研修所研修に職員を派遣する。全職員のレベルアップを図ることにより効率的・効果的な行政運営を展開し、地域活性化・住民満足が図られる。

職務に関連した資格の取得を希望する職員に対し、資格取得専門課程の受講又は資格検定試験の受験に係る費用の援助を行う。

- ・職員研修負担金（地方自治講座 2 人、訴訟実務講座 2 人、女性職員キャリアアップ講座 4 人等 合計 21 人） 89
- ・資格取得等研修助成金 114



職員研修風景

▼特別職報酬等審議会経費（2-1-1-21） 132（132）

〔一般財源：132〕

〔事業概要：効果等〕

非常勤特別職の報酬額を改定することに関し審議、答申する。

- ・特別職報酬等審議会委員報酬（審議 6,000 円×7 人×3 回、答申 6,000 円×1 人×1 回） 132

▼いじめ問題再調査委員会費（2-1-1-22） 1（1）

〔一般財源：1〕

〔事業概要：効果等〕

いじめ防止対策推進法に基づき、第三者によって構成される委員会を設置し、市立小中学校におけるいじめの重大事態の再調査を行う。

▼行政不服審査会経費（2-1-1-23） 1（1）

〔一般財源：1〕

〔事業概要：効果等〕



行政不服審査法に基づき、処分に対し審査請求が提出された場合において、審査会を設置し、審査請求について審査を行う。

▼農業委員会委員候補者選考委員会経費（2-1-1-24） 108（0）

〔一般財源：108〕

〔事業概要：効果等〕

農業委員会委員10名（任期3年，任期満了日：平成31年3月31日）の選考委員会の経費。

▼固定資産評価審査委員会経費（2-2-1-03） 34（38）

〔一般財源：34〕

〔事業概要・効果等〕

固定資産課税台帳に登録された価格に関する納税者の不服について、中立的・専門的な立場で審査を行う。

・固定資産評価審査委員会委員報酬

（委員長10,200円×1人×1日，委員9,000円×2人×1日） 29

▼選挙管理委員会費（2-4-1-01） 2,183（2,264）

〔国県支出金：1 一般財源：2,182〕

※県支出金：在外選挙特別経費1

〔事業概要・効果等〕

各種選挙において、投票時間や氏名掲示等の設定など、適正な執行体制を構築するための委員会経費等。

・選挙管理委員会委員報酬（委員長10,200円×7日，

委員9,000円×3人×4日） 180

・選挙人名簿電算処理委託料（選挙人名簿登録，裁判員制度対象者抽出） 1,965



市内小・中学生による選挙啓発ポスター

▼つくばみらい市長選挙費（2-4-2-01） 17,120（1,108）

〔一般財源：17,120〕

〔事業概要・効果等〕

任期満了日が平成30年5月13日となるつくばみらい市長選挙を実施するための経費。選挙執行日：平成30年4月22日

▼つくばみらい市議会議員補欠選挙費（2-4-3-01） 5,692（-）

〔一般財源：5,692〕

〔事業概要・効果等〕

つくばみらい市議会議員補欠選挙を適正に執行するための経費。選挙執行日：平成30年4月22日※市長選挙と同日に執行。



開票作業風景

▼茨城県議会議員一般選挙費（2-4-4-01） 15,985（-）

〔県支出金：15,985〕

〔事業概要・効果等〕

任期満了日が平成31年1月7日となる茨城県議会議員一般選挙を適正に執行するための経費。

▼監査委員経費（2-6-1-01） 904（906）

〔一般財源：904〕

〔事業概要・効果等〕

市の財務事務や経営に係る事業の管理等が法令に従って適切に行われているか、また最少の経費で最大の効果を発揮するように運営されているかなど、事務処理の合理性・効率性の観点から監査を行う。

- ・監査委員報酬（11,700円×37日×1人，11,700円×36日×1人） 855

## ■財政課

### ▼財政管理総務費（2-1-3-01） 17,882（30,620）

〔一般財源：17,882〕

〔事業概要・効果等〕

予算の編成，地方交付税，地方債等の市財政全般の事務を行う。

新地方公会計制度に基づく財務書類作成のための業務委託を行う。また，市外からの寄附（ふるさと納税）者に対し市特産品等を贈呈する。

- ・ふるさとづくり寄附者に対するお礼品 10,000
- ・予算書印刷（145部） 300
- ・財務4表（貸借対照表，行政コスト計算書，純資産変動計算書，資金収支計算書）作成支援業務委託料 2,992
- ・公会計システム保守業務委託料 432
- ・財務事務支援システム借上料（財務会計システム，公債台帳システム） 3,888

### ▼庁舎管理事業（2-1-5-01） 56,934（61,411）

〔その他：19,437 一般財源：37,497〕

※使用料：行政財産使用料 5,399 財産収入：土地貸付収入 13,847 諸収入：案内板広告料他 191

〔事業概要・効果等〕

伊奈庁舎及び谷和原庁舎の維持管理のための修繕や各種設備点検・保守，夜間警備，清掃業務等の委託及び業務で使用する光熱水費や電話料等の支払いを行う。

- ・光熱水費（電気 11,406，上下水道 1,440，ガス 48） 12,894
- ・通信運搬費（電話：一般 5,400，PHS 276，携帯 480） 6,156
- ・警備業務委託 10,135
- ・清掃業務委託（日常清掃 6,707，定期清掃 664） 7,371
- ・電話交換等業務委託（電話交換及び総合案内） 10,537
- ・各種設備点検・保守（空調設備 992，消防設備 216，エレベーター保守点検 752等） 5,267

### ▼公有財産管理事業（2-1-5-02） 4,651（5,689）

〔その他：4,363 一般財源：288〕

※財産収入：土地貸付収入 4,363

〔事業概要・効果等〕

施設用地の借地料の支払い及び普通財産の維持管理業務委託を行う。

- ・市有地除草管理委託料（15カ所・22,069㎡） 1,912
- ・土地借上料（借地している施設：伊奈庁舎駐車場，谷和原庁舎駐車場） 1,988

### ▼公用車管理事業（2-1-5-03） 25,069（39,068）

〔その他：990 一般財源：24,079〕

※諸収入：自動車損害共済金 990

〔事業概要・効果等〕

所有する公用車の維持管理，行政バスの運行業務委託等を行う。

- ・燃料費（月 4,600円×12月） 7,299
- ・行政バス運行業務委託 4,465

▼契約事務に要する経費（2-1-5-04） 3,275（2,287）

〔一般財源：3,275〕

〔事業概要・効果等〕

隔年で行う競争入札参加資格審査申請（定期受付）及び変更申請の受付事務，市競争入札参加資格審査会の事務，入札公告，入札執行及び契約締結の事務，優良建設工事表彰に係る事務。

- ・業者管理システム費用 741
- ・嘱託職員及び臨時職員雇用経費 2,497

▼情報政策経費（2-1-7-01） 36,034（49,459）

〔一般財源：36,034〕

〔事業概要・効果等〕

国・県を結ぶ外部ネットワーク，庁舎間及び市施設間ネットワーク及び情報系機器の安定した運用のため，セキュリティ対策や機器及びネットワークの保守・更新を行い，行政事務の効率化と向上を図る。

- ・ウイルス対策ソフト更新費用 1,563  
LGWAN系端末480台 インターネット系端末150台 基幹系端末40台
- ・NTTネットワーク回線使用料 2,471  
伊奈・谷和原庁舎間回線及び伊奈庁舎・各出先機関間の回線使用料
- ・公衆Wi-Fi回線使用料 834  
アクセスポイント伊奈庁舎6台，谷和原庁舎8台
- ・ネットワーク及び機器等保守委託料 7,395  
情報系のサーバ（11台）やファイアウォール（3台），通信機器（L3スイッチ2台，ルーター30台）
- ・ネットワーク運用等支援委託料 430  
小中学校，保育園，幼稚園等のブログ作成や管理運営における技術支援業務
- ・番号制度関連システム保守委託料 2,204  
中間サーバと連携するためのシステム保守料
- ・基幹系システム管理業務委託料 3,209  
基幹系システムにおけるユーザー権限，利用ログ情報等をシステム管理する業務委託
- ・ネットワークサーバ機器借上料 2,074  
情報系サーバ3台の老朽化に伴う借り上げ（5年リース）
- ・業務用パソコン及びプリンタ購入 5,570  
庁内で使用する業務用パソコン34台 プリンタ3台の更新
- ・IBBN接続負担金 5,471  
いばらきブロードバンドネットワークの運営費負担金（伊奈庁舎，谷和原庁舎2拠点分）
- ・県市町村共同システム整備運営協議会負担金 547  
地図データを県内市町村が共同で利用するための負担金
- ・番号制度導入に伴う中間サーバー・プラットフォーム利用負担金 2,030  
個人番号を利用した情報連携を行う中間サーバの負担金
- ・いばらき情報セキュリティクラウド運営費負担金 1,274  
茨城県と県内市町村がインターネットと接続する環境のセキュリティ強化を図るために構築したセキュリティクラウドの運営費負担金

## ■会計課

▼会計管理費（2-1-4-01） 8,079（8,129）

〔一般財源：8,079〕

〔事業概要・効果等〕

年間約 60,000 枚の伝票の事務処理を行い、日常の公金管理を実施するとともに、基金の管理、決算書の調整印刷を行う。

- ・通信運搬費（データ伝送システムに係る経費） 160
- ・派出所業務委託料（1 庁舎 1,000 千円×2 カ所+消費税） 2,160
- ・公金収納情報データ作成業務委託料（基本料 778, 取扱手数料 2,722） 3,500

## ■安心安全課

### ▼自衛官募集事務費（2-1-1-07） 12（12）

〔一般財源：12〕

〔事業概要・効果等〕

県防衛協会が実施する事業の活動経費。

### ▼交通安全対策事業（2-1-8-01） 5,451（5,142）

〔その他：112 一般財源：5,339〕

※諸収入：県民交通災害共済加入推進費 112

〔事業概要・効果等〕

交通安全県民運動に合わせ交通安全キャンペーン等を実施し、交通安全に関する啓発や対策を行なう。

また、カーブミラー等の交通安全施設の設置及び維持管理、交通安全関係団体の支援の実施。高齢者の自動車運転事故防止を図るため、高齢者運転免許自主返納支援事業を実施。

- ・高齢者運転免許自主返納支援品 800,000 円
- ・消耗品費：新中学生用ヘルメット・自転車反射材等 1,243,000 円
- ・道路反射鏡新設及び建替工事（新設 24 カ所、撤去 9 カ所） 1,416,000 円
- ・道路警戒路面表示新設工事（4 カ所） 177,000 円
- ・注意看板設置工事（2 カ所） 273,000 円



カーブミラー設置状況

### ▼防犯対策事業（2-1-8-02） 69,192（66,701）

〔国県支出金：5,000 一般財源：64,192〕

※県支出金：交通安全対策特別交付金 5,000

〔事業概要・効果等〕

平成 29 年度から 3 年計画で蛍光灯仕様の防犯灯を LED 化し、維持管理費の削減を図る。防犯に関する啓発や、関係団体の支援を行う。

空家等の調査や管理不適切空家への助言・指導を行ない、改善の見られない空家を特定空家等と認定し、法に基づく助言・指導・勧告等を行う。

- ・光熱費：防犯灯約 5,400 灯及び新設防犯灯等 29,679,000 円
- ・修繕費：防犯灯、赤色回転灯の修理代 5,640,000 円
- ・防犯灯新設工事：LED 化工事及び新設要望等 30,373,000 円



LED 防犯灯

### ▼放射能対策事業（4-1-8-01） 578（618）

〔一般財源：578〕

〔事業概要・効果等〕

市内の空間放射線量の推移を把握するため、81 カ所の空間放射線量調査及び内部被ばく対策として、給食食材・給食完成品、また自家消費農産物等の食材検査を行う。

- ・消耗品費：食材検査用消耗品 54,000 円
- ・放射能測定器等校正手数料 524,000 円

▼常備消防費（8-1-1-01） 776,403（753,691）

〔一般財源：776,403〕

〔事業概要・効果等〕

- ・常総地方広域市町村圏事務組合負担金（消防分） 776,403,000円

▼非常備消防総務費（8-1-2-01） 29,306（29,285）

〔その他：7,000 一般財源：22,306〕

※諸収入：自治総合センターコミュニティ助成金 1,000

諸収入：消防団員退職報償金 6,000

〔事業概要・効果等〕

消防団員の福利厚生等の充実を図る。

H29年度で終了した消防団充実強化推進事業に代わり、コミュニティ助成事業を活用し、情報伝達に要するトランシーバーの整備を図る。

- ・消防団員報酬：団員見込数234人／定数256人 12,669,000円
- ・消防団員退職報償金：（20人分） 6,000,000円
- ・消耗品費：活動服・半長靴・ヘルメット・手袋等 2,969,000円
- ・トランシーバー及び充電器（48台） 1,172,000円

▼消防団員活動費（8-1-2-02） 15,088（14,565）

〔一般財源：15,088〕

〔事業概要・効果等〕

消防団員の活動に伴う経費の支出を行う。

- ・費用弁償
- 出場手当（平時）3,000円×1,550人分 4,650,000円
- 出場手当（有事）5,000円×150人分 750,000円
- ・修繕料：消防ポンプ車両修繕費等 925,000円
- ・消防ホース・筒先一式 446,000円



操法大会

▼防火水槽設置事業（8-1-3-01） 23,907（10,432）

〔国庫支出金：5,386 一般財源：18,521〕

※国庫支出金：耐震性貯水槽設置工事補助金 5,386

〔事業概要・効果等〕

大規模な災害に備え、極端に設置の少ない谷和原地区に耐震性貯水槽の整備を行う。

- ・耐震性貯水槽設置工事（谷和原地区2カ所） 17,000,000円
- ・防火水槽撤去工事（4カ所） 5,275,000円

▼消火栓設置事業（8-1-3-02） 15,097（12,476）

〔一般財源：15,097〕

〔事業概要・効果等〕

火災等に備え、消火栓設置及び改修等を行う。

- ・消防水利負担金：消火栓破損及び老朽化に伴う改修工事負担金（500,000円×13カ所） 6,500,000円
- ・消火栓改良負担金：上下水道課配水管布設替工事に伴う消火栓改良負担金（600,000×13カ所） 7,800,000円

▼消防団ポンプ車両・団器具置場維持管理事業（8-1-3-03） 545（800）

〔一般財源：545〕

〔事業概要・効果等〕

消防団（全 11 個分団分）の活動に伴う、ポンプ車・器具置場（車庫）等の保険に加入し、活動の補助を行う。

火災保険料：（11 個分団 18,000 円）

消防車両任意保険料：（11 個分団 226,000 円）

▼水防対策事業（8-1-4-01） 2,300（4,249）

〔一般財源：2,300〕

〔事業概要・効果等〕

水防警戒時に関する消防団員の費用弁償の支給や、災害に備え資材の補充を行う。

・費用弁償

水防警戒出動（有事） 5,000 円×120 人 600,000 円

鬼怒・小貝水防訓練 3,000 円×54 人 162,000 円

利根川水系水防訓練 3,000 円×68 人 204,000 円

・消耗品費：土のう袋 2,000 枚，ブルーシート 40 枚 261,000 円

▼防災関係経費（8-1-5-02） 6,668（6,846）

〔その他：4,500 一般財源：2,168〕

※地方債：罹災証明・被災者台帳共同整備事業債 4,500

〔事業概要・効果等〕

防災関係の庶務を行う。

・印刷製本費：地域防災計画・国民保護計画見直しに伴う印刷業務 962,000 円

・負担金：茨城県罹災証明・被災者台帳共同整備負担金 4,571,000 円

▼災害対策総務費（8-1-5-03） 4,200（5,260）

〔国県支出金：1,516 一般財源：2,684〕

※県委託金：災害救助費委託金 1,516

〔事業概要・効果等〕

県防災情報システムの管理や、東日本大震災に伴う福島県からの避難住民（2 世帯）の民間住宅借り上げを行う。

また、鬼怒川と小貝川の浸水想定区域の見直しにより、つくばみらい市洪水ハザードマップの全戸配布を行う。

・賃借料：東日本大震災に伴う民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅賃借料  
（59,000 円×1 世帯×12 月，60,000 円×1 世帯×12 月） 1,428,000 円

▼非常備蓄品整備管理事業（8-1-5-04） 4,399（6,306）

〔一般財源：4,399〕

〔事業概要・効果等〕

大規模災害に備え、食料・飲料水等災害用備蓄品の確保及び維持管理を行う。

・消耗品費

災害時備蓄品アルファーマイ，飲料水，毛布等 4,399,000 円



災害時備蓄品

▼防災無線維持管理事業（8-1-5-05） 16,421（12,887）

〔その他：3,500 一般財源：12,921〕

※地方債：Jアラート新型受信機整備事業債 3,500

[事業概要・効果等]

防災行政無線の維持管理を行い、災害時に市民等への情報周知を行えるように備える。  
登録制メール及び電話応答装置の整備により、情報伝達手段の多様化を図る。

・委託料

防災行政無線（同報系）保守点検委託料 5,809,000 円

防災行政無線（移動系）保守点検委託料 2,592,000 円

Jアラート新型受信機更新作業業務委託料 3,510,000 円

▼防災訓練事業（8-1-5-06） 469（971）

[国県支出金：150 一般財源：319]

※県補助金：自主防災組織防災講習会等運営費補助金 150

[事業概要・効果等]

大規模な災害では、まず自分の身の安全確保する「自助」、家族・隣近所の救助を行う「共助」が重要になる。そこで、地域住民や市内小学校と連携を行ない、訓練の中で地域の役割や自助・共助の大切さを体験によって習熟する。

・委託料：資機材設置等委託料（テント・イス・テーブル・音響等） 208,000 円

## ■税務課

▼税務総務費（2-2-1-02） 18,033（24,076）

[その他：3,047 一般財源：14,986]

※手数料：税務手数料 3,000 諸収入：財産評価基準作成謝礼等 47

[事業概要・効果等]

税の専門性に鑑み、税務課職員の知識をより一層取得するとともに、地方税電子申告システム（エルタックス）・電算システム等の活用により事務の効率化を図り、市税の適正賦課により自主財源の確保を図る。

・窓口業務事務員報酬（1人） 1,486

・税／収納システム借上料 13,324

・コンビニ交付システム管理業務委託料 389

・地方税電子化協議会負担金 892

▼個人市民税賦課事務経費（2-2-2-01） 16,881（52,062）

[一般財源：16,881]

[事業概要・効果等]

個人市民税の賦課事務経費で、納税者に対し公平・適正な課税を行うことを目的とする。

・臨時職員賃金（申告受付事務2人、給報整理5人、賦課事務補助4人） 2,248

・賦課電算処理委託料 11,124

・申告受付システム借上料 2,093

▼法人市民税賦課事務経費（2-2-2-02） 257（-）

[一般財源：257]

[事業概要・効果等]

法人市民税の賦課事務経費で、納税者に対し公平・適正な課税を行うことを目的とする。

・印刷製本費（確定・予定申告書他） 252

▼固定資産税賦課事務経費（2-2-2-03） 21,386（-）

[一般財源：21,386]

[事業概要・効果等]

固定資産税・都市計画税の賦課事務経費で、納税者に対し公平・適正な課税を行うことを目的とする。

- ・賦課電算処理委託料 9,218
- ・経年異動修正業務委託料 4,817
- ・評価替えに伴う課税客体調査業務委託料 2,776

▼軽自動車税賦課事務経費（2-2-2-04） 2,892（-）

〔一般財源：2,892〕

〔事業概要・効果等〕

軽自動車税の賦課事務経費で、納税者に対し公平・適正な課税を行うことを目的とする。

- ・賦課電算処理委託料 2,671
- ・検査情報提供負担金 167

## ■収納課

▼徴収事務経費（2-2-2-02） 41,882（47,427）

〔その他：1,101 一般財源：40,781〕

※手数料：督促手数料1,100 諸収入：滞納処分費1

〔事業概要・効果等〕

市の自己財源確保と税の公平性を目的として、滞納者への催告と滞納処分に係る事務及び金融機関、コンビニ、クレジット等による収納管理事務を行う。

- ・口座振替、コンビニ、クレジット収納、預貯金調査手数料 3,668
- ・徴収事務電算処理委託料 9,359
- ・共通納税システム導入に伴うシステム改修委託料 130
- ・茨城租税債権管理機構負担金（均等割50、処理件数割3,300、徴収実績割2,264） 5,614
- ・還付金、還付加算金 17,600

## ■市民サポート課

▼活動支援事業費（2-1-1-06） 2,508（10,932）

〔国県支出金：900 その他：500 一般財源：1,108〕

※繰入金：ふるさと創生基金繰入金500

〔事業概要・効果等〕

多様な市民活動団体等の自主性を尊重しながら支援を行うとともに、市内への移住・定住促進などのため、他地域との交流・連携を積極的に促進する。

- ・都市農村交流事業委託料 1,800
- ・ふれあいコミュニティ補助金 500

▼自治振興事業費（2-1-1-16） 19,546（21,166）

〔一般財源：19,546〕

〔事業概要・効果等〕

市と地域住民との間の連絡事務を円滑に処理するために、各行政区の行政協力員への委嘱、又は行政区との委託契約により事務を遂行し、市行政の民主的かつ効率的な運営を図る。

自動車の物損事故や支柱腐食等により破損した地域案内標識を修繕する。

集会施設の整備を要望する行政区に対し、現地調査、修繕等の必要性を検討した上で補助金を交付する。

- ・行政協力員報酬（均等割：12,000円×200人、世帯割：1,200円×10,900世帯） 15,480
- ・行政区事務委託料（均等割：12,000×14件、世帯割：1,200円×2,179世帯） 2,783



- ・行政協力謝礼 (900 円×200 世帯) 180
- ・地域案内標識修繕料 126
- ・集会施設整備補助金 977

▼広報紙等配布事業 (2-1-1-17) 7,533 (8,561)

[一般財源：7,533]

[事業概要・効果等]

広報紙等を各世帯に配布するためのポスティングを委託する。回覧文書は行政協力員宅までまで届ける。

- ・広報紙等配布業務委託料 (広報紙配布業務 3,482, 広報紙以外配布業務 3,471, 回覧文書配布業務 168) 7,121

▼男女共同参画推進事業費 (2-1-9-02) 517 (4,532)

[その他：24 一般財源：493]

※諸収入：男女共同参画啓発事業参加者負担金 24

[事業概要・効果等]

男女共同参画社会の形成のため基本理念に基づき様々な施策事業を実施し、総合的に推進する。また、啓発事業を実施し、男女共同参画の必要性について周知を図る。

- ・男女共同参画推進委員会委員報酬 (6,000 円×10 人×3 回) 180
- ・男女共同参画啓発事業謝礼 (どすこいクッキング講師謝礼) 30
- ・第2次男女共同参画計画書印刷製本費 (100 冊) 185



どすこいクッキングの様子

▼婚活事業 (3-2-1-08) 972 (2,656)

[国県支出金：450 一般財源：522]

※県支出金：結婚新生活支援事業費補助金 450

[事業概要・効果等]

市民の、未婚化及び晩婚化、少子化への対策及び市内定住化を促進する。

- ・負担金、補助及び交付金 (結婚新生活支援事業費補助金 900, いばらき出会いサポートセンター負担金 72) 972

▼フィルムコミッション推進事業 (6-1-3-01)

1,767 (2,259)

[一般財源：1,767]

[事業概要・効果等]

映像制作会社からの撮影候補地の提供依頼に積極的かつ迅速に対応するとともに、ロケハンから個人所有物の撮影協力に係る初期交渉を行い、市内での映像製作を支援することで、当市のPR、経済効果など地域振興に寄与する。



ロケ風景

▼消費生活センター運営事業 (6-1-5-01) 6,596 (7,916)

[国県支出金：724 一般財源：5,872]

※県補助金：消費者行政推進事業費補助金 724

[事業概要・効果等]

消費生活専門の相談員による、消費に関する苦情や問い合わせなどの相談業務を行う。また、消費者被害を未然に防ぐため、市民への啓発活動や情報提供などを行う。

- ・消費生活相談員報酬（3名：週4日勤務2名 週2日勤務1名） 5,406
- ・消費生活相談員社会保険料 710
- ・消費生活相談員通勤手当及び研修旅費 272

▼消費者行政推進事業（6-1-5-50） 1,303（1,277）

〔国県支出金：1,303〕

※県補助金：消費者行政推進事業費補助金 1,303

〔事業概要・効果等〕

複雑多様化する相談にも対応できるよう、研修会への参加の支援や弁護士に依頼し勉強会を行うなどにより、消費生活相談員のスキルアップを図る。消費者教育推進のため、啓発用品等を購入し、配布する。

- ・弁護士相談謝礼（10,800円×2H×6回） 130
- ・消耗品（リーフレット、ミニタオル、ウェットティッシュ、マグネット等の啓発物品等） 656
- ・放射能測定機器校正手数料 216
- ・消費者教育用図書・備品購入（各学校への教育用図書205、教育用指人形96） 301

## ■市民窓口課

▼戸籍住民基本台帳費（2-3-1-02） 44,736（42,814）

〔国県支出金：7,579 その他：14,319 一般財源：22,838〕

※国補助金：個人番号カード交付事業費補助金 5,925、個人番号カード事務費補助金 1,370 国委託金：中長期在留者住居地届出等事務委託金 230 県委託金：人口動態事務委託金 54 手数料：戸籍住民手数料 13,958、自動車臨時運行許可番号標交付手数料 360 諸収入：自動車臨時運行許可番号標弁償金 1

〔事業概要・効果等〕

戸籍、住民基本台帳、印鑑登録について届出の受理と各種証明書の交付を行い、市民サービスの向上を図る。

- ・窓口業務事務員報酬（7人） 10,741
- ・コンビニ交付システム管理業務委託料 1,944
- ・住民基本台帳システム借上料 6,784
- ・住民基本台帳ネットワークシステム借上料 2,214
- ・コンビニ交付運営市町村負担金 2,700
- ・いばらき戸籍共同システム整備運営協議会負担金 7,496
- ・通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る交付金（地方公共団体情報システム機構） 5,925

▼旅券事務費（2-3-2-01） 1,840（1,785）

〔一般財源：1,840〕

〔事業概要・効果等〕

パスポートの申請・交付の事務手続きを行う。

- ・旅券事務員報酬（1人） 1,543

## ■社会福祉課

▼社会福祉総務費（3-1-1-02） 4,426（2,199）

〔負担金：2,106 一般財源：2,320〕

※地域福祉活動計画負担金 2,106

〔事業概要・効果等〕

職員の負担軽減を図るため、事務補助として嘱託職員1名分の人件費を計上した。第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定は継続事業で、2年目に伴う業務委託料総額の差額を計上した。また、各種福祉行政の推進を図り、県内の福祉事務所と連携を図る。

・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託料 2,253

▼社会福祉協議会補助費 (3-1-1-03) 36,142 (38,690)

[その他:7,500 一般財源:28,642]

※繰入金:地域福祉基金繰入金 7,500

[事業概要・効果等]

地域実情に精通したつくばみらい市社会福祉協議会と連携することにより、地域住民の福祉活動への参加や、市福祉行政の推進を図る。

・法人運営事業 32,064 日常生活自立支援事業 3,874 貧困対策事業 204

▼民生委員児童委員関係経費 (3-1-1-04) 6,564 (6,884)

[一般財源:6,564]

[事業概要・効果等]

市民と行政のパイプ役として地域福祉の向上に尽力する民生委員児童委員の活動を支援することにより、市民生活の福祉の充実を図る。

・民生委員児童委員協議会補助金 6,550

▼更生保護関係経費 (3-1-1-05) 442 (414)

[一般財源:442]

[事業概要・効果等]

罪を犯した人の改善・更生を助けることを任務とする保護司と母性愛を持って更生の支援を続ける更生保護女性会の両団体は、地域における犯罪予防の啓発に力を注いでおり、活動を支援することで犯罪や非行のない地域づくりを推進する。

▼人権・同和問題関係経費 (3-1-1-06) 993 (1,546)

[一般財源:993]

[事業概要・効果等]

人権が尊重される社会づくりは、必要不可欠であり、人権擁護委員の活動を支援しつつ、ともに市民のくらしの向上を図る。また、同和問題に対する正しい認識の啓発事業や同和問題解決に尽力する関係者活動を支援することにより、さらなる人権尊重意識の高揚を図る。

前年度は、人権啓発活動地方委託事業を実施したことによる減額。

▼行旅死亡人等取扱経費 (3-1-1-07) 1 (1)

[一般財源:1]

[事業概要・効果等]

引取者のない行旅死亡人が発生した際は、火葬後遺骨にて保存。官報にて公告し、判明しない場合は市で埋葬等を執行する。

▼遺族等援護関係経費 (3-1-1-10) 710 (710)

[一般財源:710]

[事業概要・効果等]

市及び遺族としての使命を達成するとともに、市と遺族の親睦と福祉の増進を図る。

▼生活困窮者自立支援事業 (3-1-1-11) 2,564 (3,053)

[国県支出金:1,921 一般財源:643]

※国負担金：生活困窮者自立支援事業費負担金 1,921

〔事業概要・効果等〕

生活困窮のリスクの高い世帯が生活保護に至る前の自立支援と、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、「生活困窮者自立支援法」に基づく制度により支援する。

- ・自立相談支援員報酬 1,845
- ・離職により住宅を失ったものや、就労活動を支えるための家賃費用の給付をする住居確保給付金 366

▼すこやか福祉館管理事業（3-1-2-01） 62,300（119,698）

〔一般財源：62,300〕

〔事業概要・効果等〕

浴室・大広間・多目的ルーム等を有し、高齢者、子育て世代、障がい者等の社会参加、生きがいつくり及び地域の世代間交流を図ることができる「すこやか福祉館」をはじめとする「総合福祉施設さくらくやまふれあいの丘」の管理業務。施設の管理運営は、指定管理者が行うが、大規模な工事、保険料については市が負担する。今年度は、2年に1度の特殊建築物定期報告の実施年度であるため、業務委託料を計上した。

外壁改修工事、給水加圧ポンプ改修工事完了による減額。

現在の指定管理者は、つくばみらい市社会福祉協議会。

- ・指定管理委託料 60,165
- ・特殊建築物定期報告業務委託料 1,122



すこやか福祉館外観

▼世代ふれあいの館管理事業（3-1-2-02） 32,466（31,526）

〔一般財源：32,466〕

〔事業概要・効果等〕

ホール・リハーサル室・会議室等を有し、音楽・ダンス・舞踊などの発表会や講演、研修会といったさまざまな催事に利用される「世代ふれあいの館」の管理業務。「総合福祉施設さくらくやまふれあいの丘」の施設のひとつで、管理運営は指定管理者が行うが、大規模な工事、保険料については市が負担する。今年度は、2年に1度の特殊建築物定期報告の実施年度であるため、業務委託料を計上した。

現在の指定管理者は、つくばみらい市社会福祉協議会。

- ・指定管理委託料 31,473
- ・特殊建築物定期報告業務委託料 952



世代ふれあいの館外観

▼障がい福祉総務費（3-1-3-01） 10,073（9,644）

〔一般財源：10,073〕

〔事業概要・効果等〕

障がい福祉事務のうち、嘱託職員・臨時職員の人件費やシステム経費など、総務費に適した経費を計上し、適切な執行を図る。

職員の負担軽減を図るため、事務補助として嘱託職員及び臨時職員各1名分の人件費を計上、障がい者相談支援の充実を図るための社会福祉士または精神保健福祉士の雇用を前提とした嘱託職員1人分の人件費を計上した。また、平成26年度から導入している障がい者支援システムについては、通常の保守業務とマイナンバー対応分の改修・保守業務、元号改定改修費用を計上した。

- ・障がい者相談支援員報酬 2,151
- ・障がい者支援システム保守・点検業務委託料 2,538  
(システム保守 1,987,200円, マイナンバー対応保守 550,800円)
- ・障がい者支援システムマイナンバー標準レイアウト改定 312
- ・障がい者支援システム元号改定改修 415
- ・市身体障害者福祉協議会補助金 120

▼障がい者手帳申請診断書料助成事業 (3-1-3-02) 325 (340)

[一般財源: 325]

[事業概要・効果等]

身体・精神障がい者の手帳の交付申請をするために提出が必要な診断書の作成料を助成することにより、障がい者の福祉の推進を図る。診断書料の実費の半額(限度額3,000円)を助成する。

- ・障がい者手帳申請診断書料助成 (2,800円×100人(身体), 2,600円×17人(精神)) 325

▼重度心身障がい者通院通所交通費助成事業 (3-1-3-03) 474 (552)

[一般財源: 474]

[事業概要・効果等]

障がい者が、医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部(初乗り料金相当額(730円程度))を助成し、障がい者の福祉の増進を図る。前年度実績により、全体の利用率低下を見込み減額する。

- ・重度心身障がい者通院通所交通費助成(透析患者以外26,280円×40人×利用率30%, 透析患者52,560円×10人×利用率30%) 474

▼障がい者支援協議会運営費 (3-1-3-04) 264 (264)

[一般財源: 264]

[事業概要・効果等]

「障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の検証・評価を行うとともに、障がい者施策に関する提言や助言を協議会から受けることにより、市の障がい者施策を効率的に実施していく。

なお、専門部会を設けた場合は、全体会と同日に開催することを見込んでいる。

- ・障がい者支援協議会委員謝礼 (6,000円×11人×4回) 264

▼自立支援給付事業 (3-1-3-05) 734,445 (603,084)

[国県支出金548,918 一般財源: 185,527]

※国負担金: 障がい者等補装具費給付事業負担金5,035 障がい者等自立支援給付費負担金350,009 障がい者医療費負担金10,902 県負担金: 障がい者等補装具費給付事業負担金2,517 障がい者等自立支援給付費負担金175,004 障がい者医療費負担金5,451

[事業概要・効果等]

障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスの提供、障がいと因果関係のある疾病に対する医療費の自己負担軽減、日常生活に必要な補装具の交付・修理等の支援を行うことにより、福祉の向上を図る。障害福祉サービス等事業については、前年度と比較して利用者の増加に加え、1人あたりの利用量も増加傾向にあり、過去の伸び率の推移を反映して増額するもの。利用量増加の背景には、市内及び近隣自治体でのサービス提供事業所が充実してきたことにより、利用の選択肢が広がり利用しやすくなったことなどが考えられる。

- ・自立支援・更生医療給付事業 16,800
- ・障がい者等補装具費給付事業 10,070
- ・障害福祉サービス等事業 (H29.10月末現在 支給決定者数340人(前年度比10人増))  
内訳: 施設入所59人(前年度比1人増), グループホーム50人(前年度比10人増), 在宅

231人（前年度比1人減） 700,019

▼地域生活支援事業（3-1-3-06） 57,410（59,861）

〔国県支出金：18,639 その他：722 一般財源：38,049〕

※国補助金：障がい者等地域生活支援事業費補助金12,365 県補助金：障がい者等地域生活支援事業費補助金6,274 負担金：地域活動支援センター利用者負担金600, 地域活動支援センター送迎利用者負担金122

〔事業概要・効果等〕

障がい者等が地域の中で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、福祉の向上を図る。前年度までの給付実績を反映し、事業ごとに増額または減額に転じているほか、地域活動支援センター事業委託料の減額もあり、全体として前年度と比較して減額した計上となった。

- ・地域活動支援センター事業委託料（ひまわり園19,452,000円、さくら園10,005,000円、ふれんず9,798,000円、みどりの地活センター分1,311,000円、みどりの相談支援分632,602円）41,199
- ・障がい者等日常生活用具給付事業（ストマ分5,847,120円、ストマ以外分1,625,850円、難病患者分32,400円）7,506
- ・訪問入浴サービス事業（継続利用分11,250円×9回×12カ月×3人）3,645
- ・日中一時支援事業（164,800円×12カ月）1,978

▼障がい者相談員運営費（3-1-3-07） 72（84）

〔一般財源：72〕

〔事業概要・効果等〕

障がい者またはその保護者の相談に応じ、障がい者の更生のために必要な援助を行うもので、社会的信望があり、障がい者に対する更生援護に熱意と識見を持つ者に委嘱し実施する。

平成30年度より1人分の謝礼を20,000円から17,000円に減額した。

- ・障がい者相談員謝礼（身体障がい者相談員謝礼17,000円×2人、知的障がい者相談員謝礼17,000円×2人）68

▼特別障害者手当等支給事業（3-1-3-08） 9,438（9,595）

〔国県支出金：7,078 一般財源：2,360〕

※国負担金：特別障害者手当等給付費国庫負担金7,078

〔事業概要・効果等〕

在宅の重度心身障がい者に対し、その重度の障がいゆえに特別に強いられる負担の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図る。手当月額は、平成28年度全国消費物価指数の実績に伴い流動的である。平成28年度に特別障害者手当受給者が1名減となったことで減額とした（平成29年度手当月額：特別障害者手当26,810円、障害児福祉手当14,580円、経過福祉手当14,580円）。

- ・特別障害者手当（26,810円×18人×12カ月、増加見込分26,810円×2人×6カ月）6,113
- ・障害児福祉手当（14,580円×17人×12カ月、増加見込分14,580円×2人×6カ月）3,150
- ・経過福祉手当（14,580円×1人×12カ月）175

▼在宅心身障害児福祉手当支給事業（3-1-3-09） 2,376（1,752）

〔国県支出金：360 一般財源：2,016〕

※県補助金：在宅心身障害児福祉手当補助金360

〔事業概要・効果等〕

在宅心身障がい児の保護者またはその家族に対し、当該児童の介護にあたる精神的・身体的労苦に報いるため、手当を支給することにより福祉の増進を図る。実績から対象者増加が見込まれ

増額する。

なお、受給者の所得や障がい等級について、茨城県の補助対象の要件を満たした場合、県から補助金が交付される。

- ・在宅心身障害児福祉手当（補助対象 3,000 円×19 人×12 カ月，補助対象増加見込 3,000 円×1 人×12 カ月，補助対象外 3,000 円×38 人×12 カ月，補助対象外増加見込 3,000 円×8 人×12 カ月） 2,376

▼難病患者福祉手当支給事業（3-1-3-10） 3,400（3,130）

〔一般財源：3,400〕

〔事業概要・効果等〕

原因不明で治療方法が確立していない難病患者とその保護者等の労苦に報いるため、当該患者に対して手当を支給することにより、心身の安定と福祉の増進を図る。手当額は年額 10,000 円。ただし、支給対象月数が 10 カ月未満の場合は、対象月数×1,000 円とする。

なお、平成 29 年 4 月の法改正により、対象疾病が 306 から 330 に拡大された。当該手当受給者数は年々増加傾向にあり、平成 30 年度においても受給対象者の増加を見込み増額する。（受給者数の推移：27 年度 289 人 28 年度 321 人 29 年度 10 月末 344 人）

- ・難病患者福祉手当（10,000 円×322 人，増加見込 1,000 円×30 人×6 カ月） 3,400

▼特別児童扶養手当支給事務経費（3-1-3-11） 141（119）

〔国県支出金：137 一般財源：4〕

※国委託金：特別児童扶養手当事務取扱交付金 137

〔事業概要・効果等〕

精神又は身体に一定の障がいのある児童を監護している方に対して支払われる特別児童扶養手当について、政令で定めるところにより、その支給に関する事務（受付，進達，現況調査，交付等）の一部を行う。

▼移送サービス事業（3-1-3-12） 2,947（2,627）

〔その他：100 一般財源：2,847〕

※諸収入：外出支援サービス事業利用料 100

〔事業概要・効果等〕

つくばみらい市社会福祉協議会への委託事業。

高齢や身体障がい等を理由とする移動制約者に対する送迎サービス事業。利用者宅から医療機関までの通院又は社会福祉施設までの通所に、車椅子搭乗車両等による送迎を行う。隔年で運転協力者の実技研修を実施し、事故等がないように努めている。

平成 30 年度は、保有車両 4 台中 3 台が車検であることなどから、前年度と比較し増額となっている。

- ・福祉移送サービス事業委託料（人件費 1,152,000 円，移送運転業務委託費 384,000 円，車両経費 1,092,000 円，県福祉移動サービス連絡協議会会費 5,000 円，損害保険料 9,000 円，携帯電話通話料 76,800 円，運転者技術講習受講料 128,000 円，自動車重量税 96,600 円） 2,944
- ・利用券返還による還付金 3

▼地域ケアシステム推進事業（3-1-3-13） 6,629（6,556）

〔国県支出金：550 一般財源：6,079〕

※県補助金：地域ケアシステム推進事業費補助金 550

〔事業概要・効果等〕

在宅の障がい者，高齢者，難病患者及び児童等に対して，効率的かつ適切な福祉サービスを提供し，誰もが安心して暮らせるコミュニティづくりを推進する。

つくばみらい市社会福祉協議会への委託事業で，当該事業担当職員の定期昇給を見込み，人件

費増により増額する。

- ・地域ケアシステム推進事業委託料（人件費 5,671,000 円，運営費 958,000 円） 6,629

▼障がい者虐待防止事業（3-1-3-15） 1（1）

〔一般財源：1〕

〔事業概要・効果等〕

障がい者虐待の防止や早期発見，虐待を受けた障がい者に対する適切な保護，養護者に対する適切な支援を行うことにより，障がい者が安心して日常生活を送れるようにする。

▼軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業（3-1-3-16） 85（144）

〔国県支出金：42 一般財源：43〕

※県補助金：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業費補助金 42

〔事業概要・効果等〕

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し，健全な言語，社会性の発達を支援するため，補聴器の購入に必要な費用の一部（基準額）を補助することにより，難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進を図る。費用負担は，原則として本人 1/3，公費 2/3（県 1/3，市 1/3）。平成 27 年 10 月からの新規事業として実施しており，現在までの助成実績により減額するもの。

▼社会福祉災害対策費（3-1-11-01） 172（172）

〔一般財源：172〕

〔事業概要・効果等〕

市民が火災・水害等の災害を受けた場合，災害にあった市民または遺族に対して見舞金・弔慰金を支給することにより，被災市民の心の傷を和らげる。

- ・災害見舞金（住宅全焼・全壊 50,000 円×1 件，住宅半焼・半壊 20,000 円×1 件，弔慰金 100,000 円×1 件） 170

▼生活保護事務費（3-3-1-02） 5,330（6,145）

〔国県支出金：210 一般財源：5,120〕

※国補助金：生活保護費国庫補助金 210

〔事業概要・効果等〕

生活保護システムを活用することにより，基準に則した事務処理の迅速化及び効率化を図る。また，診療報酬明細書の点検強化等により扶助の適正化を図り，生活保護事業の適正な運営を確保する。

- ・生活保護嘱託医報酬（30,000 円×12 カ月） 360
- ・レセプト点検委託料（入院，外来・調剤・歯科，過誤調整依頼書等作成） 238
- ・生活保護システム保守委託料 662
- ・生活保護システム借上料 2,983

平成 30 年 8 月末で再リースの期限が到来するため新システムを導入するが，経費（委託料・借上料）は平成 29 年度より 193 千円の減額となる。

▼生活保護扶助費（3-3-2-01） 326,009（312,661）

〔国県支出金：249,911 一般財源：76,098〕

※国負担金：生活扶助等生活保護費国庫負担金 103,506 医療扶助等生活保護費国庫負担金 135,000 介護扶助等生活保護費国庫負担金 6,000 県負担金：生活保護費 73 条県負担金 5,405

〔事業概要・効果等〕

日本国憲法第 25 条の理念に基づき，生活に困窮する全ての国民に対し，困窮の程度に応じ必要な保護を行い，最低限度の生活を保障するとともに，その自立を助長する。



被保護世帯数 138 世帯，被保護者数 159 名，保護率 3.1%（平成 30 年 1 月 1 日現在）  
被保護者数は微増であるが，医療扶助については保険医療であれば全て支給になるため，実績を鑑み増額したものである。

- ・生活保護扶助費（生活扶助費 90,000，教育扶助費 850，住宅扶助費 31,000，医療扶助費 180,000，介護扶助費 8,000，出産扶助費 1，生業扶助費 650，葬祭扶助費 722，施設事務費 14,786）

## ■介護福祉課

▼老人福祉総務費（3-1-4-01） 7,992（8,095）

〔一般財源：7,992〕

〔事業概要・効果等〕

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるよう各種事業を行う。

- ・理髪サービス事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 635
- ・介護用品助成事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 675
- ・市シルバー人材センター補助金 3,000

▼高年クラブ事業費（3-1-4-02） 4,551（4,864）

〔国県支出金：352 一般財源：4,199〕

※県補助金：老人クラブ補助金352

〔事業概要・効果等〕

単位高年クラブ及び高年クラブ連合会の活動に対し助成を行うことにより，高齢者の経験を活かした生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ，老後の生活を豊かなものにする。

- ・高年クラブ事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 2,649
- ・県老人クラブ連合会負担金（0.29円×50,527人+3,400円） 19
- ・高年クラブ連合会補助金（老連割・会員割193，高年クラブ芸能大会カラオケ貸与35） 228
- ・単位高年クラブ補助金（単位割24,000円×14クラブ，会員割1,500円×879人） 1,655



高年クラブの各種活動状況

▼老人保護措置費（3-1-4-03） 2,362（2,350）

〔その他：1 一般財源：2,361〕

※負担金：老人保護措置費用徴収金負担金1

〔事業概要・効果等〕

現在置かれている家族や住居の状況等の環境下では，在宅において生活することが困難であると認められる場合に，高齢者の尊厳を保持するため，関係機関との連携により保護措置を行う。

- ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会委員謝礼（6,000円×5人×1回） 30
- ・老人保護措置費（【養護老人ホーム】一般生活費51,640円×12カ月，事務費137,111円×12カ月介護保険加算2,587円×12カ月，冬季加算（11～3月）1,930円×5カ月，期末加算4,510円，被服費加算1,020円，入所者処遇特別加算9,300円） 2,321

▼敬老事業費（3-1-4-04） 7,630（7,387）

〔一般財源：7,630〕

〔事業概要・効果等〕

高齢者に対し、敬老祝金を支給して敬老の意を表し、高齢者の福祉を増進する。

- ・敬老祝金（77歳：7,000円×628人、88歳：10,000円×203人、99歳以上：15,000円×62人） 7,356

▼在宅福祉・生活支援事業費（3-1-4-05） 18,747（18,040）

〔その他：18,018 一般財源：729〕

※負担金：在宅福祉サービス事業利用者負担金518 繰入金：地域福祉基金繰入金17,500

〔事業概要・効果等〕

高齢者等が在宅での生活を維持していくために、各種支援事業を行う。

- ・在宅福祉サービス事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 3,058
- ・緊急通報システム電池交換業務委託料（3年に1度の機器点検及び電池交換） 1,299
- ・ふれあい定期便事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 11,808
- ・緊急通報設置事業（非課税世帯75,146円×22人） 1,654
- ・高齢者通院通所交通費助成事業（44世帯×730円×2回×12カ月×25%） 193

▼介護保険特別会計繰出金（3-1-4-06） 496,870（493,792）

〔国県支出金：3,921 一般財源：492,949〕

※国負担金：保険料軽減負担金2,614 県負担金：保険料軽減負担金1,307

〔事業概要・効果等〕

保険者（市）の介護保険給付費及び地域支援事業費の負担割合や総務費等の財源として特別会計に繰り出すもの。

- ・介護保険特別会計繰出金（介護給付費繰出金400,748、介護保険事務費繰出金69,948、地域支援事業費繰出金20,945、1号保険料軽減繰出金5,229） 496,870

## ■国保年金課

▼国民健康保険経費（3-1-1-78） 276（0）

〔一般財源 276〕

国民健康保険税の還付金の請求権が時効消滅したものを過誤納返還金として交付するもの。

▼国民健康保険特別会計繰出金（3-1-1-79） 314,465（315,358）

〔国県支出金：148,147 一般財源 166,318〕

※国負担金：保険基盤安定負担金 42,129 県負担金：保険基盤安定負担金 106,018

〔事業概要・効果等〕

国民健康保険制度の安定した運営を図るため、国民健康保険特別会計へ繰り出すもの。

- ・国民健康保険基盤安定繰出金 197,531
  - …保険税軽減分 113,271（負担割合：県 3/4 市 1/4）
  - 保険者支援分 84,260（負担割合：国 1/2 県 1/4 市 1/4）

保険基盤安定制度は、被保険者の保険税負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図り、低所得者を多く抱える市町村を支援する制度で、低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補填する保険税軽減分と保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を公費で補填する保険者支援分がある。

- ・出産一時金等繰出金 15,400

出産育児一時金の支給基準額 40万4千円（産科医療補償制度に加入している分娩機関での制度対象分娩の場合は上限 42万円）の 2/3 に相当する額を繰り出すもの。

- ・財政安定化支援事業繰出金 13,225

低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど、保険者の責めに帰することができない特別な事情に着目して繰出しが認められるもので、この費用は、国の財政措置が講じられている。

- ・職員給与等繰出金 68,309  
国民健康保険事務費に要する経費を繰り出すもの。
- ・その他繰出金 20,000

▼医療福祉費（3-1-6-01） 365,717（377,792）

〔国県支出金：152,523 その他：27,291 一般財源：185,903〕

※県補助金：医療福祉費補助金 152,523 諸収入：第三者行為返納金 25,医療福祉費返納金 27,216,医療福祉費返納金（市単独分）50

〔事業概要・効果等〕

医療福祉費支給制度は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障がい者の方々に対して、医療費の一部を県と市が1/2ずつ助成し、健康の保持と生活の安定を図るものである。

また、少子化対策及び子育て支援策として、県制度で対象外となる所得制限を超えてしまった世帯を含め、外来診療は中学3年生まで、入院診療は18歳の年度末までの小児、妊産婦の産科以外の受診分に対して、医療費の一部を市が単独で負担し、助成対象を拡大している。

- ・扶助費（医療費給付の内訳）

|            |                 |         |
|------------|-----------------|---------|
| 乳児医療       | （償還分 5年間以内診療対象） | 1       |
| 母子医療       | （対象者数 693人）     | 20,506  |
| 重度医療       | （対象者数 298人）     | 72,127  |
| 65歳以上重度医療  | （対象者数 510人）     | 66,017  |
| 幼児医療       | （償還分 5年間以内診療対象） | 1       |
| 妊産婦医療      | （対象者数 334人）     | 20,511  |
| 父子医療       | （対象者数 72人）      | 976     |
| 小児医療       | （償還分 5年間以内診療対象） | 1       |
| 小児医療（市単独）  | （対象者数 1,427人）   | 26,268  |
| 妊産婦医療（市単独） | （対象者数 334人）     | 1,959   |
| 小児医療（新区分）  | （対象者数 7,236人）   | 144,516 |

▼後期高齢者医療経費（3-1-7-01） 407,957（390,334）

〔その他：2,692 一般財源：405,265〕

※諸収入：後期高齢者医療特別調整交付金 2,692

〔事業概要・効果等〕

後期高齢者医療制度の円滑な組織運営を維持していくための共通経費負担金及び市町村が負担すべき医療給付金を後期高齢者医療広域連合へ納付する。また、疾病の早期発見や生活習慣病の予防など、被保険者の健康の保持増進を図り、医療費の抑制を図るため、人間・脳ドック等の費用の一部を助成する。

- ・広域連合共通経費負担金 18,640
- ・後期高齢者医療給付費負担金 386,292
- ・人間ドック等助成金（人間ドック 17,000円×116人、脳ドック 28,000円×36人） 2,980

▼後期高齢者医療特別会計繰出金（3-1-7-03） 110,088（105,854）

〔国県支出金：67,911 一般財源：42,177〕

※県負担金：後期高齢者医療保険基盤安定対策費負担金 67,911

〔事業概要・効果等〕

後期高齢者医療制度の安定した運営を図るため、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すもの。

- ・後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分 90,549,事務費分 19,539） 110,088

▼高額療養費貸付金（3-1-8-01） 5,000（5,000）

〔その他：5,000〕

※諸収入：高額療養費貸付金元利収入 5,000

〔事業概要・効果等〕

高額な医療費の支払いが困難な者に対し、医療に要する資金を貸し付け、必要とする医療を容易に受けられるようにすることにより、その世帯の生活の安定を図る。

通常診療月の数カ月後に支給される高額療養費を事前に貸し付けるものである。

▼出産費資金貸付金（3-1-9-01） 1（1）

〔一般財源：1〕

〔事業概要・効果等〕

国民健康保険法の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯に対し、出産一時金の支給を受けるまでの間、当該出産一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。

▼国民年金事務費（3-1-10-01） 4,987（2,860）

〔国県支出金：4,987〕

※国委託金：国民年金事務費交付金 4,987

〔事業概要・効果等〕

国民年金法では、国民年金事業のうち各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や基礎年金などの請求手続きの事務等）は、法定受託事務として市町村が行うこととされており、これらの事務処理等に必要な費用は、国民年金事務費交付金として、国民年金法に基づき国が交付することとされている。

▼養育医療費（4-1-4-05） 5,259（4,686）

〔国県支出金：3,331 その他：813 一般財源：1,115〕

※国負担金：養育医療費国庫負担金 2,221 県負担金：養育医療費県負担金 1,110 負担金：養育医療費自己負担金（保護者分）150、養育医療費自己負担金（医療福祉分）663

〔事業概要・効果等〕

医師が入院養育の必要性を認めた未熟児（出生体重が2,000g以下、体温が非常に低い等）に対して、入院中の治療に要する医療費・食事代を公費により負担し、保護者の負担を軽減するものである。

## ■こども福祉課

▼児童福祉総務費（3-2-1-02） 14,748（11,053）

〔一般財源：14,748〕

〔事業概要・効果等〕

保育所入所及び児童手当に関する事務手続きに対応するための嘱託職員の雇用及びこども福祉課庶務全般に関する経費。また、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定する。

- ・嘱託職員報酬（5人分） 7,640
- ・子ども・子育て支援システム借上料 510
- ・第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料 3,942  
（平成30・31年度継続費 総額6,588）

▼児童扶養手当支給事業（3-2-1-03） 157,693（158,460）

〔国県支出金：52,280 一般財源：105,413〕

※国負担金：児童扶養手当給付費国庫負担金 52,280

〔事業概要・効果等〕

父母の離婚などにより、父または母の一方もしくは両方と生計を共にしていない児童を養育する者に対し、児童の心身の健やかな成長や、ひとり親家庭の自立促進に寄与するために手当を支給し、もって福祉の増進を図る。

- ・支給対象 児童扶養手当法施行令で定める所得制限限度額内の資格者
- ・支給月額

(全部支給の場合)

| 対象児童数 (人) | 月 額 (円)                      |
|-----------|------------------------------|
| 1         | 42,290 (平成30年8月支給分からは42,500) |
| 2         | 52,280 (平成30年8月支給分からは52,540) |
| 3         | 58,270 (平成30年8月支給分からは58,560) |

※3人目以降は、5,990円(平成30年8月支給分からは6,020円)ずつ加算

(一部支給の場合)

月額42,280円から9,980円まで(平成30年8月支給分からは42,490円から10,030円まで)段階的に支給する。

- ・支給時期 4月、8月、12月に前月分までの手当を支給する。
- ・対象者数
  - 全部支給 153人
  - 一部支給 167人
  - 第2子加算 142人
  - 第3子以降加算 40人

▼家庭児童相談事業(3-2-1-04) 4,205(1,448)

〔一般財源：4,205〕

〔事業概要・効果等〕

0歳から18歳までの児童及びその保護者が抱える家庭内や教育上の問題などに対し、家庭相談員が専門的な対応をすることで、問題の解決や不安の解消を図る。また、児童虐待について各関係機関と連携し、未然防止と早期発見・早期対応に努めることで良好な家庭環境を築き、児童の健やかな成長を支援する。

- ・家庭相談員報酬(117,600円×12カ月) 1,412
- ・嘱託職員(保健師)報酬(1,300円×7H×244日) 2,221

▼保育施設運営事業(3-2-1-05) 1,285,818(1,162,499)

〔国県支出金：782,233 その他：183,110 一般財源：320,475〕

※国負担金：子どものための教育・保育給付費国庫負担金(現年度分)521,489 県負担金：子どものための教育・保育給付費県負担金260,744 負担金：保育料徴収金(現年度)178,110 繰入金：地域福祉基金繰入金5,000

〔事業概要・効果等〕

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、保育所・認定こども園・地域型保育(小規模保育事業・家庭的保育事業等)を運営する事業者に対して、保育所には「委託料」、認定こども園には「施設型給付費」、地域型保育事業者には「地域型保育給付費」をそれぞれ支出する。

・委託料 (単位：円)

|         |                      |             |
|---------|----------------------|-------------|
| 管外民間保育所 | 取手市・つくば市・土浦市・守谷市・常総市 | 14,236,000  |
| 管内民間保育所 | ピジョンランド常総保育園         | 89,872,410  |
|         | あい保育園富士見ヶ丘           | 134,782,780 |
|         | つくば国際はるかぜ保育園         | 156,165,580 |
|         | テンダーラビング保育園みらい平      | 99,480,940  |
|         | あい保育園陽光台             | 130,505,390 |
|         | きらり保育園               | 105,260,530 |
|         | 陽光台保育園               | 53,048,950  |
|         | ふれあい第1保育園            | 92,615,020  |
|         | ふれあい第2保育園(仮称)        | 96,728,950  |
|         | 小計                   | 958,460,550 |
| 管外公立保育所 | つくば市・常総市             | 550,400     |
| 合 計     |                      | 973,246,950 |

・扶助費

|                    |                  |             |
|--------------------|------------------|-------------|
| 管内施設型・<br>地域型保育給付費 | 認定こども園ふたばランド     | 42,533,630  |
|                    | 富士見ヶ丘認定こども園      | 73,712,770  |
|                    | 認定こども園ルンビニー学園    | 88,098,950  |
|                    | みらい認定こども園        | 32,343,220  |
|                    | エンジェル保育園         | 28,977,480  |
|                    | ちびっこランドみらい平園     | 23,586,360  |
|                    | ひまわり保育園          | 11,119,740  |
|                    | 小計               | 300,372,150 |
| 管外施設型・<br>地域型保育給付費 | 認定こども園(つくば市・常総市) | 12,195,400  |
|                    | 地域型給付(つくば市・野田市)  |             |
| 合 計                |                  | 312,567,550 |

▼子育て支援・保育サービス推進事業(3-2-1-06) 80,740(98,144)

[国県支出金：49,939 その他：4,015 一般財源：26,786]

※国補助金：子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金19,321 県補助金：民間保育所等乳児等保育事業費補助金4,399, 子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金19,321, 多子世帯保育料軽減事業費補助金6,898 負担金：子育て短期支援利用者負担金15 繰入金：ふるさとづくり基金繰入金4,000

[事業概要・効果等]

各種子育て支援事業を円滑に実施し保育サービスを向上させるため、国・県補助金を活用し、民間保育施設に対して各種保育サービス事業に対する補助金等を交付する。また、子育て家庭への経済的負担の軽減策として、第3子以降の3歳未満児や第2子で3歳未満児の保育料を軽減するため、助成金を支給する。

・病後児保育事業業務委託料 (単位：円)

|             |           |
|-------------|-----------|
| 富士見ヶ丘認定こども園 | 5,140,000 |
| きらり保育園      | 4,236,000 |
| 合 計         | 9,376,000 |

・延長保育促進事業業務委託料

|                 |            |
|-----------------|------------|
| ピジョンランド常総保育園    | 1,342,000  |
| あい保育園富士見ヶ丘      | 2,190,000  |
| つくば国際はるかぜ保育園    | 1,342,000  |
| テンドーラビング保育園みらい平 | 2,190,000  |
| あい保育園陽光台        | 2,190,000  |
| きらり保育園          | 1,642,000  |
| ふれあい第1保育園       | 300,000    |
| ふれあい第2保育園(仮称)   | 300,000    |
| 認定こども園ふたばランド    | 1,642,000  |
| 富士見ヶ丘認定こども園     | 1,342,000  |
| 認定こども園ルンビニー学園   | 2,190,000  |
| エンジェル保育園        | 1,334,000  |
| ちびっこランドみらい平園    | 300,000    |
| 合 計             | 18,304,000 |

・地域子育て支援拠点事業業務委託料

|                |            |
|----------------|------------|
| 富士見ヶ丘認定こども園    | 7,842,000  |
| 認定こども園ルンビニー学園  | 7,842,000  |
| つくばみらい市社会福祉協議会 | 5,661,000  |
| 合 計            | 21,345,000 |

・一時預かり事業業務委託料

|               |           |
|---------------|-----------|
| ピジョンランド常総保育園  | 1,507,000 |
| きらり保育園        | 1,507,000 |
| 富士見ヶ丘認定こども園   | 1,507,000 |
| 認定こども園ルンビニー学園 | 1,650,000 |
| 合 計           | 6,171,000 |

・ファミリーサポートセンター事業業務委託料

|                |           |
|----------------|-----------|
| つくばみらい市社会福祉協議会 | 2,590,000 |
|----------------|-----------|

・民間保育所等乳児等保育業務委託料 8,799

・多子世帯保育料軽減事業費補助金 13,797

▼3人乗り自転車貸出事業(3-2-1-07) 349(349)

[その他:96 一般財源:253]

※諸収入:貸自転車利用負担金96

[事業概要・効果等]

子育て支援のため、電動アシスト(駆動補助機)付の3人乗り自転車の貸出しを行う。

・修繕料 281

・傷害保険料(2,000円×8台)16

・貸出用3人乗り自転車点検整備等業務委託料 52

▼児童手当支給事業(3-2-2-01) 983,707(972,880)

[国県支出金:837,793 一般財源:145,914]

※国負担金:児童手当国庫負担金692,972 県負担金:児童手当県負担金144,821

[事業概要・効果等]

中学校修了前までの児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の経済的負担を軽減するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

・支給月：年3回（6月、10月、2月）

【支給対象及び支給額】

（単位：円）

| 年 齢 別        | 支給額（月額） |        |
|--------------|---------|--------|
| 0歳から3歳未満     | 15,000  |        |
| 3歳以上小学校終了前   | 第1子・第2子 | 10,000 |
|              | 第3子以降   | 15,000 |
| 中学生          | 10,000  |        |
| 所得制限以上（特例給付） | 5,000   |        |

【児童手当支給見込】

（単位：人，円）

| 年 齢 別      | 支給延児童数  | 支給額         |             |
|------------|---------|-------------|-------------|
| 0歳から3歳未満   | 17,959  | 269,385,000 |             |
| 3歳以上小学校終了前 | 第1子・第2子 | 47,895      | 478,950,000 |
|            | 第3子以降   | 5,191       | 77,865,000  |
| 中学生        | 12,261  | 122,610,000 |             |
| 合 計        | 83,306  | 948,810,000 |             |

【児童手当（特例給付分）支給見込】

（単位：人，円）

| 年 齢 別      | 支給延児童数 | 支給額        |
|------------|--------|------------|
| 0歳から3歳未満   | 680    | 3,400,000  |
| 3歳以上小学校終了前 | 4,610  | 23,050,000 |
| 中学生        | 1,471  | 7,355,000  |
| 合 計        | 6,761  | 33,805,000 |

▼母子・父子自立支援相談事業（3-2-3-01） 13,555（12,322）

〔国県支出金：1,574 一般財源：11,981〕

※国負担金：児童入所施設措置費等国庫負担金 1 国補助金：母子家庭等対策総合支援事業費補助金 1,572 県負担金：児童入所施設措置費等負担金 1

〔事業概要・効果等〕

母子及び父子家庭や寡婦の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や指導を行うとともに、父子及び母子家庭等福祉金を支給することにより、健全な生活と社会参加を促し、福祉の向上を図る。また、母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利で、経済的自立に効果的な国家資格を取得する際に給付金を支給し、取得期間中の生活の安定と、取得後の経済的な自立を支援する。

- ・母子・父子自立支援員報酬（117,600円×12カ月） 1,412
- ・父子及び母子家庭福祉金（月額1,500円×6,492人） 9,738
- ・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金 2,096
  - 市民税非課税世帯 月額100,000円×12月
  - 市民税課税世帯 月額70,500円×12月

▼保育所管理事業（3-2-4-02） 152,546（190,504）

〔その他：79 一般財源：152,467〕

※負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金 79

〔事業概要・効果等〕

公立保育所4カ所分の校医等報酬や嘱託職員の人件費、保育士派遣業務委託料等の共通経費を



一括管理し、効率的運営を図る。

- ・校医報酬 (119,500円×4カ所分・6,100円×20クラス) 600
- ・歯科医報酬 (99,900円×4カ所分・4,900円×20クラス) 498
- ・保育士報酬 (嘱託職員 39人分) 79,702
- ・調理員報酬 (嘱託職員 12人分) 15,505
- ・保育補助員報酬 (嘱託職員 12人分) 13,084
- ・栄養士報酬 (嘱託職員 2人分) 3,248
- ・公立保育所植栽管理業務委託料 1,394
- ・保育士派遣業務委託料 (4人分) 14,448

▼伊奈第1保育所事業(3-2-4-03) 8,162(11,057)

[その他:1,108 一般財源:7,054]

※使用料:行政財産使用料 2 諸収入:保育所給食費 1,106

[事業概要・効果等]

定員:60人

- ・光熱水費(電気料642,上下水道料519,ガス代181) 1,342
- ・賄材料費 4,332(放射能検査材料分含む)
- ・施設維持管理委託料 913

▼伊奈第2保育所事業(3-2-4-04) 8,932(10,919)

[その他:1,118 一般財源:7,814]

※諸収入:保育所給食費 1,118

[事業概要・効果等]

定員:80人

- ・光熱水費(電気料648,上下水道料629,ガス代181) 1,458
- ・賄材料費 4,700(放射能検査材料分含む)
- ・施設維持管理委託料 772

▼谷和原第1保育所事業(3-2-4-07) 11,373(11,989)

[その他:1,198 一般財源:10,175]

※諸収入:保育所給食費 1,198

[事業概要・効果等]

定員:80人

- ・光熱水費(電気料843,上下水道料687,ガス代337) 1,867
- ・賄材料費 5,333
- ・施設維持管理委託料 1,341
- ・工事請負費(遊具撤去工事) 670



園庭で遊ぶ伊奈第1保育所の園児



伊奈第2保育所園児による生活発表会



谷和原第1保育所園児による生活発表会

▼谷和原第2保育所事業(3-2-4-08) 10,472(10,693)

[その他:3,180 一般財源:7,292]

※使用料:一時保育徴収金 1,220, 諸収入:保育所給食費 1,960

[事業概要・効果等]

定員:110人

- ・光熱水費(ガス代) 350
- ・賄材料費 7,470 (放射能検査材料分  
<谷和原第1・2保育所分含む>)



谷和原第2保育所園児による運動会

▼幼保施設維持管理事業(3-2-4-09) 7,996(7,932)

[一般財源:7,996]

[事業概要・効果等]

谷和原幼稚園と谷和原第2保育所の施設の維持管理に関する共通経費。

- ・光熱水費(電気料2,592, 水道料1,037) 3,629
- ・施設維持管理委託料 4,030 (特殊建築物定期報告業務委託料<隔年実施>含む)

▼支援室事業(3-2-4-10) 12,708(16,416)

[国県支出金:6,170 一般財源:6,538]

※国補助金:子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 3,085 県補助金:子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 3,085

[事業概要・効果等]

子育て中の親子の交流の場の提供と、様々な子育てに関する相談、情報の提供、助言を行う。

- ・保育士報酬(嘱託職員6人分) 10,208



子育て支援室 仮装ハロウィン



子育て支援室 スマイルクリスマス

▼公私連携型保育所移行事業(3-2-4-11) 2,057(1,740)

[一般財源:2,057]

[事業概要・効果等]

公私連携型保育所2園(ふれあい第1保育園・ふれあい第2保育園)が、単独の民間保育所に移行するまでの必要な費用を負担する。

- ・修繕料 600
- ・工事請負費 1,253
  - 門扉改修工事 637
  - トイレ改修工事 616

▼児童館事業（3-2-5-01） 27,857（30,187）

〔国県支出金：5,576 その他：45 一般財源：22,236〕

※国補助金：子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 2,788 県補助金：子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 2,788 使用料：行政財産使用料 45

〔事業概要・効果等〕

0～18歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者同士の交流の場や子育てに関する情報を提供し、子育て支援を行う。

- ・指定管理委託料 27,519

## ■健康増進課

▼精神保健事業（3-1-5-02） 413（424）

〔国県支出金：99 一般財源：314〕

※県補助金：地域自殺対策緊急強化交付金事業補助金 99

〔事業概要・効果等〕

精神障害者とその家族に対し、受療や日常生活・社会福祉制度の活用に係る相談支援を行い、社会復帰・社会参加・自立の促進を図る。また、市民の「こころの健康づくり」に関する意識を高め理解を深めるとともに、自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止や自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

- ・自殺予防対策強化事業講師謝礼（ゲートキーパーフォローアップ研修会講師謝礼 26,000円×1回、ゲートキーパー養成研修会講師謝礼 26,000円×1回、36,000円×2回） 124
- ・こころの体温計システム管理委託料（メンタルチェックシステム運営管理費） 52
- ・心の相談委託料（精神科医 25,000円×6回） 150

▼保健衛生総務費（4-1-1-02） 9,481（9,261）

〔一般財源：9,481〕

〔事業概要・効果等〕

保健事業の周知及び円滑な推進体制を維持していくために実施する。予防接種事業・母子保健事業及び健康診査等の業務増に対応するため、嘱託職員4名を継続採用する。

- ・嘱託職員報酬（事務員報酬 2,784（870円×延べ勤務時間 3,200時間）、保健師報酬 2,080（1,300円×延べ勤務時間 1,600時間）、管理栄養士報酬 1,832（1,090円×延べ勤務時間 1,680時間）） 6,696
- ・健康管理システム保守点検委託料（健康管理システム管理料 845,640円、子育てワンストップサービスに係るシステム管理委託料 12,000円） 858

▼献血推進事業（4-1-1-03） 140（167）

〔国県支出金：70 一般財源：70〕

※県補助金：献血推進事業費補助金 70

〔事業概要・効果等〕

血液センターからの移動採血車の配車日程に基づき、街頭・企業等を会場として献血の推進を行い、輸血用血液の確保に努める。また、骨髄ドナー特別休暇制度を導入していない企業の従業員や自営業者のために助成を実施し、経済的な支援を行う。

- ・骨髄ドナー助成金（通院及び入院の日数×2万円で、1回の骨髄提供につき14万円を限度とする） 140



献血の様子

▼救急休日夜間病院等事業（4-1-1-04） 25,114（7,410）

〔国県支出金：12,495 その他：5,189 一般財源：7,430〕

※県補助金：小児救急医療輪番制病院等運営費補助金 12,495 負担金：常総地域小児救急医療輪番制負担金 5,189

〔事業概要・効果等〕

常総地域病院群輪番制・小児救急病院群輪番制事業は、輪番方式により手術や入院治療を必要とする患者が24時間365日適切な緊急医療を受けられる体制を確保する。初期及び二次救急医療のために茨城県保健医療計画により分けられた地域に準じて構成されており、構成市町はつくばみらい市、常総市、取手市、守谷市、利根町となっている。また、休日夜間第一次診療交付金事業は、取手北相馬保健医療センター医師会病院に設置される取手・北相馬休日夜間緊急診療所を支援することにより、適切な初期救急医療を24時間365日確保する。小児救急医療輪番制病院運営費の負担に関する協定書に基づき、構成市町が2年交代で小児輪番制病院に係る補助金の受け入れ及び交付を行う事務局をするものであり、つくばみらい市は平成29年度及び30年度担当となっている。

- ・常総地域病院群輪番制負担金 5,369
- ・常総地域小児救急病院群輪番制負担金 18,745
- ・休日夜間第一次診療交付金 1,000

▼保健センター管理費（4-1-2-01） 18,847（16,018）

〔その他：856 一般財源：17,991〕

※使用料：行政財産使用料 855 諸収入：公衆電話使用料 1

〔事業概要・効果等〕

健康診査・健康相談及び保健指導など保健福祉センターで実施する各種事業が安全・円滑に行えるよう、施設の維持・管理に必要な物品の補填及び補修などの管理を行う。雨漏り改修のための設計業務委託を実施する。

- ・光熱水費（電気料 5,520、水道代 600、ガス代 54） 6,174
- ・修繕料（施設内設備修繕） 500
- ・警備委託料（セコム 509,196（42,433/月×12カ月）、つくばみらい市シルバー人材センター 1,886,354（夜間及び土日・祝日の警備 配分金 800円×8.5h×107日（土・日及び祝日の8:30～17:00）、配分金 850円×4h×256日（火～土曜日及び祝日の17:00～21:00）、配分金 850円×3h×52日（日曜日の17:00～20:00）、事務費 配分金の9%） 2,396
- ・日常及び定期清掃委託料（日常清掃業務、ワックス（年2回）、窓清掃（年1回）） 3,077
- ・電気保安管理委託料（漏電等検査（隔月1回）、停電検査（年1回）） 258
- ・浄化槽保守点検及び汚泥処分委託料（水質検査及び点検（毎月）、清掃（年1回）） 363
- ・消防設備点検委託料（自動火災報知機器の点検及び非常灯等の確認（年2回）） 79
- ・自動ドア保守点検委託料（装置の構成部材及び機能状況の点検（年2回）） 260
- ・植栽管理委託料（草刈（年4回）、剪定（年1回）） 400
- ・冷暖房設備保守点検委託料（冷暖房の切換え作業及びフィルター清掃等（空調機年2回、調理室換気扇年3回）） 700
- ・特殊建築物定期調査報告業務委託料 1,110
- ・雨漏り改修工事設計業務委託料 2,000



保健福祉センターの外観

▼予防事業総務費（4-1-3-01） 386（386）

〔一般財源：386〕

〔事業概要・効果等〕

市民・職員を対象に、公衆衛生対策として、感染症の蔓延に対する予防対策を講じるとともに、住民の健康保持に役立てるために行う。新型インフルエンザ等対策として、備蓄品であるマスク・消毒薬等、必要分を計画的に購入する。

- ・ 報償費（感染症予防対策委員会委員謝礼 24，健康づくり推進協議会委員謝礼 48） 72
- ・ 消耗品費（マスク，消毒用エタノール等） 200
- ・ 負担金（生活習慣病予防対策推進事業負担金） 112

▼健康づくり事業（4-1-3-02） 15,500（18,790）

〔国県支出金：1,399 その他：1,519 一般財源：12,582〕

※県補助金：健康増進事業費補助金 1,399 使用料：健康増進室等使用料 1,327 負担金：健診自己負担金 152 諸収入：健康教室食材料費自己負担金他 40

〔事業概要・効果等〕

疾病の予防及び健康への意識向上に対する普及啓発を健康診査や健康教育，健康相談，健康増進室等の実践及び充実により推進していく。健康診査事業においては，疾病の予防及び早期発見を目的に受診しやすい環境づくりに努め，各種健康診査を実施する。

「健康増進室事業」においては，ミニ教室やマシンを活用し，利用者が健康づくりに意識を持ち，運動習慣を身に付けて健康の維持・増進が図れるよう支援している。

- ・ 健康診断委託料（18～39 歳健診 4,400 円×560 件，40～74 歳健診 7,733 円×6 件，結核検診 842 円×4,100 件） 5,963
- ・ 健康増進室指導業務委託料（577,800 円×12 カ月） 6,934
- ・ 超音波骨密度測定装置借上料（38,880 円×12 カ月） 467



健康増進室での運動指導の様子



健康フェスタ（講演会の様子）

▼がん対策事業（4-1-3-03） 36,100（40,105）

〔国県支出金：587 その他：1,760 一般財源：33,753〕

※県補助金：茨城県市町村がん検診受診率向上事業補助金 291，健康増進事業費補助金 296 負担金：健診自己負担金 1,760

〔事業概要・効果等〕

がんに関する啓発，がん検診の受診勧奨及び精密検査の受診勧奨を行うことで，早期発見・早期治療につなげる。新規事業として「茨城県市町村がん検診受診率向上事業」を利用し，婦人科集団検診において託児付検診を実施する。託児に嘱託職員を配置することで子育て世代ががん検診を受診しやすい環境の整備を促進する。

- ・ 看護師報酬（6,500 円×37 人分（健康診断，婦人科検診，託児付婦人科検診）） 241
- ・ 消耗品費（健康診断・婦人科検診事業 457,110 円，肝炎ウィルス検診事業 48,740 円他） 508
- ・ 印刷製本費（健康診断・肝炎ウィルス検診事業・婦人科検診事業 125,403 円） 126

- ・婦人科検診委託料（集団）（検診の単価等については、下記の表を参照） 7,133

|                | 子宮がん      | 乳がん       |           |           |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                |           | 超音波       | マンモ1方向    | マンモ2方向    |
| 委託料単価/円 (A)    | 4,536     | 3,240     | 3,240     | 5,184     |
| 受診者見込み数/人 (B)  | 814       | 395       | 350       | 198       |
| 委託料総額円 (A)×(B) | 3,692,304 | 1,279,800 | 1,134,000 | 1,026,432 |

- ・婦人科施設検診委託料（検診の単価等については、下記の表を参照） 10,291

|                 | 子宮がん      | 乳がん     |           |           |           |
|-----------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|
|                 | 頸部のみ      | 頸部+体部   | 超音波のみ     | マンモ       | 超音波+マンモ   |
| 委託料単価/円 (A)     | 6,498     | 11,332  | 4,260     | 4,590     | 7,390     |
| 受診者見込み数/人 (B)   | 857       | 36      | 300       | 325       | 209       |
| 委託料総額/円 (A)×(B) | 5,568,786 | 407,952 | 1,278,000 | 1,491,750 | 1,544,510 |

- ・健康診断委託料（集団）（検診の単価等については、下記の表を参照） 16,015

|                | 委託料単価/円 (A) | 受診者見込み数/人 (B) | 委託料総額/円 (A)×(B) |
|----------------|-------------|---------------|-----------------|
| 肺がん            | 562         | 3,600         | 2,023,200       |
| 胃がん            | 4,060       | 1,400         | 5,684,000       |
| 大腸がん(一般分)      | 1,428       | 2,000         | 2,856,000       |
| 大腸がん(検体回収分)    | 1,728       | 1,000         | 1,728,000       |
| 前立腺がん          | 1,976       | 1,100         | 2,173,600       |
| 喀痰細胞診          | 3,412       | 190           | 648,280         |
| 肝炎ウイルス         | 2,240       | 200           | 448,000         |
| 肝炎ウイルス(無料対象者分) | 3,240       | 140           | 453,600         |

- ・健康診断施設検診委託料（検診の単価等については、下記の表を参照） 1,119

|                                       | 委託料単価/円 (A) | 受診者見込み数/人 (B) | 委託料総額/円 (A)×(B) |
|---------------------------------------|-------------|---------------|-----------------|
| 大腸がん                                  | 1,400       | 145           | 203,000         |
| 肝炎ウイルス<br>(HBs抗原+HCV定性)【一般】           | 2,480       | 7             | 17,360          |
| 肝炎ウイルス<br>(HBs抗原+HCV定性)【無料対象者分】       | 3,680       | 220           | 809,600         |
| 肝炎ウイルス<br>(HBs抗原+HCV定性+HCV定量)【一般】     | 5,120       | 5             | 25,600          |
| 肝炎ウイルス<br>(HBs抗原+HCV定性+HCV定量)【無料対象者分】 | 6,320       | 10            | 63,200          |



がん検診での健康教育



検診車（バスの中で検診が受けられます）

- ・医療用ウィッグ購入費助成金 (10,000円×3人分) 30

▼予防接種事業 (4-1-3-04) 162,082 (160,142)

[その他: 8,000 一般財源: 154,082]

※繰入金: ふるさとづくり基金繰入金 3,000, 地域福祉基金繰入金 5,000

[事業概要・効果等]

予防接種を行うことにより、感染症の発生及び蔓延を防ぎ、公衆衛生の向上普及を図る。予防接種法で定めている定期予防接種には、BCG・四種混合・単独不活化ポリオ・麻しん及び風しん・日本脳炎・二種混合・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・高齢者インフルエンザ・成人肺炎球菌がある。

- ・定期乳幼児予防接種委託料 (委託料の単価等については、下記の表を参照) 129,791  
(定期乳幼児予防接種)

|           | 委託料単価/円<br>(A) | 接種見込み数/人<br>(B) | 委託料総額/円<br>(A)×(B) |
|-----------|----------------|-----------------|--------------------|
| BCG       | 7,400          | 554             | 4,099,600          |
| 四種混合      | 11,200         | 2,195           | 24,584,000         |
| MR (1期)   | 10,800         | 544             | 5,875,200          |
| MR (2期)   | 10,800         | 536             | 5,788,800          |
| 日本脳炎 (1期) | 7,700          | 1,900           | 14,630,000         |
| 日本脳炎 (2期) | 7,700          | 397             | 3,056,900          |
| 日本脳炎 (特例) | 7,700          | 350             | 2,695,000          |
| ジフテリア・破傷風 | 4,800          | 340             | 1,632,000          |
| ヒブワクチン    | 8,700          | 2,257           | 19,635,900         |
| 小児用肺炎球菌   | 12,000         | 2,255           | 27,060,000         |
| 水痘        | 9,000          | 1,067           | 9,603,000          |
| B型肝炎      | 7,000          | 1,590           | 11,130,000         |

- ・高齢者予防接種委託料 (高齢者インフルエンザ 2,000円×7,787人, 成人肺炎球菌 3,000円×1,244人) 19,306
- ・高齢者予防接種データ作成委託料 (インフルエンザ及び成人肺炎球菌データ作成) 855
- ・任意予防接種委託料 (季節性インフルエンザ 1,000円×3,160人×2回 (13歳未満), 1,000円×357人×1回 (13歳以上), おたふくかぜ 3,500円×820人) 9,547
- ・乳幼児予防接種助成金 (償還払い) (四種混合 11,200円×30人, ヒブ 8,700円×50人, 肺炎球菌 12,000円×50人, B型肝炎 7,000円×50人, MR 10,800円×1人, 水痘 9,000円×2人, BCG 7,400円×2人, 日本脳炎 7,700円×2人) 1,780
- ・小児季節性インフルエンザ等助成金 (償還払い) (季節性インフルエンザ 1,000円×50件, おたふくかぜ 3,500円×10件) 85

▼子育て世代包括支援事業（利用者支援事業）（4-1-4-01） 4,067（11,435）

〔国県支出金：2,708 一般財源：1,359〕

※国補助金：子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 1,354 県補助金：子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 1,354

〔事業概要・効果等〕

妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有しながら切れ目なく支援を行うとともに、ワンストップ相談窓口により妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握し、情報共有・相談支援を行いながら必要なサービスが円滑にできるよう細かい支援体制を構築することを目的とする。併せて、妊産婦・乳幼児や子育て中の保護者等を包括的・継続的に支援することで子育てに対する不安を軽減し安心感や自信が醸成できる子育てにやさしい街づくりを推進する。

・保健師等報酬（保健師報酬 1,300 円×1,536 時間×1 人, 助産師報酬 1,300 円×1,152 時間×1 人） 3,495

▼子育て世代包括支援事業（妊娠・出産包括支援事業）（4-1-4-02） 2,866（561）

〔国県支出金：1,431 その他：16 一般財源：1,419〕

※国補助金：母子保健衛生費補助金 1,431 諸収入：はぐはぐ教室参加自己負担金 16

〔事業概要・効果等〕

（産後ケア事業）訪問型産後ケア事業は、育児不安や乳房トラブルを抱える母親を対象に、助産師が自宅訪問し、乳房ケア、授乳指導、育児相談等を行う。デイケア型産後ケア事業は、体調不良や育児不安のある母親、又は家族等からの十分な支援が受けられない母親等を対象に、産後ケア施設において、助産師による母子のケア、育児サポート、食事の提供等を行う。

（産前産後サポート事業（はぐはぐ教室））生後1カ月から6カ月の子どもと保護者に対し、教室を実施することで、育児負担の軽減、育児技術の習得、保護者同士の交流を図り、育児の孤立化を防ぐ。

・保健師等報酬（保育士報酬 6,500 円×2 人×8 回, 保健師報酬 6,500 円×1 人×4 回, 助産師報酬 6,500 円×3 人×4 回） 208

・訪問型産後ケア委託料（7,000 円×39 件×5 回） 1,365

・デイケア型産後ケア委託料（18,000 円×14 人×5 回） 1,260

▼子育て世代包括支援事業（母子保健事業）（4-1-4-03） 64,682（66,749）

〔その他：434 一般財源：64,248〕

※諸収入：健康教室食材料費自己負担金 24, フッ素塗布自己負担金 410

〔事業概要・効果等〕

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持・増進を図るため、保健指導、健康診査、その他の措置を講じ、保健の向上に寄与する。

・嘱託職員報酬（6,500 円×延べ人数 854 人, 15,000 円×延べ人数 42 人, 10,000 円×延べ人数 5 人） 6,231

・妊婦健診委託料（97,950 円×480 人×88%, 拡充分 528,000 円） 41,903

・乳児健診委託料（5,503 円×770 人） 4,238

・内科・歯科検診医師委託料（25,000 円×144 件（3～4 カ月健診, 1 歳 6 カ月健診, 2 歳児歯科健診, 3 歳児健診委託料）） 3,600

・妊婦健康診査費助成金（97,950 円×20 件, 拡充分 60,000 円） 2,019

・不妊治療費助成金（特定不妊治療 50,000 円×95 人, 男性不妊治療 50,000 円×2 人） 4,850



親子クッキングの様子



▼子育て世代包括支援事業（子育て支援事業）（4-1-4-04） 1,878（1,870）

〔国県支出金：1,250 一般財源：628〕

※国補助金：子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 625 県補助金：子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 625

〔事業概要・効果等〕

市内に住所を有する生後 4 カ月頃までの乳児とその保護者に対して委託助産師、または市保健師が家庭訪問し、異常の早期発見、発育・栄養・生活環境・疾病予防などの育児助言、母親の育児不安の緩和を行う。

- ・消耗品等（住宅地図、指導票） 38
- ・新生児訪問委託料（4,000 円×460 件） 1,840

▼発達支援事業（4-1-5-01） 13,952（13,525）

〔一般財源：13,952〕

〔事業概要・効果等〕

発達にばらつきや遅れがある幼児とその保護者に対して、発達支援専門員による指導を行い、幼児の発達促進を支援する。また、保育所・幼稚園・小学校への入園や就学の際に適切な支援が受けられるようサポートし、順調な集団生活を送れることを目指す。

- ・嘱託職員報酬（発達支援保育士報酬 1,200 円×7,541 時間（保育士 6 名分の延べ時間）、発達支援専門職報酬（臨床心理士 15,000 円×120 日、言語聴覚士 15,000 円×43 日、巡回支援 15,000 円×38 カ所） 12,065
- ・消耗品等（発達支援教室教材等） 128

## ■生活環境課

▼自転車駐車場管理事業（2-1-8-03） 2,614（2,914）

〔その他：20 一般財源：2,594〕

※使用料：行政財産使用料 19 諸収入：放置車両保管料 1

〔事業概要・効果等〕

駅周辺の良好な生活環境を保つため、自転車駐車場の維持管理、みらい平駅前トイレの清掃等を実施する。小絹駅自転車駐車場を利用する学生の負担軽減を図るため、定期料金の半額について利用助成を行う。

- ・みらい平駅前トイレ清掃業務委託料（1,000 円×364 日×2h×1.09（事務費 9%）） 794
- ・みらい平駅前自転車駐車場整理業務委託料（800 円×244 日×2人×2h（午前 7～9 時）×1.09（事務費 9%）） 852
- ・小絹駅自転車駐車場学生利用料助成金（半額助成 770 円（一般定期利用料；月 1,540 円）×12 カ月×60 人） 555



みらい平駅前自転車駐車場

▼環境衛生総務事業（4-1-6-01） 122（157）

〔一般財源：122〕

〔事業概要・効果等〕

環境保全の施策等に関して必要な調査、審議を行う。防疫活動の際に使用する薬品の備蓄及び機器の管理を行う。

- ・環境保全審議会委員報酬（6,000 円×8 人×2 回） 96
- ・消耗品費（消毒薬品） 16
- ・修繕費（消毒用ポンプ修繕） 10

▼温暖化対策事業（4-1-6-02） 1,529（45）

〔国県支出金：1,500 一般財源：29〕

※県補助金：自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金 1,500

〔事業概要・効果等〕

地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減を図る。谷和原庁舎及び出先機関等にグリーンカーテンを設置し、冷房効率を上げ節電効果の向上を図る。家庭用燃料電池システム（エネファーム）や定置用リチウムイオン蓄電池システムの設置者に対し、補助金を交付することで、各設備の普及促進を図る。

・消耗品費（ゴーヤ苗等） 23

・自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金（家庭用燃料電池システム（エネファーム）50,000円×25件、定置用リチウムイオン蓄電池システム50,000円×5件） 1,500

▼畜犬登録・狂犬病予防に関する事業（4-1-6-03） 590（744）

〔その他：590〕

※手数料：狂犬病に係る畜犬登録手数料 330、狂犬病予防注射済票交付手数料 258、鑑札再交付手数料 1、注射済票再交付手数料 1

〔事業概要・効果等〕

狂犬病予防のため、公益社団法人茨城県獣医師会と協力し、狂犬病予防集合注射を実施する。畜犬の適正な登録、狂犬病予防接種の推進、飼い主へのマナー啓発を行う。

・消耗品費（予防注射済票、保護動物用エサ等） 67

・委託料（畜犬登録用電算システム管理業務委託料） 497

▼関係組合負担金事業（4-1-6-05） 92,352（83,841）

〔一般財源：92,352〕

〔事業概要・効果等〕

広域かつ総合的な市町村行政を運営するために設置された一部事務組合の運営費等を構成市として負担する。

・取手市外2市火葬場組合負担金（平均割8,976+人口割14,308） 23,284

・常総衛生組合負担金 69,068

▼環境保全事業（4-1-7-01） 1,560（1,657）

〔その他：68、一般財源：1,492〕

※諸収入：牛久沼流域清掃事業費補助金 26 牛久沼流域家庭排水対策事業運営費補助金 42

〔事業概要・効果等〕

市民が安心して暮らせる環境を保全するため騒音や振動、水質の調査を行う。

・河川水質検査委託料（4カ所） 168

・騒音振動測定委託料（絹の台地区 1地区） 319

・自動車騒音常時測定業務委託料（つくば野田線 2カ所、高岡藤代線 1カ所） 1,073

▼不法投棄抑制事業（4-1-7-02） 1,237（4,077）

〔一般財源：1,237〕

〔事業概要・効果等〕

違法な廃棄物投棄や埋め立て行為の未然防止を図り、違法事案に対しては迅速な対応を行う。

・不法投棄物処分委託料 428

・監視カメラ設置工事（神生 1カ所） 540

▼清掃総務事業（4-2-1-02） 257,988（271,801）

〔一般財源：257,988〕

[事業概要・効果等]

嘱託職員報酬，常総地方広域市町村圏事務組合への負担金，公共施設里親制度ボランティア保険，生活環境課庶務全般に係る費用。

- ・嘱託職員報酬（3人） 3,709
- ・公共施設里親制度ボランティア保険料（350円×120人） 42
- ・常総地方広域市町村圏事務組合衛生費関係負担金（均等割34,725+実績割218,553）253,278

▼一般廃棄物処理事業（4-2-2-01） 170,937（175,476）

[その他：7,502 一般財源：163,435]

※手数料：行政財産使用料12，粗大ごみ収集手数料3,290 諸収入：資源物売払収入4,200

[事業概要・効果等]

ごみ分別による再資源化，排出削減による減量化について周知・啓発を行う。家庭系一般廃棄物の収集及び運搬を計画的に行う。

- ・印刷製本費（ごみ収集カレンダー32,000枚，粗大ごみ収集券10枚/冊×800冊，家庭ごみ分別の手引き2,000冊等） 1,714
- ・家庭ごみ収集運搬委託料（絹の台を除く小絹・谷原地区27,475,200円，十和・福岡・みらい平・絹の台地区66,925,440円，旧伊奈地区73,233,850円） 167,635
- ・犬猫死体処理委託料（5,000円×250体×1.08） 1,350

▼上水道整備費補助金及び出資金事業（4-3-1-01） 1,262（3,925）

[一般財源：1,262]

[事業概要・効果等]

上水道広域化第2次拡張事業に係る起債償還分となる利子分を補助金，元本分を出資金として水道事業会計に支出する。

- ・上水道第2次拡張事業国庫補助事業対象起債償還分補助金（谷和原事業分） 78
- ・上水道事業起債償還出資金（谷和原事業分） 1,184

## ■上下水道課

▼放射能対策事業（上下水道課）（4-1-8-02） 54（81）

[一般財源：54]

[事業概要・効果等]

コミュニティ・プラント汚泥の放射線量測定を施設毎年2回行う。

▼コミュニティ・プラント処理施設管理事業（4-2-3-02） 29,532（32,205）

[その他：18,900 一般財源：10,632]

※使用料：コミュニティ・プラント施設使用料（現年度）18,900

[事業概要・効果等]

終末処理場2カ所（狸穴・青木）の維持管理経費。放流水の適正な管理のため機器の点検，修繕を行う。

- ・光熱水費（電気料：狸穴3,960，青木3,360 水道料：狸穴18，青木18） 7,356
- ・修繕料（狸穴1,485，青木2,980，緊急時分800） 5,265
- ・汚泥引抜委託料（狸穴50t×12カ月，青木30t×12カ月） 7,776



青木処理場



狸穴処理場

▼コミュニティ・プラント管渠施設管理事業 (4-2-3-03) 7,350 (4,633)

[一般財源：7,350]

[事業概要・効果等]

排水を良好に処理場に誘導するため、管渠、ポンプの管理を行う。

- ・修繕料 (狸穴 924, 青木 1,296, 緊急修繕 500) 2,720
- ・狸穴下水管渠調査委託 497
- ・公共汚水柵交換工事 (7カ所) 1,300
- ・マンホール段差及び占用箇所補修工事 (10カ所) 2,304

▼使用料・分担金事務事業 (4-2-3-04) 1,239 (1,347)

[その他：2 一般財源：1,237]

※手数料：督促手数料 1 分担金：コミュニティ・プラント整備事業分担金 (現年度) 1

[事業概要・効果等]

下水道使用者からの使用料の賦課徴収を行う。

- ・下水道使用料収納事務負担金 1,166

▼合併浄化槽設置事業 (4-2-3-05) 8,801 (10,557)

[国県支出金：6,831 一般財源：1,970]

※国補助金：浄化槽設置事業費補助金 3,885, 浄化槽撤去補助金 135

県補助金：浄化槽設置事業費補助金 2,676, 浄化槽撤去補助金 135

[事業概要・効果等]

浄化槽の設置に要する経費について補助金を交付し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。

- ・浄化槽設置事業費補助金 (通常型：5人槽 294,000円×10基, 7人槽 342,000円×6基, 10人槽 459,000円×2基 高度処理型N型：5人槽転換 645,000円×1基, 5人槽新築 533,000円×1基, 7人槽転換 772,000円×1基, 7人槽新築 644,000円×1基) 8,504
- ・単独処理浄化槽撤去補助金 (90,000円×3基) 270

▼農業集落排水事業特別会計繰出金 (5-1-3-05) 219,455 (225,346)

[一般財源：219,455]

[事業概要・効果等]

下水道事業に係る繰り出し基準に基づく、一般会計からの負担及び事業運営に係る財源補填のため支出する。

▼都市下水路管理事業 (7-4-3-03) 1,461 (2,547)

[一般財源：1,461]

[事業概要・効果等]

都市下水路 (蛇沼排水 (大池含), 伊奈東地区, 谷井田地区) の維持管理を行う。

- ・光熱水費（蛇沼排水路樋管操作電気料 24, 大池調整池ばつき装置電気料 216） 240
- ・大池調整池等管理委託料（外周道路 3,900 m<sup>2</sup>, 駐車場 2,200 m<sup>2</sup>他） 500
- ・大池駐車場土地借上料 221
- ・蛇沼排水路法面補修工事 500



大池



蛇沼排水路



蛇沼排水路樋管

▼広域下水道負担金事業（7-4-3-04） 594,047（594,470）

〔その他：100,000 一般財源：494,047〕

※市税：都市計画税 100,000

〔事業概要・効果等〕

取手地方広域下水道組合つくばみらい市処理区事業について、管理費・公債費・事務費を構成市として負担し、建設改良費においては出資金として支出するもの。また、組合に係る下水道使用料徴収について、水道使用料金と併せて徴収するもの。

- ・取手地方広域下水道組合負担金（3条予算分負担金 480,983, 4条予算分負担金 58,017）
- 取手地方広域下水道組合出資金（建設改良費充当分 48,000） 587,000
- ・下水道使用料徴収負担金 7,047

▼公共下水道事業特別会計繰出金（7-4-3-05） 446,635（535,931）

〔その他：199,056 一般財源：247,579〕

※市税：都市計画税 199,056

〔事業概要・効果等〕

雨水処理に要する経費や分流式下水道等に要する資本費の一部について一般会計から負担を行う。また、事業の運営に対して財源の補填を行う。

## ■農業委員会事務局

▼農業委員会事務局総務費（5-1-1-02） 1,287（1,805）

〔一般財源：1,287〕

〔事業概要・効果等〕

農地法に基づいた農地等の権利移動及び農地管理に関する業務を行う。

- ・農業行政システム保守点検委託料（農家基本台帳システム 249, 農地地図情報システム 367） 616
- ・県農業会議負担金（農業規模による市町村割） 483

▼農業委員報酬関係経費（5-1-1-03） 12,228（12,228）

〔一般財源：12,228〕

〔事業概要・効果等〕

農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に要する経費。

- ・農業委員報酬 6,348  
会長 59,000 円／月 会長職務代理者 54,000 円／月 委員 52,000 円／月

- ・農地利用最適化推進委員報酬 5,880  
委員 49,000 円/月

- ▼農業委員活動費 (5-1-1-04) 80 (143)  
〔一般財源：80〕  
〔事業概要・効果等〕  
農地に関する相談や調査などを行う。
- ・農業委員会長交際費 30
- ・消耗品費 (農業委員手帳, 活動記録セット等) 26



農業委員及び農地利用最適化推進委員研修

- ▼農業者年金事業 (5-1-8-01) 167 (149)  
〔その他：167〕
- ※諸収入：農業者年金業務受託手数料 167  
〔事業概要・効果等〕  
農業者年金制度の周知, 加入促進及び各種申請受付を行う。
- ・消耗品費 (年金受給者用チラシ 5, 加入推進用リーフレット 117, 封筒 45) 167

## ■産業経済課

- ▼農村公園管理事業 (5-1-2-03) 324 (835)  
〔一般財源：324〕  
〔事業概要・効果等〕  
農村公園 (山王新田・鎌田・西楯戸・馬場・下長沼・樫木) の草刈・遊具点検・設備の補修等を行い, 利用者が快適に利用できるようにする。
- ・消耗品 (トイレ洗浄液等) 10
- ・光熱水費 (山王新田, 鎌田, 馬場水道料) 36
- ・遊具点検委託料 (滑り台, ブランコ, 鉄棒, 雲梯など) 119
- ・管理業務委託料 (草刈, 集草・処分, トイレ清掃) 143



農村公園

- ▼農業振興総務費 (5-1-3-01) 1,672 (6,950)  
〔その他：14 一般財源：1,658〕
- ※手数料：農用地区域内外証明交付手数料 14  
〔事業概要・効果等〕  
農業振興地域整備促進協議会開催時における委員謝礼, 病虫害防除や高品質米の生産推進, 米のPR活動を図ることを目的とした協議会への負担金, 農業改良普及事業の円滑な推進を図る協議会への負担金など。
- ・農業振興地域整備促進協議会委員謝礼 (6,000 円×15 人×3 回) 270
- ・土地借上料 (高岡藤代バイパスに係る農耕者専用道路) 959
- ・つくば農業改良推進協議会負担金 121
- ・市穀物改良協会負担金 207



市民農園

- ▼市民農園管理事業 (5-1-3-02) 389 (211)  
〔その他：389〕
- ※使用料：市民農園使用料 389  
〔事業概要・効果等〕  
市内の休耕地を借り上げ, 1 区画 30 m<sup>2</sup>とし, 年間 5,000 円で市民に提供する。市民が野菜や花などの栽培を通して, 自然と触

れ合い、農業に対する理解を深めることを目的とする。

- ・消耗品 200
- ・光熱水費（水道料） 26
- ・市民農園管理業務委託料 12
- ・土地借上料 151

▼畜産振興事業（5-1-4-01） 169（199）

〔国県支出金：1 一般財源：168〕

※県委託金：家畜伝染病検査事務交付金 1

〔事業概要・効果等〕

畜産の振興及び家畜衛生事業を推進するために、家畜伝染病対策などの指導を行い、畜産業の安定的発展を図る。

- ・県畜産協会負担金 19
- ・市家畜衛生指導協会補助金 150

▼園芸振興事業（5-1-5-01） 171（171）

〔一般財源：171〕

〔事業概要・効果等〕

園芸業務を円滑に行い、農林振興公社からの情報提供及び指導を受けるため、負担金を払い連携していく。また、つくばみらい4Hクラブに補助金を交付し、若手農業者を支援していく。

- ・農林振興公社負担金 141
- ・つくばみらい4Hクラブ補助金 30

▼農業用プラスチック処理対策事業（5-1-5-02） 208（202）

〔一般財源：208〕

〔事業概要・効果等〕

農業用プラスチックを処理する際の運搬費用を負担するとともに、市協議会へ補助金を交付することにより、誤った処理や投棄を未然に防止する。

- ・農業用プラスチック収集処理負担金 58
- ・農業用プラスチック適正処理推進協議会補助金 150

▼水田農業構造改革対策事業（5-1-6-01） 18,293（143,608）

〔国県支出金：8,814 その他：3,000 一般財源：6,479〕

※県補助金：経営所得安定対策推進事務費補助金 8,814 繰入金：ふるさとづくり基金繰入金 3,000

〔事業概要・効果等〕

主食用米以外の戦略作物の作付を推進し、農業経営の安定及び発展を図ることを目的に、つくばみらい市農業再生協議会を設置し、水田を有効利用して自給力の向上を図る。

つくばみらい市農業再生協議会の事務局である担い手支援センターへ人件費等の運営費を負担するもの。

また、事業を実施するための事務費等を補助するもの。

- ・担い手支援センター負担金 9,152
- ・経営所得安定対策推進事務費補助金 8,814

▼農業制度資金利子補給事業（5-1-7-03） 417（562）

〔国県支出金：198 一般財源：219〕

※県補助金：農業経営基盤強化資金利子助成補助金 198

〔事業概要・効果等〕

効率的かつ安定的な経営体を目指す農業者に対し、経営改善のために必要とする資金について利子助成を行う。また、平成 29 年 6 月の降雹被害による復旧費用のために借入を行うものに対し利子助成を行う。

- ・農業経営基盤強化資金利子助成補助金（既借入分 346, 新規申請分 50） 396
- ・農協系統農業災害資金利子助成補助金 20

▼人・農地プラン事業（5-1-7-04） 12,328（15,822）

〔国県支出金：11,298 その他：1,000 一般財源：30〕

※県補助金：人・農地プラン補助金 11,298 諸収入：農業次世代人材投資資金交付事業補助金返還金 1,000

〔事業概要・効果等〕

経営が不安定な就農初期段階の青年就農者を支援するため、経営が軌道に乗るまでの間、一人当たり年間最大 150 万円を最長 5 年間給付する。

- ・農業次世代人材投資事業指導農業士等謝礼 48
- ・人・農地プラン検討会委員謝礼 30
- ・農業次世代人材投資資金 11,250
- ・農業次世代人材投資資金交付事業補助金返還金 1,000

▼農地中間管理事業（5-1-7-06） 7,127（13,386）

〔国県支出金：7,127〕

※県補助金：農地中間管理事業補助金 7,000, 農地中間管理事業費委託金 127

〔事業概要・効果等〕

農業の規模拡大や農地の集団化を促し、農用地の効率化と高度化を図るため、離農を希望する農業者や農地の連坦化に協力する農業者・地域に対し協力金を交付する。

- ・経営転換協力金（10,000 円/10a×5,000a）  
5,000
- ・地域集積協力金（地域内での集積割合に応じて、  
10,000 円/10a×300a×5 地区） 1,500
- ・耕作者集積協力金（5,000 円/10a×1,000a）  
500



農地の貸借イメージ

▼土地改良事業（5-1-9-02） 86,065（79,345）

〔国県支出金：11,150 その他：11,430 一般財源：63,485〕

※国補助金：農業基盤整備促進事業補助金 11,150 諸収入：本田排水機場ストマネ事業負担金（福岡堰土地改良区）11,430

〔事業概要・効果等〕

県が土地改良施設の老朽化による改修等を実施するための負担金及び本田排水機場改修工事に係る負担金。

- ・県営地盤沈下対策事業負担金（福岡堰 4 期地区（谷井田落排水路），小貝東部 2 期地区（寺下用水路・谷井田用水路・九ヶ村用水路） 市負担割合 4.19%） 14,665
- ・県営経営体育成基盤整備事業（旧土地総）負担金（（伊奈二期地区（城中・足高），市負担割合 20.0%） 1,140（小絹地区，市負担割合 10.0%） 19,900） 21,040
- ・基幹水利施設ストマネ事業負担金（本田排水機場 市負担割合 17.5%） 38,100  
（ストックマネジメント事業：既存の施設を有効に活用し、長寿命化を図る事業）
- ・基幹水利施設ストマネ事業負担金（桜川第 1 揚水機場 市負担割合 0.77%） 385
- ・県営土地改良事業調査計画費負担金（伊奈三期 市負担割合 50.0%） 500
- ・農業基盤整備促進事業補助金（畦畔除去による区画の拡大及び暗渠排水）11,150



▼湛水防除事業（5-1-9-03） 5,269（4,961）

〔国県支出金：115 一般財源：5,154〕

※県補助金：湛水防除施設等管理費補助金 115

〔事業概要・効果等〕

湛水被害を除去することにより、農用地の生産基盤を安定的なものにする。

- ・伊丹地区湛水防除施設管理運営協議会負担金（市負担割合 55%） 1,980
- ・久賀地区湛水防除協議会負担金（市負担割合 27%） 2,718
- ・守谷市外二市湛水防除協議会負担金（市負担割合 6.67%（均等割分）、6%（流域割分）） 395

▼土地改良区運営支援事業（5-1-9-04） 1,873（1,886）

〔一般財源：1,873〕

〔事業概要・効果等〕

各土地改良区に関する市町村が維持管理及び運営に係る費用の一部を負担する。

- ・土浦市外 15ヶ町村土地改良区負担金 146
- ・守谷土地改良区負担金 927
- ・茎崎西地区土地改良施設維持管理費負担金 800

▼かんがい排水事業（5-1-9-05） 10,100（5,350）

〔一般財源：10,100〕

〔事業概要・効果等〕

生産基盤の安定を図るため、排水路の改修工事、浚渫工事に対して事業費の一部を助成する。

- ・土地改良かんがい排水事業負担金 10,000
- ・排水路浚渫工事補助金（市負担割合 30%） 100

▼多面的機能支払交付金事業（5-1-9-06） 34,910（34,927）

〔国県支出金：26,182 一般財源：8,728〕

※県補助金：多面的機能支払事業費補助金 26,182

〔事業概要・効果等〕

農用地や水路等の維持管理を図るために実施する地域の共同活動に対して効果的に支援を行い、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする。

- ・多面的機能支払事業費補助金（全 17 地区） 34,910

▼環境保全型農業直接支払事業（5-1-9-07） 672（416）

〔国県支出金：504 一般財源：168〕

※県補助金：環境保全型農業直接支払事業補助金 504

〔事業概要・効果等〕

環境保全型農業直接支払事業については、減農薬等、環境にやさしい農業に取り組む生産者に補助金を交付する。

- ・環境保全型農業直接支払事業補助金 672

▼林業振興事業（5-2-1-01） 1,037（224）

〔国県支出金：926 一般財源：111〕

※県補助金：森林愛護運動推進事業補助金 26 身近なみどり整備推進事業補助金 900

〔事業概要・効果等〕

森林・林業の普及活動等の林業業務を円滑に行うため、関係機関と連携する。また、緑の少年団の活動を行う学校に補助金を交付する。

森林湖沼環境税を活用した「身近なみどり整備推進事業」を活用し、荒廃した平地林や里山林の整備のための植樹や下刈り、除間伐などの森林整備を行う。

- ・(社)茨城県緑化推進機構負担金 30
- ・森林クラウド整備(構築)負担金 49
- ・緑の少年団活動補助金(伊奈中学校・十和小学校) 52
- ・身近なみどり整備推進事業補助金 900

▼自治金融・振興金融事業(6-1-1-04) 19,150(24,050)

[その他:10,002 一般財源:9,148]

※諸収入:自治金融貸付金元利収入10,002

[事業概要・効果等]

市内の中小企業者に対する事業資金の融資とこれに関する保証を斡旋することで、中小企業者の金融の円滑化を図る。

- ・商工会融資事務委託料(融資見込額 350,000,000 円×0.2%+融資決定見込件数 75 件×2,000 円) 850
- ・中小企業信用保証料補給金(700,000 円×12 カ月) 8,400
- ・自治金融預託金(中小企業者に対する事業資金供給の円滑化と自治金融制度の促進を図るために預託するもの) 9,000
- ・自治金融損失補償寄託金(市と信用保証協会との間で締結された損失補償の寄託契約に基づいて信用保証協会に寄託するもの) 900

▼商工会育成支援事業(6-1-1-05) 12,870(13,870)

[一般財源:12,870]

[事業概要・効果等]

商工会が実施する地域活性化事業や中小企業への支援事業の円滑な推進を図るため、補助金を交付し支援する。

- ・商工会補助金 12,870



みらいフェスタ 2017

▼商工振興総務費(6-1-1-07) 252(4,381)

[一般財源:252]

[事業概要・効果等]

常総公共職業安定所管内の雇用促進を図るための賛助会員会費の支出。

市のイメージキャラクター(みらいりんぞう)を活用し、各種イベントで市のPR及びイメージアップを推進する。

- ・キャラクター修繕料 80
- ・キャラクタークリーニング 102
- ・水海道地区雇用対策連絡会負担金 50
- ・イベント出展負担金 20

▼観光協会育成支援事業(6-1-2-02) 8,116(9,248)

[その他:2,000 一般財源:6,116]

※繰入金:ふるさとづくり基金繰入金2,000

[事業概要・効果等]

観光振興を目的に福岡堰さくらまつりなどのイベント開催のほか、商工会など関係団体と連携して県内外でのイベントに参加し、当市の観光PRを展開するため補助金を交付して支援を行う。

- ・観光事務員報酬 1,486
- ・土地借上料 20
- ・市観光協会補助金 6,280



福岡堰桜並木



みらいりんぞうと観光大使

▼福岡堰桜並木保全事業 (6-1-2-04) 2,000 (2,000)

[その他: 2,000]

※繰入金: ふるさと創生基金繰入金 2,000

[事業概要・効果等]

福岡堰桜並木の保全のため、老木や倒木などの植え替えを行う。

- ・福岡堰桜並木保全工事 2,000

▼歴史公園管理事業 (6-1-4-01) 1,700 (2,770)

[その他: 1,343 一般財源: 357]

※使用料: 歴史公園使用料 1,343

[事業概要・効果等]

自然散策の森、調整池の維持管理を行う。

- ・歴史公園管理業務委託料 (㈱NHKエンタープライズへ委託) 1,700

▼商工災害対策費 (6-1-6-01) 3,654 (5,166)

[国県支出金: 1,945 一般財源: 1,709]

※県補助金: 緊急対策融資利子補給金 1,945

[事業概要・効果等]

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害緊急対策融資を利用した場合、茨城県信用保証協会の保証を受ける際に徴収される信用保証料や利子を助成し、返済負担の軽減を図る。

- ・緊急対策融資保証料補給金 538
- ・緊急対策融資利子補給金 3,116

## ■建設課

▼地籍調査事業 (5-1-10-01) 8,769 (10,000)

[国県支出金: 5,775 その他: 40 一般財源: 2,954]

※国補助金: 地籍調査費補助金 3,850 県補助金: 地籍調査費補助金 1,925 手数料: 地籍調査成果図等発行手数料 40

[事業概要・効果等]

一筆地ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界を調査・確認し面積を測定して地籍図・地籍簿を作成し、土地に関するあらゆる施策の基礎となる土地の実態を明らかにする。

- ・地籍調査測量業務委託料 (野堀 [I] -1 20ha, 野堀 [I] -2 21ha) 7,145
- ・地籍調査支援システム借上料 1,076

▼農道整備事業 (5-1-11-01) 3,434 (17,125)

[一般財源: 3,434]

[事業概要・効果等]

農道を整備することにより、農作業の効率化及び道路利用者の安全の向上を図る。

- ・ 県営経営体育成基盤整備事業負担金 3,356

▼土木総務費（7-1-1-02） 4,075（4,004）

〔一般財源：4,075〕

〔事業概要・効果等〕

問合せや情報提供に対応する体制を整えるため、嘱託職員2名を雇用する。

- ・ 嘱託職員2名（報酬，共済費，費用弁償） 3,553

▼道路橋りょう総務費（7-2-1-01） 196（196）

〔一般財源：196〕

〔事業概要・効果等〕

各種団体への負担金。

▼道路台帳管理費（7-2-1-02） 3,216（3,216）

〔一般財源：3,216〕

〔事業概要・効果等〕

道路台帳及び橋梁台帳の修正及び追加作業を行い、最新の市道の現況を明確にする。また、交付税算定資料の作成を行う。

- ・ 道路台帳補正業務委託料 3,000

▼法定外公共物管理費（7-2-1-03） 156（156）

〔一般財源：156〕

〔事業概要・効果等〕

法定外公共物（道路・水路）の管理を行う。

- ・ 法定外システム保守業務委託料 156

▼土木積算システム管理費（7-2-1-04） 1,398（1,488）

〔一般財源：1,398〕

〔事業概要・効果等〕

茨城県土木部が使用する積算システムを利用することにより、積算業務の正確性と積算に係る時間の短縮を図る。

- ・ 土木積算システム借上料 1,398

▼市道冠水対策事業（7-2-2-01） 17,354（38,925）

〔一般財源：17,354〕

〔事業概要・効果等〕

台風及び豪雨時の市道冠水に際し、道路利用者の安全を確保するとともに、道路冠水による2次災害の拡大を防ぐ。

- ・ 水中ポンプ借上料 1,677
- ・ 維持補修工事 10,000

▼市道簡易補修事業（7-2-2-02） 8,179（8,049）

〔一般財源：8,179〕

〔事業概要・効果等〕

嘱託職員を2名雇用し日常的な道路パトロールを実施するとともに、道路管理者の直営による市道の簡易補修及び碎石敷き等を行い、道路利用者の安全及び利便性の向上を図る。

- ・ 嘱託職員2名（報酬，共済費，費用弁償） 3,531

- ・補修合材 2,022
- ・消耗品費（融雪剤：塩化カルシウム） 735

▼市道管理（除草等）事業（7-2-2-03） 73,631（76,253）

〔一般財源：73,631〕

〔事業概要・効果等〕

きれいで安全な街を維持するため、市道の除草を行う。

- ・道路管理等委託料 51,672
- ・除草業務委託料 21,425

▼市道補修委託費（7-2-2-04） 5,000（15,000）

〔一般財源：5,000〕

〔事業概要・効果等〕

職員対応が困難で補修が急務な箇所について、市内建設会社と施工単価契約を締結し補修を委託することにより、速やかな補修を行い道路管理の瑕疵による事故を防止するとともに、道路利用者の安全を図る。

- ・市道補修委託料 5,000

▼施設維持補修事業（7-2-2-05） 55,500（41,250）

〔その他：21,372 一般財源：34,128〕

※使用料：道路占用料 19,972，法定外公共物使用料 1,382 手数料：諸証明手数料 1 諸収入：複写機使用料 17

〔事業概要・効果等〕

地区の要望や緊急対応が必要な箇所及び道路施設破損箇所の補修工事を行い、道路機能を維持するとともに利用者の安全を図る。

- ・中平柳道路舗装工事 6,000
- ・未舗装対策工事 11,500
- ・維持補修工事（緊急対応箇所分） 38,000

▼道路境界立会費（7-2-2-06） 212（250）

〔その他：15 一般財源：197〕

※手数料：境界確認書交付手数料 15

〔事業概要・効果等〕

市道と民地の境界を明確にし、市道の適正管理を行う。

- ・消耗品費（境界杭・プレート） 212

▼安全施設復旧工事負担金（7-2-2-08） 950（950）

〔一般財源：950〕

〔事業概要・効果等〕

用排水路施設に係る安全施設（ネットフェンス等）負担金。

負担割合：つくばみらい市 50%，福岡堰土地改良区 50%

▼排水路浚渫費（7-2-2-10） 2,000（5,775）

〔一般財源：2,000〕

〔事業概要・効果等〕

台風時の洪水対策として、既設排水路の浚渫を行う。

- ・排水路浚渫委託料 2,000

▼道路ストック点検補修事業（7-2-2-11） 33,500（62,700）

〔国県支出金：14,300 一般財源：19,200〕

※国補助金：防災安全社会資本整備交付金（計画3）14,300

〔事業概要・効果等〕

これまで整備してきた「道路の舗装，道路付属物（照明・標識），法面・擁壁」の点検・修繕を行い第三者被害の防止に努める。

道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性を踏まえた道路の適正な管理を図るため，国が定める点検要領により，点検診断・修繕を実施する。

・舗装補修工事 28,500

▼道路新設改良総務費（7-2-3-01） 13（13）

〔一般財源：13〕

〔事業概要・効果等〕

県協議会への負担金。

▼住宅市街地基盤整備事業（守谷・小絹線）（7-2-3-03） 185,690（302,832）

〔国県支出金：88,121 地方債：79,300 一般財源：18,269〕

※国補助金：社会資本整備総合交付金（住基）88,121 地方債：市道整備事業債（守谷・小絹線）79,300

〔事業概要・効果等〕

筒戸地区及びその周辺地区と守谷駅とを結ぶ主要なアクセス道路であり，住宅利用増進を促し都市機能の円滑化を図る。

・道路改良工事（3工区） 82,000

・用地購入費（2工区） 68,479

・補償費（2工区） 33,131



2工区現況



3工区現況

▼田村地区道路新設改良事業（7-2-3-04） 5,099（33,438）

〔国県支出金：2,070 一般財源：3,029〕

※国補助金：社会資本整備総合交付金（地住交関連）2,070

〔事業概要・効果等〕

田村地区西部の台通り用水を起点とし東榑戸台線までの総延長約1kmの集落内道路を拡幅整備し，県道常総取手線へのアクセス強化を図る。

・道路改良工事 4,800

▼道路改良事業（7-2-3-05） 13,326（89,917）

〔国庫支出金：5,500 一般財源：7,826〕

※国補助金：防災安全社会資本整備交付金（計画5）5,500

〔事業概要・効果等〕

市道の改良・排水整備等を行うことで、良好な都市基盤の整備を図る。

・道路改良工事（豊体） 10,000

▼道路敷の借地・未登記解消事業（7-2-3-06） 438（456）

〔一般財源：438〕

〔事業概要・効果等〕

道路敷用地として借上げている土地の買収及び道路用地の未登記解消を行う。

・測量業務委託料 300

・土地借上料 129

▼私道整備補助金（7-2-3-07） 500（500）

〔一般財源：500〕

〔事業概要・効果等〕

私道等の整備を行う自治会等に対し私道整備補助金を交付し、市民の生活環境の向上に資する。

▼福岡工業団地土地区画整理事業（7-2-3-08） 66,866（12,500）

〔地方債：28,500 一般財源：38,366〕

〔事業概要・効果等〕

福岡工業団地の整備に伴い既設道路交差点の改修を行い、道路利用者の利便性の向上を図る。

・交差点測量・設計業務委託 30,000

・用地購入費 22,510

・補償費 7,748

▼スマートインターチェンジ設置事業（7-2-3-50） 7,493（20,922）

〔一般財源：7,493〕

〔事業概要・効果等〕

市内を通る常磐自動車道へスマートICを設置することにより、高速道路の利便性の向上、周辺地域の活性化、企業誘致の促進を図る。

・協議支援業務委託料 7,379

▼橋梁長寿命化修繕事業（7-2-4-02） 39,000（67,800）

〔国県支出金：17,050 一般財源：21,950〕

※国補助金：防災安全社会資本整備交付金（計画1）17,050

〔事業概要・効果等〕

予防保全対応を基本とした点検・補修・更新等の橋梁長寿命化計画を実行することにより、維持更新費用の縮減を図る。

・橋梁維持補修工事（126-1号橋外3橋） 20,000

▼狭あい道路整備等促進事業（7-2-5-01） 25,039（19,844）

〔国県支出金：10,920 一般財源：14,119〕

※国補助金：社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）10,920

〔事業概要・効果等〕

狭あい道路（舗装幅員4m未満）の拡幅整備を行い、安全な住宅市街地の形成と道路利用者の利便性の向上を図る。

・道路改良工事（長渡呂新田） 22,840



工事前現況

▼合併特例債事業総務費（7-2-6-01） 50（100）

〔一般財源：50〕

〔事業概要・効果等〕

合併特例債道路整備2事業を推進するための共通経費。

▼東楯戸台線整備事業（7-2-6-03） 7,128（51,840）

〔国県支出金：3,920 地方債：3,000 一般財源：208〕

※国補助金：社会資本整備総合交付金（計画17）3,920 地方債：都市計画道路東楯戸台線整備事業債3,000

〔事業概要・効果等〕

本路線は、みらい平地区内の都市計画道路東楯戸・台線の延伸であり、市北部に位置する県道つくば真岡線と国道354号の交差点に接続する総延長3.9kmの重要路線である。

本路線の開通により、つくば・守谷方面へのアクセスの向上及び地区全体の利便性が図られ沿線周辺の開発が促進される。（※平成28年度 みらい平地区から県道赤浜谷田部線（旧国道354号）までL=2.9km 供用開始）

・埋蔵文化財発掘調査業務（資料整理） 7,128



発掘現況

▼地区幹線3号線整備事業（伊奈東～小張）（7-2-6-04） 2,000（89,616）

〔地方債：1,900 一般財源：100〕

〔事業概要・効果等〕

みらい平地区と既存市街化区域及び既存集落を結ぶ生活圏内の重要路線であり、歩行者などの安全の確保を図るとともに、谷田部IC、圏央道及びつくば市街地へのアクセス向上や隣接地域との連携を強化し、地区全体の健全な発展と地域住民の利便性を図る。（※平成29年度 道路改良工事完了）

・家屋調査 2,000

▼河川総務費（7-3-1-01） 606（456）

〔一般財源：606〕

〔事業概要・効果等〕

流域住民、河川占有者、利用者のほか、各種団体の協力を得て、鬼怒川・小貝川クリーン大作戦を実施することにより、河川愛護意識の醸成を図る。また、つくばみらい市が属する団体への負担金。

・クリーン大作戦経費 50

・負担金（河川協会ほか） 545

▼排水機場および樋管管理事業（7-3-1-02） 7,293（7,328）

〔国県支出金：2,123 一般財源：5,170〕

※国委託金：排水樋管業務委託金2,123

〔事業概要・効果等〕

鬼怒川・小貝川に設置されている国土交通省管轄及び市管理の排水樋管の点検・操作を操作員に委託し管理を行い、排水を適切に調整し、水害の低減を図る。

国土交通省管理：8樋管、つくばみらい市管理：6樋管

・鬼怒川・小貝川樋管点検等委託料 4,660

▼河川占用区域管理事業（7-3-1-04） 11,918（11,930）

〔一般財源：11,918〕



〔事業概要・効果等〕

河川占用区域の市道認定路線の除草等を行い、道路利用者の利便性の向上と安全を図る。

- ・河川占用箇所除草委託料 11,918

▼道路橋りょう災害復旧費（10-1-1-01） 1（1）

〔一般財源：1〕

〔事業概要・効果等〕

台風及び降雪による災害に対し、道路復旧及び除雪を行い、道路利用者の安全を図る。

## ■都市計画課

▼都市計画総務費（7-4-1-02） 1,819（1,787）

〔その他：946 一般財源：873〕

※使用料：公営住宅駐車場使用料（現年度）148 手数料：屋外広告物許可申請手数料611，都市計画区域区分証明手数料1 諸収入：都市計画図売買代金等184，複写機使用料2

〔事業概要・効果等〕

嘱託職員にかかる賃金等及び都市計画協会への負担金。

- ・嘱託職員報酬（1人雇用） 1,486
- ・県都市計画協会負担金 54

▼景観まちづくり事業（7-4-1-04） 60（60）

〔一般財源：60〕

〔事業概要・効果等〕

市景観条例及び景観ガイドラインに基づいた審査を実施し、その審査に伴う委員報酬及びアドバイザーの人件費。

- ・景観審議会委員報酬（6,000円×7人×1回） 42
- ・景観アドバイザー謝礼（6,000円×3人×1回） 18

▼開発・建築指導経費（7-4-1-05） 4,739（5,958）

〔国県支出金：6 その他：2,883 一般財源：1,850〕

※県委託金：建築確認申請事務交付金6 手数料：認定申請手数料1，開発許可等手数料2,882

〔事業概要・効果等〕

都市計画支援システムデータ更新及び過去の開発行為等の情報をデータ化し、事務の効率化を図るための業務委託料等。

- ・嘱託職員報酬（1人雇用） 1,486
- ・都市計画支援システムデータ更新業務委託料 2,819

▼道路体系整備事業（7-4-1-06） 39（43）

〔一般財源：39〕

〔事業概要・効果等〕

牛久市・つくば市・つくばみらい市交通体系整備促進連絡協議会における事業活動経費。

- ・協議会負担金 30

▼住宅建築物耐震化事業（7-4-1-50） 670（778）

〔国県支出金：459 一般財源：211〕

※国補助金：社会資本整備総合交付金（防災安全社会資本整備交付金）335 県補助金：木造住宅耐震化支援事業費補助金124

〔事業概要・効果等〕

市内に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準により建築確認を受けた木造住宅を対象に、耐震強度が不足しているか否か、その程度を診断し、補強につなげる。

また、補強費用の一部を補助することで、耐震改修を促進する。

- ・一般住宅耐震診断委託料 (54,000 円×5 戸) 270
- ・木造住宅耐震補強補助金 (設計 100,000 円×1 戸, 補強工事 300,000 円×1 戸) 400

▼公園維持管理費 (7-4-2-01) 118,054 (129,797)

[国県支出金: 1,353 その他: 4,120 一般財源: 112,581]

※県負担金: 都市公園事業負担金 1,353 使用料: 公園使用料 970, テニスコート使用料 150  
繰入金: ふるさとづくり基金繰入金 3,000

[事業概要・効果等]

公園・緑地の植栽剪定・草刈等を定期的実施する事により、地域コミュニティ形成の場となる公園を安心して安全に提供する。

- ・嘱託職員報酬 (2 人雇用) 2,972
- ・光熱水費 (電気料 1,933, 水道料 2,041, 下水道使用料 345) 4,319
- ・公園管理委託料 (絹の台公園・緑地 18,079, 西ノ台公園・緑地 4,568, 福岡堰さくら公園・水辺プラザ 12,280, みらいの森公園 10,681, みらい平地区 (北部) 公園・緑地 7,625, みらい平地区 (南部) 公園・緑地 8,521, 絹の台桜公園水路清掃 1,814, 福岡堰さくら公園親水施設管理 1,701, 公園施設清掃業務 4,030 他) 69,619
- ・公園遊具点検委託料 875
- ・絹の台桜公園テニスコート改修工事 (平成 29・30 年度継続費 総額 55,037) 33,022



絹の台桜公園



みらいの森公園

▼せせらぎの小路維持管理費 (7-4-2-02) 14,068 (15,012)

[その他: 8,243 一般財源: 5,825]

※負担金: せせらぎの小路維持管理負担金 (守谷市) 8,243

[事業概要・効果等]

つくばみらい市と守谷市の行政界に位置し、守谷市と 3 年交代で管理業務を行う。平成 28 年度より 3 年間は、つくばみらい市が管理業務の主体となる。費用負担割合は面積按分により守谷市 58.6%, つくばみらい市 41.4%となっている。

- ・公園管理委託料 (植栽管理業務委託 8,392, 水路清掃業務委託 5,141, せせらぎの小路一般清掃業務 147) 13,680



せせらぎの小路

▼被災住宅復興支援利子補給金交付事業（7-4-4-51） 24（74）

〔国県支出金：24〕

※県補助金：被災住宅復興支援事業補助金 24

〔事業概要・効果等〕

東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受けた方に対し、震災により被害を受けた住宅又は宅地の復旧のために必要な資金の借入れに係る利子 1%に相当する額を補給し負担軽減を図る。

▼住宅管理費（7-5-1-01） 16,157（20,270）

〔国県支出金：3,539 その他：12,618〕

※国補助金：社会資本整備総合交付金（地住交関係）3,539 使用料：公営住宅家賃（現年度）11,379、公営住宅駐車場使用料（現年度）1,055 手数料：公営住宅自動車保管場所承諾手数料 1 諸収入：住宅防火施設整備補助金 183

〔事業概要・効果等〕

公営古川住宅は、平成元年から 3 年に建設され築 27 年を超えた鉄筋コンクリート造のアパートであるため、長寿命化計画に基づき古川住宅 2 号棟の屋根改修工事を実施する。また、木造住宅解体による公営住宅戸数減少を補うため、民間賃貸住宅を借りている方に家賃の一部を補助することにより、住宅に困窮する方の居住の安定確保を図る。

- ・修繕料 2,000
- ・火災保険料（4718.90 m<sup>2</sup>） 112
- ・受水槽点検清掃委託料（秋葉山住宅、古川住宅） 287
- ・消防設備点検委託料（秋葉山住宅、古川住宅） 67
- ・住宅管理システム保守点検委託料 770
- ・公営住宅土地借上料 3,673
- ・公営住宅屋根改修工事（古川住宅 2 号棟） 5,465
- ・公営住宅火災報知器設置工事 1,280
- ・民間賃貸住宅家賃補助金 2,388



公営秋葉山住宅



公営古川住宅

## ■学校教育課

▼教育委員会事業（9-1-1-01） 1,690（1,710）

〔一般財源：1,690〕

〔事業概要・効果等〕

教育委員会規則の制定、改廃など、委員会組織の議決機関に係る委員報酬及び事務的経費

- ・教育委員報酬（委員 33,500 円×4 人×12 カ月） 1,608

▼教育委員会事務局事業（9-1-2-02） 28,740（38,177）

〔その他：121 一般財源：28,619〕

※使用料：行政財産使用料 87 諸収入：奨学金貸付元利収入 34

[事業概要・効果等]

教育委員会事務局の円滑な運営を図るための庶務経費や補助金

- ・事務員報酬 (870 円×7h×244 日×4 人) 5,944
- ・光熱水費 (電気料 2,160, 水道料 144, 下水道使用料 54, ガス代 48) 2,406
- ・富士見ヶ丘小学校校歌編曲業務委託料 519
- ・学校用地等土地借上料 9,556
- ・教科用図書選定協議会負担金 200
- ・教育研究会補助金 1,939

▼教育指導事業 (9-1-3-01) 107,756 (106,523)

[国県支出金:695 一般財源:107,061]

※県委託金:学びの広場サポーター事業委託金 695

[事業概要・効果等]

教育指導室運営に係る資料や補助金等に要する庶務経費

- ・教育支援委員会委員報酬 (6,000 円×8 人×3 回) 144
- ・学校教育指導員報酬 (147,000 円×12 カ月×1 人) 1,764
- ・学校図書館司書報酬 (890 円×5h×37 週×4 校×4 人) 2,635
- ・特別支援教育支援員報酬 (890 円×4h×185 日×9 人) 5,928
- ・理科支援員謝礼 (1,000 円×3h×24 日×6 校) 432
- ・学びの広場サポーター謝礼 (3,000 円×5 日×44 学級) 660
- ・印刷製本費 (社会科副読本印刷製本 400 円×2,000 冊×1.08) 864
- ・ALT 業務委託料 (小学校外国語指導助手配置業務委託 3,849,120 円×5 人, 中学校外国語指導助手配置業務委託 3,985,200 円×4 人) 35,187
- ・特別支援教育支援員配置業務委託料 (872 円×4h×185 日×26 人) 16,778
- ・派遣指導主事負担金 (副参事 (指導室長) 9,716,526 円, 指導主事 9,085,050 円, 指導主事 9,621,574 円, 指導主事 10,069,436 円) 38,493

▼小中一貫教育事業 (9-1-3-02) 7,140 (10,210)

[一般財源:7,140]

[事業概要・効果等]

小中一貫教育を推進させるため、4 中学校区に講師を配置し、小中のつなぎ役として情報交換や研究を充実させる。

- ・小中一貫教育非常勤講師報酬 (1,750 円×28h×35 週×4 人) 6,860



小中あいさつ運動の様子

▼教育支援センター事業 (9-1-3-03) 6,379 (7,437)

[一般財源:6,379]

[事業概要・効果等]

不登校児童生徒等に対し、在籍校と連携を図りながら計画的な個別カウンセリングや集団での指導に取り組み学校生活へ復帰できるように支援する。

経験豊富な教育相談員及び適応支援員に加え、訪問型支援を中心とする職員を配置し、児童生徒の実情や現状に応じて適切な相談と適応指導を行う。

- ・教育相談員報酬 (147,000 円×12 カ月×2 人) 3,528
- ・適応支援教室職員報酬 (890 円×6h×175 日×1 人, 890 円×6h



教育支援センター なのはな

×98日×2人) 1,982

- ・需用費(消耗品178, 光熱水費42) 220
- ・通信運搬費(適応支援教室電話使用料120, インターネット使用料24) 144
- ・警備委託料(14,040円×12カ月) 169

▼小学校管理事業(9-2-1-01) 214,478(199,819)

[その他:1,980 一般財源:212,498]

※使用料:行政財産使用料98, 小中学校体育館使用料352 負担金:日本スポーツ振興センター保護者負担金1,416 諸収入:公衆電話使用料1, 陽光台小学校ガス圧測定装置設置料12, 余剰電力売払収入101

[事業概要・効果等]

学校教育の効率的な運営を推進し, 児童が安心して教育を受けるための環境整備を図る。

- ・報酬(校医2,669, 歯科医2,007, 薬剤師264, TT非常勤講師20,580, 非常勤講師3,430, 用務員14,432) 43,382
- ・費用弁償(校医1,720, 歯科医1,200, 薬剤師700, TT非常勤講師1,050, 非常勤講師175, 用務員1,097) 5,942
- ・消耗品費(谷和原地区4校分PC教室再々リースに係るソフトウェアライセンス等) 2,173
- ・光熱水費(12校分)(電気料29,881, 水道料14,493, 下水道使用料5,389, ガス使用料1,000) 50,763
- ・通信運搬費(12校分)(フレッツVPNワイド840, 電話FAX代3,037) 3,877
- ・学校警備委託料(12校分) 4,483
- ・校内緑地管理委託料(12校分) 4,028
- ・特殊建築物定期報告業務委託料(11校分) 5,960
- ・特定建築物環境衛生業務委託料(陽光台小) 1,831
- ・学校保健健診委託料 3,712  
尿検査 3,079人, 心臓病検診(小1)621人, 視覚検診(小1)621人, 教職員ストレスチェック252人等
- ・印刷機借上料(11校分) 1,473
- ・パソコン教室用パソコン等借上料(12校分) 52,463
- ・工事請負費(修繕工事等11校分) 13,330
- ・備品購入費(管理備品) 2,037
- ・日本スポーツ振興センター負担金 2,899

▼小張小学校管理事業(9-2-1-02) 1,378(1,519)

[一般財源:1,378]

[事業概要・効果等]

- ・消耗品費(コピー使用料, 事務用品費等) 819
- ・燃料費 142
- ・通信運搬費(郵便料金) 14
- ・クリーニング代(教室カーテン, 保健室布団等) 63

▼谷井田小学校管理事業(9-2-1-03) 1,977(2,070)

[一般財源:1,977]

[事業概要・効果等]

- ・消耗品費(コピー使用料, 事務用品費等) 1,043
- ・燃料費 237
- ・通信運搬費(郵便料金) 21
- ・クリーニング代(教室カーテン, 保健室布団等) 114

- ▼豊小学校管理事業 (9-2-1-04) 1,350 (1,523)  
 [一般財源: 1,350]  
 [事業概要・効果等]  
 ・消耗品費 (コピー使用料, 事務用品費等) 854  
 ・燃料費 152  
 ・通信運搬費 (郵便料金) 9  
 ・クリーニング代 (教室カーテン, 保健室布団等) 49
- ▼三島小学校管理事業 (9-2-1-05) 1,381 (1,585)  
 [一般財源: 1,381]  
 [事業概要・効果等]  
 ・消耗品費 (コピー使用料, 事務用品費等) 885  
 ・燃料費 105  
 ・通信運搬費 (郵便料金) 17  
 ・クリーニング代 (教室カーテン, 保健室布団等) 40
- ▼板橋小学校管理事業 (9-2-1-06) 2,363 (2,798)  
 [一般財源: 2,363]  
 [事業概要・効果等]  
 ・消耗品費 (コピー使用料, 事務用品費等) 1,295  
 ・燃料費 269  
 ・通信運搬費 (郵便料金) 25  
 ・クリーニング代 (教室カーテン, 保健室布団等) 70
- ▼東小学校管理事業 (9-2-1-07) 1,268 (1,370)  
 [一般財源: 1,268]  
 [事業概要・効果等]  
 ・消耗品費 (コピー使用料, 事務用品費等) 813  
 ・燃料費 87  
 ・通信運搬費 (郵便料金) 13  
 ・クリーニング代 (教室カーテン, 保健室布団等) 32
- ▼谷原小学校管理事業 (9-2-1-08) 1,481 (1,786)  
 [一般財源: 1,481]  
 [事業概要・効果等]  
 ・消耗品費 (コピー使用料, 事務用品費等) 881  
 ・燃料費 118  
 ・通信運搬費 (郵便料金) 17  
 ・クリーニング代 (教室カーテン, 保健室布団等) 88
- ▼十和小学校管理事業 (9-2-1-09) 1,348 (1,520)  
 [一般財源: 1,348]  
 [事業概要・効果等]  
 ・消耗品費 (コピー使用料, 事務用品費等) 846  
 ・燃料費 118  
 ・通信運搬費 (郵便料金) 22  
 ・クリーニング代 (教室カーテン, 保健室布団等) 62

▼福岡小学校管理事業 (9-2-1-10) 1,393 (1,576)

[一般財源：1,393]

[事業概要・効果等]

- ・消耗品費 (コピー使用料, 事務用品費等) 857
- ・燃料費 140
- ・通信運搬費 (郵便料金) 7
- ・クリーニング代 (教室カーテン, 保健室布団等) 129

▼小絹小学校管理事業 (9-2-1-11) 3,033 (3,449)

[一般財源：3,033]

[事業概要・効果等]

- ・消耗品費 (コピー使用料, 事務用品費等) 1,642
- ・燃料費 362
- ・通信運搬費 (郵便料金) 26
- ・クリーニング代 (教室カーテン, 保健室布団等) 98

▼陽光台小学校管理事業 (9-2-1-12) 4,442 (4,640)

[一般財源：4,442]

[事業概要・効果等]

- ・消耗品費 (コピー使用料, 事務用品費等) 2,967
- ・燃料費 474
- ・通信運搬費 (郵便料金) 61
- ・クリーニング代 (保健室布団等) 111

▼富士見ヶ丘小学校管理事業 (9-2-1-13) 3,903 (一)

[一般財源：3,903]

[事業概要・効果等]

- ・消耗品費 (コピー使用料, 事務用品費等) 2,785
- ・燃料費 390
- ・通信運搬費 (郵便料金) 61
- ・クリーニング代 (保健室布団等) 111

▼小学校教育振興事業 (9-2-2-01) 24,211 (24,805)

[国県支出金：545 一般財源：23,666]

※国補助金：特殊教育就学奨励費補助金 544, 理科教育設備整備費等補助金 1

[事業概要・効果等]

児童の教育指導に必要な指導教材等を整え, 個性豊かな教育に資するとともに, 多様化する指導環境に対応する。

- ・バス借上料 4,038
- ・備品購入費 (教材・理科備品等) 4,980
- ・遠距離通学費補助金 169
  - 小張小 対象者 1人
  - 板橋小 対象者 10人
  - 谷井田小 対象者 3人
- ・要保護・準要保護児童就学援助費 13,214
  - 準要保護：学用品費 11,420円×190人
  - 通学用品費 2,230円×140人
  - 新入学用品費 40,600円×35人

校外活動費（日帰） 1,570 円×118 人  
 校外活動費（宿泊） 2,000 円×36 人  
 修学旅行費 35,000 円×36 人  
 給食費 40,700 円×190 人  
 医療費 6,000 円×10 人

- ・特殊教育就学奨励費補助 1,092
  - 学用品費等購入費 5,710 円×30 人
  - 新入学学用品費等 20,300 円×5 人
  - 校外活動費（日帰） 785 円×18 人
  - 校外活動費（宿泊） 1,810 円×10 人
  - 修学旅行費 10,590 円×7 人
  - 給食費 20,350 円×35 人

▼小張小学校教育振興事業（9-2-2-02） 268（406）

〔一般財源：268〕

〔事業概要・効果等〕

- ・運動会・卒業式等の報償品（運動会，持久走大会等） 34
- ・消耗品費（学力診断テスト等） 118
- ・備品購入費（図書） 90

▼谷井田小学校教育振興事業（9-2-2-03） 833（1,077）

〔一般財源：833〕

〔事業概要・効果等〕

- ・運動会・卒業式等の報償品（運動会，持久走大会等） 132
- ・消耗品費（学力診断テスト等） 418
- ・備品購入費（図書） 266



中学生との交流事業

▼豊小学校教育振興事業（9-2-2-04） 376（484）

〔一般財源：376〕

〔事業概要・効果等〕

- ・運動会・卒業式等の報償品（運動会，持久走大会等） 62
- ・消耗品費（学力診断テスト等） 197
- ・備品購入費（図書） 107

▼三島小学校教育振興事業（9-2-2-05） 211（262）

〔一般財源：211〕

〔事業概要・効果等〕

- ・運動会・卒業式等の報償品（運動会，持久走大会等） 33
- ・消耗品費（学力診断テスト等） 101
- ・備品購入費（図書） 77

▼板橋小学校教育振興事業（9-2-2-06） 988（1,284）

〔一般財源：988〕

〔事業概要・効果等〕

- ・運動会・卒業式等の報償品（運動会，持久走大会等） 170
- ・消耗品費（学力診断テスト等） 529
- ・備品購入費（図書） 264



- ▼東小学校教育振興事業 (9-2-2-07) 146 (250)
  - [一般財源：146]
  - [事業概要・効果等]
  - ・運動会・卒業式等の報償品(運動会, 持久走大会等) 20
  - ・消耗品費(学力診断テスト等) 60
  - ・備品購入費(図書) 66
  
- ▼谷原小学校教育振興事業 (9-2-2-08) 319 (466)
  - [一般財源：319]
  - [事業概要・効果等]
  - ・運動会・卒業式等の報償品(運動会, 持久走大会等) 50
  - ・消耗品費(学力診断テスト等) 153
  - ・備品購入費(図書) 116
  
- ▼十和小学校教育振興事業 (9-2-2-09) 213 (301)
  - [一般財源：213]
  - [事業概要・効果等]
  - ・運動会・卒業式等の報償品(運動会, 持久走大会等) 31
  - ・消耗品費(学力診断テスト等) 95
  - ・備品購入費(図書) 87
  
- ▼福岡小学校教育振興事業 (9-2-2-10) 228 (270)
  - [一般財源：228]
  - [事業概要・効果等]
  - ・運動会・卒業式等の報償品(運動会, 持久走大会等) 31
  - ・消耗品費(学力診断テスト等) 110
  - ・備品購入費(図書) 83
  
- ▼小絹小学校教育振興事業 (9-2-2-11) 1,419 (1,786)
  - [一般財源：1,419]
  - [事業概要・効果等]
  - ・運動会・卒業式等の報償品(運動会, 持久走大会等) 258
  - ・消耗品費(学力診断テスト等) 791
  - ・備品購入費(図書) 350
  
- ▼陽光台小学校教育振興事業 (9-2-2-12) 2,016 (3,336)
  - [一般財源：2,016]
  - [事業概要・効果等]
  - ・運動会・卒業式等の報償品(運動会等) 355
  - ・消耗品費(学力診断テスト等) 1,246
  - ・備品購入費(図書) 350
  
- ▼富士見ヶ丘小学校教育振興事業 (9-2-2-13) 1,632 (一)
  - [一般財源：1,632]
  - [事業概要・効果等]
  - ・運動会・卒業式等の報償品(運動会等) 279
  - ・消耗品費(学力診断テスト等) 938
  - ・備品購入費(図書) 350

▼小学校耐震・大規模改修事業（9-2-3-01） 50,567（18,738）

〔国県支出金：8,850 一般財源：41,717〕

※国補助金：学校施設環境改善交付金 8,850

〔事業概要・効果等〕

小絹小学校 17 棟のトイレは老朽化が激しく、主な便器は和式であることから、便器の洋式化及び床を乾式化するための改修工事を行い、学校環境の向上を図る。

- ・小絹小学校 17 棟トイレ改修工事監理業務委託料 1,826
- ・小絹小学校 17 棟トイレ改修工事 48,741



改修前のトイレ

▼中学校管理事業（9-3-1-01） 94,640（132,287）

〔その他：867 一般財源：93,773〕

※使用料：行政財産使用料 1, 小中学校体育館使用料 288 負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金 549 諸収入：余剰電力売払収入 29

〔事業概要・効果等〕

学校教育の効率的な運営を推進し、生徒が安心して教育を受けるための環境整備を図る。

- ・報酬（校医 710, 歯科医 586, 薬剤師 88, 用務員 4,261） 5,645
- ・費用弁償（校医 340, 歯科医 260, 薬剤師 180, 用務員 324） 1,104
- ・光熱水費（4校分）（電気料 12,704, 水道料 5,645, 下水道使用料 955） 19,304
- ・通信運搬費（4校分）（フレッツVPNワイド 280, 電話FAX代 1,138） 1,418
- ・学校警備委託料（4校分） 1,556
- ・校内緑地管理委託料（4校分） 1,794
- ・特殊建築物定期検査委託料（4校分） 2,579
- ・学校保健健診委託料 1,764

尿検査 1,195 人, 心臓病検診(中 1) 450 人, 教職員ストレスチェック 139 人等

- ・印刷機借上料（4校分） 685
- ・パソコン教室用パソコン借上料（4校分） 7,960
- ・工事請負費（修繕工事 4校分） 9,797
- ・備品購入費（管理備品） 768
- ・日本スポーツ振興センター負担金 1,123
- ・償還金, 利子及び割引料（小絹中学校償還金） 32,181



パソコン教室の様子

▼伊奈中学校管理事業（9-3-1-02） 2,709（3,215）

〔一般財源：2,709〕

〔事業概要・効果等〕

- ・消耗品費（コピー使用料, 事務用品費等） 1,506
- ・燃料費 202
- ・通信運搬費（郵便料金） 20
- ・クリーニング代（教室カーテン, 保健室布団等） 196

▼伊奈東中学校管理事業（9-3-1-03） 2,505（2,780）

〔一般財源：2,505〕

〔事業概要・効果等〕

- ・消耗品費（コピー使用料, 事務用品費等） 1,549
- ・燃料費 175
- ・通信運搬費（郵便料金） 20
- ・クリーニング代（教室カーテン, 保健室布団等） 108

▼谷和原中学校管理事業 (9-3-1-04) 3,018 (3,598)

[一般財源:3,018]

[事業概要・効果等]

- ・消耗品費 (コピー使用料, 事務用品費等) 1,873
- ・燃料費 269
- ・通信運搬費 (郵便料金) 30
- ・クリーニング代 (教室カーテン, 保健室布団等) 100

▼小絹中学校管理事業 (9-3-1-05) 2,661 (3,113)

[一般財源:2,661]

[事業概要・効果等]

- ・消耗品費 (コピー使用料, 事務用品費等) 1,493
- ・燃料費 226
- ・通信運搬費 (郵便料金) 34
- ・クリーニング代 (教室カーテン, 保健室布団等) 153

▼中学校教育振興事業 (9-3-2-01) 24,951 (23,824)

[国県支出金:635 一般財源:24,316]

※国補助金:要保護生徒就学援助費補助金 37, 特殊教育就学奨励費補助金 597, 理科教育設備整備費等補助金 1

[事業概要・効果等]

生徒の教育指導に必要な指導教材等を整え, 個性豊かな教育に資するとともに, 多様化する指導環境に対応する。

- ・バス借上料 5,400
- ・備品購入費 (教材・理科備品等) 3,400
- ・各種競技出場費負担金 889
- ・要保護・準要保護生徒就学援助費 13,469
  - 準要保護:学用品費 22,320 円×104 人
  - 通学用品費 2,230 円×69 人
  - 新入学学用品費 47,400 円×38 人
  - 校外活動費 (日帰) 2,270 円×32 人
  - 校外活動費 (宿泊) 40,000 円×35 人
  - 修学旅行費 75,000 円×37 人
  - 給食費 (中1・2) 47,300 円×67 人
  - 給食費 (中3) 45,150 円×37 人
  - 医療費 6,000 円×5 人
- 要保護:修学旅行費 75,000 円×1 人
- ・特殊教育就学奨励費補助 1,202
  - 学用品費等購入費 11,160 円×15 人
  - 新入学学用品費等 23,700 円×9 人
  - 校外活動費 (日帰) 1,135 円×7 人
  - 校外活動費 (宿泊) 3,050 円×9 人
  - 修学旅行費 28,335 円×8 人
  - 給食費 (中1・2) 23,650 円×16 人
  - 給食費 (中3) 22,575 円×8 人

▼伊奈中学校教育振興事業 (9-3-2-02) 881 (983)

[一般財源:881]

[事業概要・効果等]

- ・運動会・卒業式等の報償品（体育祭，持久走大会等） 70
- ・消耗品費（学力診断テスト等） 491
- ・備品購入費（図書） 307

▼伊奈東中学校教育振興事業（9-3-2-03） 745（887）

[一般財源：745]

[事業概要・効果等]

- ・運動会・卒業式等の報償品（体育祭，持久走大会等） 113
- ・消耗品費（学力診断テスト等） 426
- ・備品購入費（図書） 176

▼谷和原中学校教育振興事業（9-3-2-04） 1,326（1,265）

[一般財源：1,326]

[事業概要・効果等]

- ・運動会・卒業式等の報償品（体育祭，持久走大会等） 206
- ・消耗品費（学力診断テスト等） 731
- ・備品購入費（図書） 369

▼小絹中学校教育振興事業（9-3-2-05） 1,030（1,214）

[一般財源：1,030]

[事業概要・効果等]

- ・運動会・卒業式等の報償品（体育祭，持久走大会等） 142
- ・消耗品費（学力診断テスト等） 548
- ・備品購入費（図書） 320

▼わかくさ幼稚園事業（9-4-1-02） 20,698（21,346）

[その他：41 一般財源：20,657]

※負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金 41

[事業概要・効果等]

- ・消耗品費（教材等） 820
- ・光熱水費（電気料 908，水道料 615，ガス代 13） 1,536
- ・園児送迎バス委託料（バス＋運転業務 2 台，運転業務のみ 1 台） 15,192

▼すみれ幼稚園事業（9-4-1-03） 14,148（14,821）

[その他：20 一般財源：14,128]

※負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金 20

[事業概要・効果等]

- ・消耗品費（教材等） 770
- ・光熱水費（電気料 893，水道料 389，ガス代 39） 1,321
- ・園児送迎バス委託料（バス＋運転業務 1 台，運転業務のみ 1 台） 8,894

▼谷和原幼稚園事業（9-4-1-04） 13,915（14,759）

[その他：35 一般財源：13,880]

※負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金 35

[事業概要・効果等]

- ・消耗品費（教材等） 1,064



運動会の様子

・園児送迎バス委託料（バス＋運転業務 2 台） 11,762

▼幼稚園管理事業（9-4-1-05） 65,071（71,994）

〔その他：30,626 一般財源：34,445〕

※使用料：わかくさ幼稚園保育料 13,687, すみれ幼稚園保育料 5,482, 谷和原幼稚園保育料 11,456, 行政財産使用料 1

〔事業概要・効果等〕

公立幼稚園 3 園の人員費に係る経費

- ・幼稚園長報酬（147,000 円×12 カ月×3 人） 5,292
- ・教諭報酬 41,551
  - わかくさ幼稚園：嘱託職員 12 人 15,147
  - すみれ幼稚園：嘱託職員 8 人 11,156
  - 谷和原幼稚園：嘱託職員 12 人 15,248
- ・用務員報酬（4 人） 3,350
- ・臨時職員賃金（産休・育休補充：3 人） 7,028
- ・費用弁償（校医, 歯科医, 薬剤師, 教諭, 用務員） 2,406

▼私立幼稚園就園推進事業（9-4-1-07） 128,406（121,316）

〔国県支出金：62,622 一般財源：65,784〕

※国負担金：子どものための教育・保育給付費負担金 24,488 国補助金：幼稚園就園奨励費補助金 7,297, 子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 32 県負担金：子どものための教育・保育給付費負担金 12,244 県補助金：子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 32, 子どものための教育・保育給付費補助金 18,529

〔事業概要・効果等〕

私立幼稚園に通う保護者への補助金及び施設事業者への運営補助金を支出することにより、幼児教育の推進及び民間活用を図る。

- ・幼稚園就園奨励費補助金（対象者 204 人） 28,069
- ・施設型給付費補助金（認定こども園：市内 4 園・市外 12 園） 100,239
- ・一時預かり事業補助金（認定こども園：市内 1 園） 96

▼幼稚園再整備事業（9-4-2-01） 84（3,893）

〔一般財源：84〕

〔事業概要・効果等〕

わかくさ・すみれ幼稚園園舎は、老朽化が激しく耐震性においても国の基準を下回っており、今後の再整備計画を検討し、教育機能の向上及び教育条件の改善を図る。

- ・幼稚園再整備計画検討委員会委員謝礼 84

▼奨学金貸付事業（9-5-1-01） 3,720（3,720）

〔その他：3,720〕

※諸収入：奨学貸付金元利収入 3,720

〔事業概要・効果等〕

能力があるにもかかわらず、経済的理由により進学できない者に学費を貸付し、広く人材を育成する。

- ・奨学金貸付金（継続者分 30,000 円×12 カ月×7 人, 新規分 30,000 円×12 カ月×2 人） 3,240
- ・高等学校等奨学金貸付金（新規分 20,000 円×12 カ月×2 人） 480

▼学校給食センター施設費（9-7-4-06） 597,838（-）

〔その他：222,859 一般財源：374,979〕

※諸収入：学校給食納付金（現年度）201,779 幼稚園給食納付金（現年度）21,034  
廃食用油代：11 スプーンセット代：35

〔事業概要・効果等〕

学校給食・幼稚園給食・アレルギー給食の献立作成，給食用物資の購入，調理・配送委託及び園児・児童生徒への栄養指導を行い，幼稚園3園，小学校12校，中学校4校に189日給食を提供する。

- ・栄養士報酬（嘱託職員4名雇用） 6,559
- ・光熱水費（水道料金5,600，下水道料金4,150，ガス料金11,550，電気料金14,350）35,650
- ・賄材料費（給食賄材料費（牛乳・主食・副食・デザート等）223,620，アレルギー賄材料費差額693，放射能検査賄材料費425）224,738
- ・委託料（学校給食センター管理業務委託料156,138，給食配送委託料35,771等）317,729



学校給食センター

## ■生涯学習課

▼社会教育総務費（9-6-1-02） 2,759（2,973）

〔一般財源：2,759〕

〔事業概要・効果等〕

社会教育関係団体の運営の支援及び事業推進に関する補助を行う。

- ・PTA連絡協議会補助金 85
- ・文化協会補助金 1,479
- ・子ども会育成連合会補助金 638

▼社会教育事業運営経費（9-6-1-03） 12,881（12,685）

〔一般財源：12,881〕

〔事業概要・効果等〕

社会教育を推進する上で必要な人材の育成，各種講座の企画及び講座の開催，社会教育計画の審議等を行う。

- ・社会教育委員報酬（会議6,000円×13人×2回，研修6,000円×4人×2回） 204
- ・社会教育指導員報酬（102,900円×2人×12カ月） 2,470
- ・派遣社会教育主事負担金 9,603

▼家庭教育学級事業（9-6-1-05） 258（300）

〔一般財源：258〕

〔事業概要・効果等〕

核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化により，家庭の教育力が低下していることから，子育てについて悩みを持つ親同士が交流し合い，発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会を提供していくことで，家庭の教育力の向上を図る。

- ・幼小中学校家庭教育学級補助金（12,000円×19園校） 228

▼生涯学習講座事業（9-6-1-06） 274（317）

〔一般財源：274〕

〔事業概要・効果等〕

市内在住・在勤・在学者を対象とした親子講座・児童生徒向けの講座など、ふれあい交流の場、自己研鑽の場、心の豊かさが創出できるような生涯学習講座を開催する。

- ・生涯学習講座講師謝礼（みらい親楽講座（前期・後期）、わくわくチャレンジ講座） 216



わくわくチャレンジ講座の様子

▼成人式事業（9-6-1-07） 1,169（1,291）

〔一般財源：1,169〕

〔事業概要・効果等〕

新成人が社会人としてスタートする節目に成人式を開催し、次代の担い手として今後の活躍を願い祝福する。

- ・成人式記念品（1,296円×390人） 506
- ・成人式記念写真撮影業務委託料（831円×420人） 350

▼人権講演会事業（9-6-1-08） 115（115）

〔一般財源：115〕

〔事業概要・効果等〕

人権尊重の精神、人権を大切にしようとする生活習慣や生活態度を養い、差別や偏見のない社会を構築するため人権講演会を開催する。

- ・講演会講師謝礼 80

▼放課後子ども総合プラン事業（9-6-1-11） 148,316（141,165）

〔国県支出金：49,620 その他：35,953 一般財源：62,743〕

※国補助金：子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 21,951 県補助金：放課後子供教室推進事業費補助金 5,718, 子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 21,951 負担金：児童クラブ負担金 35,953

〔事業概要・効果等〕

放課後児童クラブと放課後子ども教室の事業を一体的に行い、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して過ごせる場を確保するとともに、学習やスポーツなどを通じて健全な育成を図ることを目的とする。平成27年度から全校委託となり、民間のノウハウを活用した事業展開を実施している。また、富士見ヶ丘小学校の開校に伴い、放課後児童クラブと放課後子ども教室を新たに開設する。

【放課後児童クラブ】

実施校：12校

対象：保護者が就労等により昼間家庭にいない、市立の小学校に就学している児童

実施日：各学校とも月曜日から土曜日／平日：放課後から午後6時まで（学校休業日：午前7時30分から午後6時まで）※延長午後7時まで

【放課後子ども教室】

実施校：13校（伊奈特別支援学校含む）

対象：小学校全児童および伊奈特別支援学校児童生徒（市在住の小学部1年生から中学部3年生まで）

実施日：5月から翌年3月まで／各学校週1回／放課後から午後5時まで

※長期休み及び土日祝日等学校が休みの日は実施しない。

- ・放課後子ども総合プラン運営委員会委員報酬（6,000円×9人×2回） 108
- ・光熱水費 2,830

- ・冷暖房設備点検業務委託料 491
- ・児童クラブ移送業務委託料 4,195
- ・児童クラブシステム管理業務委託料 522
- ・放課後子ども総合プラン運営管理業務委託料 137,259



放課後児童クラブ活動の様子



放課後子ども教室活動の様子

▼伊奈公民館総務費 (9-6-2-01) 4,262 (4,148)

[その他:25 一般財源:4,237]

※使用料:行政財産使用料24 諸収入:複写機使用料1

[事業概要・効果等]

生涯学習の拠点として市民へ活動する場を提供し、公民館の運営を行う。

- ・公民館長報酬 (147,000円×12カ月) 1,764
- ・嘱託職員報酬 1,517

▼谷和原公民館総務費 (9-6-2-02) 5,252 (5,318)

[その他:76 一般財源:5,176]

※使用料:行政財産使用料64 諸収入:公衆電話使用料1, 複写機使用料1, ふるさと歴史かるた売上金10

[事業概要・効果等]

生涯学習の拠点として市民へ活動する場を提供し、公民館の運営を行う。

- ・公民館長報酬 (147,000円×12カ月) 1,764
- ・嘱託職員報酬 1,517
- ・通信運搬費 (電話料167, 公衆電話料38, 分館電話料86, LAN契約料91) 382
- ・土地借上料 476

▼伊奈公民館講座事業 (9-6-2-03) 474 (541)

[一般財源:474]

[事業概要・効果等]

1. 公民館講座

生活や文化等の各種講座を開催し、さまざまな学習の機会を提供する。

- ・公民館講座講師謝礼 (6,000円×36回) 216





各種講座の様子

## 2. よつわ大学

市内在住 60 歳以上の方を対象に、「希望・親睦・健康・協力」の 4 つのスローガン（4 つの輪・和）のもと年 7 回の学習講座及びクラブ活動を実施する。

- ・よつわ大学講師謝礼（開閉講式講師 各 15,000 円，クラブ講師 6,000 円×7 回×5 クラブ，学習活動講師 6,000 円×3 回） 258



よつわ大学の様子

### ▼谷和原公民館講座事業（9-6-2-04） 504（556）

〔一般財源：504〕

〔事業概要・効果等〕

#### 1. 公民館講座

生活や文化等の各種講座を開催し，さまざまな学習の機会を提供する。

- ・公民館講座講師謝礼（6,000 円×40 回） 240



各種講座の様子

## 2. よつわ大学

市内在住 60 歳以上の方を対象に、「希望・親睦・健康・協力」の 4 つのスローガン（4 つの輪・和）のもと年 7 回の学習講座及びクラブ活動を実施する。

- ・よつわ大学講師謝礼（開閉講式講師 各 15,000 円，クラブ講師 6,000 円×7 回×5 クラブ，学習活動講師 6,000 円×4 回） 264



よつわ大学の様子

▼伊奈公民館施設維持管理経費（9-6-2-05） 2,734（2,649）

〔その他：360 一般財源：2,374〕

※使用料：伊奈公民館使用料 360

〔事業概要・効果等〕

生涯学習の拠点として市民に活動する場を提供し、公民館の適正な維持管理を行う。

- ・燃料費（灯油 2,000ℓ） 140
- ・光熱水費（上下水道料 144, ガス代 66） 210
- ・公民館施設管理委託料 975
- ・AED 購入 289

▼谷和原公民館施設維持管理経費（9-6-2-06） 9,727（8,951）

〔その他：291 一般財源：9,436〕

※使用料：谷和原公民館使用料 222, 谷原分館使用料 17, 十和分館使用料 1, 福岡分館使用料 1

諸収入：陶芸窯電気使用料 50

〔事業概要・効果等〕

生涯学習の拠点として市民に活動する場を提供し、公民館及び分館の適正な維持管理を行う。

- ・燃料費（重油 9,450ℓ, 灯油 100ℓ） 669
- ・光熱水費（電気料 2,952, 上下水道料 409, ガス代 77） 3,438
- ・公民館施設管理委託料 1,368
- ・受変電設備改修工事 791
- ・AED 購入 289

▼青少年育成事業（9-6-3-01） 1,625（1,862）

〔その他：1 一般財源：1,624〕

諸収入：青少年相談員店舗訪問業務補助金 1

〔事業概要・効果等〕

青少年育成に家庭、地域社会、学校、行政が相互に協力し合い、青少年の健全育成に取り組める体制づくりを目指し、青少年育成つくばみらい市民会議及び青少年相談員連絡協議会が中心となり事業を実施している。

また、県及び土浦地区連絡協議会の青少年育成研修会等に参加し、各地区の事業活動等の情報交換を行い、相互に連携を強め、より充実した育成事業を行っている。

- ・青少年相談員報酬（協議会 6,000 円×18 人×1 回, 防犯パトロール 6,000 円×1 人×19 回） 222
- ・青少年育成市民会議補助金 1,345



ふれあい交流事業の様子

▼図書館活動費（9-6-4-01） 26,577（31,708）

〔その他：83 一般財源：26,494〕

※使用料：行政財産使用料 30 諸収入：図書館資料弁償金 30, 図書館利用カード再発行手数料 6, 公衆電話使用料 2, 複写機使用料 15

〔事業概要・効果等〕

資料の貸出業務やその他生活に役立つ資料・情報の提供などを行う。また、多くの市民の方々に図書館に足を運んでいただけるよう、図書館まつりやおはなし会を開催し、読書の推進を図る。

- ・ 図書館長報酬（147,000円×12カ月） 1,764
- ・ 司書報酬（嘱託職員 10人） 14,947
- ・ 事務員報酬（嘱託職員 1人） 1,575
- ・ 講師謝礼（講演会など） 100
- ・ ブックスタート事業記念品（絵本 293, アドバイス集 60） 353
- ・ 印刷製本費（読書手帳） 234
- ・ コンピュータシステム保守委託料 2,296
- ・ コンピュータシステム借上料 580



図書館まつりの様子

▼図書館協議会経費（9-6-4-02） 150（250）

〔一般財源：150〕

〔事業概要・効果等〕

図書館協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について館長に意見を具申する。

- ・ 図書館協議会委員報酬（6,000円×8人×3回） 144

▼図書館施設維持管理経費（9-6-4-03） 9,337（11,966）

〔一般財源：9,337〕

〔事業概要・効果等〕

市民の方々に快く安全に図書館を利用してもらえるよう、適正な維持管理を行う。

- ・ 燃料費（重油） 1,134
- ・ 光熱水費（電気料 3,600, 上下水道料 456） 4,056
- ・ 空調保守点検委託料 950
- ・ 館内清掃委託料 1,035
- ・ 土地借上料 1,025



図書館外観

▼図書館資料等整備費（9-6-4-04） 14,142（14,302）

〔一般財源：14,142〕

〔事業概要・効果等〕

多様化する市民ニーズに応じた図書館資料（図書、視聴覚資料、新聞、雑誌）の充実を図ることにより、図書館利用者の拡大を図る。

- ・消耗品費（新聞 723・雑誌 1,277） 2,000
- ・目録データ抽出作業委託料 519
- ・図書（本館・小絹分館・みらい平分館） 10,000
- ・視聴覚資料（CD, DVD） 1,000

▼コミュニティセンター運営事業（9-6-5-01） 119,550（120,296）

〔国県支出金：6,518 その他：85 一般財源：112,947〕

※国補助金：子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 3,259 県補助金：子ども・子育て支援交付金交付事業費補助金 3,259 使用料：行政財産使用料 85

〔事業概要・効果等〕

施設の有効利用、効率的な運営、行き届いた市民サービスの向上を図るため、谷井田・小絹・板橋及びみらい平コミュニティセンターの4館に谷井田ふれあい公園を含め、一括して指定管理制度による管理運営を行う。

- ・指定管理委託料 119,380



各種イベントの様子

▼高齢者センター維持管理経費（9-6-5-02） 1,965（2,003）

〔その他：174 一般財源：1,791〕

※使用料：高齢者センター使用料 174

〔事業概要・効果等〕

市民交流の場、文化芸能活動の場として、市民が安心して使用できるよう、適正な維持管理を行う。

- ・光熱水費（電気料 795, 上下水道料 62, ガス代 39） 896
- ・遊具点検委託料 66
- ・土地借上料 735

▼文化財保護費（9-6-6-01） 592（699）

〔その他：18 一般財源：574〕

※諸収入：町村史等書籍売上金 18

〔事業概要・効果等〕

市内に存在する文化財の保存及び活用に関し、必要な調査審議を行う。

- ・文化財保護審議会委員報酬（6,000円×5人×1回） 30
- ・埋蔵文化財指導員謝礼（6,000円×8回） 48
- ・埋蔵文化財試掘調査委託料 480

▼文化財保存支援事業（9-6-6-02） 497（1,107）

〔一般財源：497〕

〔事業概要・効果等〕

有形・無形文化財等を保存するとともに、次世代への伝承を図る活動への支援として各団体への補助を行う。

- ・綱火団体補助金 (204,000円×2団体) 408



高岡流綱火



小張松下流綱火

▼結城三百石記念館維持管理事業 (9-6-7-01) 3,393 (3,443)

[その他: 34 一般財源: 3,359]

※使用料: 行政財産使用料 20, 結城三百石記念館使用料 14

[事業概要・効果等]

結城家は戦国時代、現在の結城市に本拠を構えた結城氏の流れをくむといわれている。また、村絵図・宗門人別帳・御用留や小貝川の水利に関する史料も保存させており、当時の村落内部や村落を取り巻く社会の変化を知ることができる施設であり、その施設の維持管理を行う。

- ・光熱水費 (電気料 84, 上下水道料 24) 108
- ・施設管理委託料 2,002
- ・清掃委託料 282
- ・除草委託料 404



結城三百石記念館外観

▼間宮林蔵顕彰事業・記念館維持管理経費 (9-6-8-01) 4,097 (7,366)

[その他: 364 一般財源: 3,733]

※使用料: 間宮林蔵記念館入館料 324 諸収入: 間宮林蔵パンフレット代 40

[事業概要・効果等]

間宮林蔵は、当市を代表する偉人である。その偉業を多くの人へ伝承するため、その発信源として記念館は重要な施設であり、その維持管理を行う。

- ・光熱水費 (電気料 608, 上下水道料 34) 642
- ・施設管理委託料 2,002



間宮林蔵記念館外観

▼スポーツ推進総務費 (9-7-2-01) 2,416 (567)

[一般財源: 2,416]

[事業概要・効果等]

スポーツ推進室の総務的費用

- ・嘱託職員報酬 1,743
- ・拡大印刷機借上料 195

▼スポーツ推進委員・スポーツ推進審議会事業 (9-7-2-02) 889 (62)

[一般財源: 889]

[事業概要・効果等]

スポーツ推進委員事業：スポーツ推進のため、住民に対し、スポーツの実技指導その他スポーツに関する指導・助言及び市の開催事業への協力

スポーツ推進審議会事業：教育委員会の求めに応じて、スポーツの推進について意見・提案を行う。

- ・スポーツ推進委員報酬 (22,500円×15人) 338
- ・スポーツ推進審議会委員報酬 (6,000円×5人×2回) 60
- ・スポーツ推進審議会委員費用弁償 (1,000円×1人×2回) 2

▼スポーツ大会事業 (9-7-2-03) 4,283 (5,276)

[一般財源：4,283]

[事業概要・効果等]

各種スポーツ大会を実施する。子どもから大人まで楽しめるスポーツを取り入れ、地域のコミュニケーション及び、スポーツの推進を図る。

体育協会等スポーツ団体については、市と共催してスポーツイベントを行うほか、各専門部で大会を実施し、市のスポーツ振興に協力している。

- ・ニュースポーツ大会審判謝礼 (3,000円×3人×3種目) 27
- ・中学校球技大会審判謝礼 (3,000円×30人) 90
- ・中学校球技大会賞品 (5種目9部門) 104
- ・体育協会補助金 3,046



中学校球技大会 (卓球) の様子



ソフトバレーボール大会の様子

▼茨城国体推進事業 (9-7-2-05) 295 (898)

[一般財源：295]

[事業概要・効果等]

平成31年に開催される茨城国体のPR及び当市で実施が決定しているデモンストレーション競技3種目 (ターゲットバードゴルフ・バウンドテニス・アームレスリング) のPR及びリハーサル大会の実施。

- ・消耗品費 (プログラム用コピー用紙 等) 100
- ・備品購入費 (バウンドテニス用具) 195

▼体育施設総務費 (9-7-3-01) 48,927 (49,905)

[一般財源：48,927]

[事業概要・効果等]

常総地方広域市町村圏事務組合で運営している常総運動公園の当市分負担金。

- ・常総地方広域市町村圏事務組合負担金 (常総運動公園分) 48,739
- ・スポーツ施設予約システム整備運営協議会負担金 188

▼総合運動公園維持管理経費 (9-7-3-02) 27,167 (33,229)

[その他：3,529 一般財源：23,638]

\*使用料：野球場使用料910, テニスコート使用料645, 運動公園体育館使用料1,601, 行政財産

使用料 242, 運動公園青少年研修道場使用料 130 諸収入: 複写機使用料 1

[事業概要・効果等]

総合運動公園内にある体育館・野球場・テニスコートなどの施設維持管理, 施設予約受付業務を行う。

- ・光熱水費 (水道料 480, 電気料 5,100, ガス代 48) 5,628
- ・修繕料 (バスケットゴール上下調節機器修繕 等) 492
- ・総合運動公園体育館・研修道場床清掃委託料 2,528
- ・総合運動公園管理委託料 4,222
- ・総合運動公園植栽管理委託料 4,245
- ・多目的広場芝管理委託料 3,951

▼城山運動公園維持管理経費 (9-7-3-03) 5,220 (6,755)

[その他: 1,530 一般財源: 3,690]

※使用料: 野球場使用料 1,530

[事業概要・効果等]

城山運動公園野球場の施設維持管理, 施設使用時の鍵開閉業務等を行う。

- ・光熱水費 (水道料 204, 電気料 2,220) 2,424
- ・城山運動公園管理委託料 1,162
- ・城山運動公園植栽管理委託料 810

▼谷和原武道館維持管理経費 (9-7-3-04) 1,144 (4,037)

[その他: 61 一般財源: 1,083]

※使用料: 谷和原武道館使用料 61

[事業概要・効果等]

谷和原武道館の施設維持管理を行う。

- ・光熱水費 (上下水道料 88, 電気料 144) 232
- ・武道館清掃委託料 126

▼総合運動公園多目的広場整備事業 (9-7-3-51) 203,232 (193,968)

[地方債: 155,200 一般財源: 48,032]

※地方債: 総合運動公園整備事業債 155,200

[事業概要・効果等]

多目的広場及び駐車場の整備を行う。

- ・整備拡張工事監理業務委託料 3,024
- ・整備拡張工事(第3工区) 199,365

## 1 4. 特別会計予算概要

### ■国民健康保険特別会計 [国保年金課 所管]

#### 1 概要

国民健康保険は、これまで誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、その基盤をなす制度として地域医療の確保と市民の健康保持増進に大きく貢献してきた。

しかしながら、医療費等の増加、社会情勢等の変化、保険税負担能力の低い被保険者の増加等により財政運営は厳しい状態が続いている。

このような中、国においては「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した。その主な内容は、保険者支援制度を拡充し、平成 30 年度から県が市とともに共同保険者となるように見直し、県を財政運営の責任主体とすることにより、財政基盤の強化及び構造的な問題の解決を図ることである。

当市の国民健康保険の平成 30 年度予算編成においても、国保事業の適正かつ安定的な運営を図るため、医療費を抑制に繋げるべく、生活習慣病などの早期発見・早期治療を推進するために、下記に重きを置いた予算編成を行った。

##### (1) 医療費の適正化

- ① 医療費通知の送付（6 回／年）
- ② ジェネリック医薬品利用差額通知の送付（2 回／年）及び希望シール・カードの配布

##### (2) 保健事業の推進

- ① 特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上
- ② 特定健康診査未受診者に対する勧奨
- ③ 人間・脳ドック健診費用の一部助成
- ④ データヘルス計画(保健事業実施計画)の施行
- ⑤ 健康優良世帯表彰事業の施行



特定健康診査受診勧奨の出前講演の様子

#### 2 被保険者の状況

平成 30 年度の被保険者数は、過去 3 年間の加入状況や人口の伸び等を勘案し、年間平均被保険者数を 11,442 人と見込んだ。

※被保険者の加入状況

| 年度    |         | 平成 27 年度<br>(年間平均) | 平成 28 年度<br>(年間平均) | 平成 29 年度<br>(見込) | 平成 30 年度<br>(見込) |
|-------|---------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|
| 区分    | 国保加入世帯数 | 7,498 世帯           | 7,315 世帯           | 7,112 世帯         | 6,919 世帯         |
| 被保険者数 | 一般      | 12,609 人           | 12,280 人           | 11,770 人         | 11,350 人         |
|       | 退職      | 650 人              | 404 人              | 215 人            | 92 人             |
|       | 合計      | 13,259 人           | 12,684 人           | 11,985 人         | 11,442 人         |

※平成 27・28 年度の数値は事業年報に基づく

#### 3 予算の状況

平成 30 年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ 49 億 1,555 万 5 千円で前年度比 10 億 66 万 7 千円、16.91%の減額となっている。

##### (1) 歳入

歳入予算については、医療費の伸びや過去の歳入実績額の推移、また根拠となる算式等に基づ



き、適正な金額の算出に努め、予算計上を行った。

歳入の1款「国民健康保険税」は、茨城県から示された標準保険料率算定に必要な保険料総額を基に保険基盤安定繰入金分を差し引いた額を計上した。

国民健康保険加入者は、自営業の方を初め、会社を退職した方、高齢者の方など所得の少ない方の割合が高く、また、国の低所得者に対する減免制度の拡充により、調定額は減少している状況である。徴収率については、口座振替への移行等が功をなし年々向上している。一般・退職、現年分・滞納繰越分を合計した保険税総額は11億4,930万6千円で前年度比3,411万5千円の減額となっている。

3款「県支出金」は、前年度比1,328.39%増の33億9,748万8千円を計上した。

5款「繰入金」は、前年度比12.4%増の3億5,446万5千円を計上した。

## (2) 歳出

一方、歳出予算においても平成29年度決算額見込額及び平成30年度支出見込額等を考慮し、歳出額の抑制に努め、予算編成を行った。

歳出の1款「総務費」は、職員の人件費や国保の資格管理及び国保税の賦課徴収経費など事務費にかかる経費として、前年度比2.05%減の6,836万7千円を計上した。

2款「保険給付費」は、過去3年間の伸び率や近年の状況変化を考慮し積算した。前年度比3.08%減の33億4,863万9千円を計上した。国民健康保険特別会計歳出予算総額の約68.12%を占めている。

3款「国民健康保険事業費納付金」は、保険給付費分を茨城県へ納付するものであり、茨城県から示された国民健康保険事業費納付金を基に14億4,963万5千円を計上した。

5款「保健事業費」は、健康づくりの意識高揚及び医療費の抑制につながることを目的に、健康優良世帯表彰事業費、特定健康診査、人間ドック・脳ドック健診の助成、ジェネリック医薬品利用差額通知、医療費通知等4,374万円を計上した。



国民健康保険運営協議会の様子



健康優良世帯表彰の様子

予算総括表

(歳入)

(単位：千円 %)

| 款          | 平成30年度    | 平成29年度    | 比較         | 増減率      | 構成比    |
|------------|-----------|-----------|------------|----------|--------|
| 1 国民健康保険税  | 1,149,306 | 1,183,421 | △34,115    | △2.88    | 23.38  |
| 2 使用料及び手数料 | 750       | 750       | 0          | 0        | 0.01   |
| 3 県支出金     | 3,397,488 | 237,854   | 3,159,634  | 1,328.39 | 69.11  |
| 4 財産収入     | 21        | 69        | △48        | △69.57   | 0.01   |
| 5 繰入金      | 354,465   | 315,357   | 39,108     | 12.40    | 7.21   |
| 6 繰越金      | 1         | 40,001    | △40,000    | △99.99   | 0.01   |
| 7 諸収入      | 13,524    | 14,017    | △493       | △3.52    | 0.27   |
| × 分担金及び負担金 | 0         | 2,709     | △2,709     | △100.00  |        |
| × 国庫支出金    | 0         | 1,011,705 | △1,011,705 | △100.00  |        |
| × 療養給付費交付金 | 0         | 206,551   | △206,551   | △100.00  |        |
| × 前期高齢者交付金 | 0         | 1,548,000 | △1,548,000 | △100.00  |        |
| × 共同事業交付金  | 0         | 1,355,788 | △1,355,788 | △100.00  |        |
| 歳入合計       | 4,915,555 | 5,916,222 | △1,000,667 | △16.91   | 100.00 |

(歳出)

(単位：千円 %)

| 款                  | 平成30年度    | 平成29年度    | 比較         | 増減率     | 構成比    |
|--------------------|-----------|-----------|------------|---------|--------|
| 1 総務費              | 68,367    | 69,801    | △1,434     | △2.05   | 1.39   |
| 2 保険給付費            | 3,348,639 | 3,454,916 | △106,277   | △3.08   | 68.12  |
| 3 国民健康保険事業費<br>納付金 | 1,449,635 | 0         | 1,449,635  |         | 29.49  |
| 4 共同事業拠出金          | 1         | 1,355,802 | △1,355,801 | △99.99  | 0.01   |
| 5 保健事業費            | 43,740    | 46,468    | △2,728     | △5.87   | 0.88   |
| 6 基金積立金            | 21        | 69        | △48        | △69.57  | 0.01   |
| 7 諸支出金             | 4,152     | 4,152     | 0          | 0.00    | 0.08   |
| 8 予備費              | 1,000     | 40,000    | △39,000    | △97.50  | 0.02   |
| × 後期高齢者支援金等        | 0         | 692,780   | △692,780   | △100.00 |        |
| × 前期高齢者納付金等        | 0         | 526       | △526       | △100.00 |        |
| × 老人保健拠出金          | 0         | 25        | △25        | △100.00 |        |
| × 介護納付金            | 0         | 251,683   | △251,683   | △100.00 |        |
| 歳出合計               | 4,915,555 | 5,916,222 | △1,000,667 | △16.91  | 100.00 |

## ■後期高齢者医療特別会計 [国保年金課 所管]

### 1 概要

高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始された。

後期高齢者医療制度は、広域的に事務処理を行うことが効率的であることから、茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が保険者としての役割を担い、被保険者の認定や保険料額の決定、医療給付などの制度運営を行っている。市は、各種届出の受付や被保険者証の発行などの窓口業務と保険料の徴収を行っている。

### 2 予算の状況

後期高齢者医療特別会計予算は、市が行う保険料徴収事務等に要する経費及び広域連合へ納付する納付金が主なものである。

平成30年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ4億8,084万円5千円で前年度比3,584万7千円、8.06%の増額となっている。

#### 【被保険者数の状況】

| 年度                     | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 被保険者数<br>(各年度6月末現在の人数) | 5,373人 | 5,570人 | 5,843人 | 6,270人 |

※市町村別被保険者数推移一覧より（提供元：茨城県後期高齢者医療広域連合）

平成30年度分は市で推計

#### (1) 歳入

歳入予算については、「1款 後期高齢者医療保険料」として特別徴収・普通徴収現年度・過年度あわせて3億6,365万8千円を計上した。前年度より3,131万6千円の増額となっている。

保険料の算定根拠となる被保険者数は、平成30年6月末（保険料の本算定期）の被保険者数を6,270人と推計し、前年度同様、均等割額3万9,500円、所得割率8.00%で積算した。徴収方法は、年金からの特別徴収が60.20%、納付書等による普通徴収が39.80%と見込んだ。

また、徴収率は、当市の平成28年度徴収率を基にしている。

一般会計からの「3款 繰入金」は、1億1,008万8千円で前年度より423万4千円の増額である。内訳は、被保険者証の発行や保険料徴収事務に要する経費、人件費の「事務費繰入金」1,953万9千円、低所得者の保険料軽減分を財政支援するための「保険基盤安定繰入金」9,054万9千円である。なお、「保険基盤安定繰入金」は、茨城県が3/4・市が1/4の負担となっている。

#### (2) 歳出

歳出予算については、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための「1款 総務費」として、被保険者証の交付や給付申請受付に要する経費、人件費など一般管理費2,365万3千円、保険料の徴収経費182万4千円の合計2,547万7千円を計上した。

「2款 後期高齢者医療広域連合納付金」は、徴収した保険料と一般会計から繰入した保険基盤安定分を広域連合へ納付するものであり、歳入に計上した保険料、延滞金、保険基盤安定繰入金の合計額の4億5,421万7千円を計上した。

予算総括表

歳入

(単位：千円 %)

| 款            | 平成30年度  | 平成29年度  | 比較     | 増減率  | 構成比    |
|--------------|---------|---------|--------|------|--------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | 363,658 | 332,342 | 31,316 | 9.42 | 75.63  |
| 2 使用料及び手数料   | 102     | 96      | 6      | 6.25 | 0.02   |
| 3 繰入金        | 110,088 | 105,854 | 4,234  | 4.00 | 22.89  |
| 4 繰越金        | 1       | 1       | 0      | 0    | 0.01   |
| 5 諸収入        | 6,996   | 6,705   | 291    | 4.34 | 1.45   |
| 歳入合計         | 480,845 | 444,998 | 35,847 | 8.06 | 100.00 |

歳出

(単位：千円 %)

| 款                    | 平成30年度  | 平成29年度  | 比較     | 増減率  | 構成比    |
|----------------------|---------|---------|--------|------|--------|
| 1 総務費                | 25,477  | 24,854  | 623    | 2.51 | 5.30   |
| 2 後期高齢者医療広域連<br>合納付金 | 454,217 | 418,993 | 35,224 | 8.40 | 94.46  |
| 3 諸支出金               | 651     | 651     | 0      | 0    | 0.14   |
| 4 予備費                | 500     | 500     | 0      | 0    | 0.10   |
| 歳出合計                 | 480,845 | 444,998 | 35,847 | 8.06 | 100.00 |

## ■介護保険特別会計 [介護福祉課 所管]

### 1 概要

高齢者を社会全体で支える制度としてスタートした介護保険制度は、3年毎に計画の見直しを行っており、平成30年度は第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）の初年度にあたる。

つくばみらい市の平成30年1月1日現在の65歳以上の人口は13,117人で、高齢化率は25.4%を示し、要介護認定者が1,707人、認定率は13.0%である。ますます加速する高齢者人数の増加に伴い、居宅サービスを中心にサービス利用者が拡大するとともに、介護給付費も増大している。こうしたことから、地域支援事業を拡充し、住み慣れた地域で生き生きとした暮らしが続けられるよう介護予防事業をはじめ包括的支援事業などに積極的に取り組んでいる。

### 2 保険給付事業

#### (1) 居宅サービス

居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがある。

- ・訪問介護，訪問看護，通所介護 等

#### (2) 施設サービス

介護が中心か、あるいはリハビリが中心かなどによって、入所施設を選択し利用することができる。

- ・市内施設 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 3施設

#### (3) 地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域で生活していくことを支援するという観点から、日常生活圏域を単位にサービスが提供される。

- ・認知症対応型通所介護 1施設
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 4施設
- ・小規模多機能型居宅介護 1施設
- ・地域密着型通所介護 5施設

### 3 地域支援事業

要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援サービスを提供している。

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

要介護状態等となるおそれの高い高齢者を的確に把握するとともに、適切な介護予防事業を推進している。

- ・通所型サービス事業（介護予防通所介護相当サービス，通所型サービスA（緩和基準），通所型サービスC（運動・口腔・栄養教室））
- ・訪問型サービス事業（介護予防訪問介護相当サービス，訪問型サービスA（緩和基準），訪問型サービスC（保健・医療専門職による訪問））

#### (2) 一般介護予防事業

地域の高齢者を対象に、介護予防に向けた意識を啓発し、介護予防につながる行動を行うような環境づくりを図っている。

- ・介護予防普及啓発事業  
生き生きクラブ，すこやか貯筋教室，出前講座，介護予防パンフレットの配布
- ・介護予防活動支援事業  
シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会，地域介護ヘルパー養成講座，地域体操クラブ，介護支援ポイント事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業

シルバーリハビリ体操指導士へのリハビリに関するスキルアップ研修会、介護事業所リハビリテーション研修会等

(3) 包括的支援事業

高齢者の総合相談支援や権利擁護、ケアマネジャーの活動支援などの地域包括支援センター運営事業のほか、地域における高齢者の医療・介護の向上や保健福祉の増進などのため、在宅医療と介護の連携事業や認知症総合支援事業を推進している。また、地域の高齢者ニーズに対応するため、地域資源の開発やサービスの結びつけなどを行う生活支援体制の整備事業や地域ケア会議の充実を図っている。

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・認知症総合支援事業
- ・地域ケア会議推進事業

(4) 任意事業

高齢者の自立した地域生活を支えていくために、高齢者本人やその家族を支える事業を実施している。

- ・家族介護支援事業（家族介護用品助成 等）
- ・地域自立生活支援事業（まごころ弁当 等）
- ・認知症対策事業（認知症サポーター養成講座 等）
- ・介護給付適正化事業（介護給付費通知書発送）

予算総括表

歳入

(単位：千円 %)

| 款        | 平成30年度予算  | 平成29年度予算  | 比較      | 増減率      | 構成比    |
|----------|-----------|-----------|---------|----------|--------|
| 保険料      | 838,885   | 814,696   | 24,189  | 2.97     | 24.57  |
| 分担金及び負担金 | 1,228     | 1,113     | 115     | 10.33    | 0.04   |
| 使用料及び手数料 | 116       | 115       | 1       | 0.87     | 0.00   |
| 国庫支出金    | 702,955   | 659,281   | 43,674  | 6.62     | 20.59  |
| 支払基金交付金  | 884,675   | 896,449   | △11,774 | △1.31    | 25.91  |
| 県支出金     | 486,104   | 477,764   | 8,340   | 1.75     | 14.24  |
| 財産収入     | 35        | 3         | 32      | 1,066.67 | 0.00   |
| 繰入金      | 496,870   | 493,792   | 3,078   | 0.62     | 14.55  |
| 繰越金      | 3,002     | 3,002     | 0       | 0.00     | 0.09   |
| 諸収入      | 6         | 6         | 0       | 0.00     | 0.00   |
| 歳入合計     | 3,413,876 | 3,346,221 | 67,655  | 2.02     | 100.00 |

歳出

(単位：千円 %)

| 款       | 平成30年度予算  | 平成29年度予算  | 比較     | 増減率      | 構成比    |
|---------|-----------|-----------|--------|----------|--------|
| 総務費     | 72,018    | 77,737    | △5,719 | △7.36    | 2.11   |
| 保険給付費   | 3,205,976 | 3,153,622 | 52,354 | 1.66     | 93.91  |
| 地域支援事業費 | 134,793   | 113,805   | 20,988 | 18.44    | 3.95   |
| 基金積立金   | 35        | 3         | 32     | 1,066.67 | 0.00   |
| 諸支出金    | 54        | 54        | 0      | 0.00     | 0.00   |
| 予備費     | 1,000     | 1,000     | 0      | 0.00     | 0.03   |
| 歳出合計    | 3,413,876 | 3,346,221 | 67,655 | 2.02     | 100.00 |

## ■公共下水道事業特別会計 [上下水道課 所管]

### 1. 概要

つくばみらい市の公共下水道事業は、昭和60年度より谷和原村公共下水道事業として事業認可を受け、平成元年に供用を開始した。平成5年度にはつくばエクスプレス沿線開発の一端として、谷和原村と伊奈町の行政界にまたがる丘陵部地区（現みらい平地区）を一体的に整備することとなり、谷和原・伊奈下水道組合として2町村に関連する下水道事業整備を行ってきた。現在は、平成17年度の町村合併により、つくばみらい市公共下水道事業として事業認可827haの整備を進めているところである。今後、福岡地区工業用地の市街化区域編入に併せ、下水道計画の拡大とともに整備を進めていく。

下水道の普及により河川や湖沼の水質改善に努め、衛生的な居住環境を確保し、住民のより快適で清潔な暮らしを実現していく。

### 2. 平成30年度歳入及び歳出

#### (歳入)

(単位:千円, %)

| 款        | 項      | 平成30年度    | 構成比   | 平成29年度    | 構成比   | 増減額     | 増減率   |
|----------|--------|-----------|-------|-----------|-------|---------|-------|
|          |        | 1,192,613 | 100.0 | 1,194,010 | 100.0 | △1,397  | △0.1  |
| 分担金及び負担金 | 負担金    | 16,370    | 1.3   | 24,800    | 2.1   | △8,430  | △34.0 |
| 使用料及び手数料 | 使用料    | 320,451   | 26.9  | 308,351   | 25.8  | 12,100  | 3.9   |
|          | 手数料    | 26        | 0.0   | 26        | 0.0   | 0       | 0.0   |
| 国庫支出金    | 国庫補助金  | 180,700   | 15.1  | 107,900   | 9.0   | 72,800  | 67.5  |
| 財産収入     | 財産運用収入 | 23        | 0.0   | 115       | 0.0   | △92     | △80.0 |
| 繰入金      | 他会計繰入金 | 446,635   | 37.5  | 535,931   | 44.9  | △89,296 | △16.7 |
| 繰越金      | 繰越金    | 20,000    | 1.7   | 20,000    | 1.7   | 0       | 0.0   |
| 諸収入      | 市預金利子  | 1         | 0.0   | 80        | 0.0   | △79     | △98.8 |
|          | 雑入     | 7         | 0.0   | 7         | 0.0   | 0       | 0.0   |
| 市債       | 市債     | 208,400   | 17.5  | 196,800   | 16.5  | 11,600  | 5.9   |

#### (歳出)

(単位:千円, %)

| 款          | 項        | 平成30年度    | 構成比   | 平成29年度    | 構成比   | 増減額    | 増減率   |
|------------|----------|-----------|-------|-----------|-------|--------|-------|
|            |          | 1,192,613 | 100.0 | 1,194,010 | 100.0 | △1,397 | △0.1  |
| 公共下水道事業整備費 | 公共下水道整備費 | 785,147   | 65.8  | 783,153   | 65.6  | 1,994  | 0.3   |
| 公債費        | 公債費      | 406,443   | 34.1  | 409,742   | 34.3  | △3,299 | △0.8  |
| 諸支出金       | 基金費      | 23        | 0     | 115       | 0     | △92    | △80.0 |
| 予備費        | 予備費      | 1,000     | 0.1   | 1,000     | 0.1   | 0      | 0.0   |



平成 30 年度の主な事業

▼公共下水道整備事業 81,096 千円 (211,952 千円) ※( )は前年度当初予算額

[国庫支出金 : 33,100 千円 地方債 : 35,600 その他 : 12,396]

※負担金 : 受益者負担金 12,396

(目的及び期待する効果)

下水道の普及により公共広域の水質改善に努め、居住環境の向上と汚水施設の充実を図るとともに汚水供用開始区域の拡大(奉社・下谷口地区、川崎地区の管渠整備を予定)を図る。

また、小絹地区の雨水計画区域を拡大する。

(主な支出)

|       |                 |           |
|-------|-----------------|-----------|
| 委託料   | 雨水計画区域拡大に伴う基本設計 | 5,000 千円  |
| 工事請負費 | 管渠工事(汚水)        | 72,500 千円 |

▼福岡工業団地土地区画整理事業 268,682 千円 (44,130 千円)

[国庫支出金 : 92,600 千円 地方債 : 105,900 その他 : 50,157 一般財源 : 20,025]

※負担金 : 受益者負担金 3,674, 使用料 : 下水道使用料 46,483

(目的及び期待する効果)

福岡地区工業用地の供用開始に併せて下水道を整備し、早期に企業誘致を図れるようにする。

(主な支出)

|         |            |            |
|---------|------------|------------|
| 工事請負費   | 管渠工事(汚水)   | 209,000 千円 |
|         | 管渠工事(雨水)   | 57,500 千円  |
| 公有財産購入費 | (調整池放流管用地) | 1,361 千円   |

▼公共下水道処理施設管理事業 176,254 千円 (169,381 千円)

[その他 : 176,254]

※使用料 : 下水道使用料 175,903 行政財産使用料 351

(目的及び期待する効果)

市内(小絹処理区)から集まった汚水を浄化処理し、処理水を河川に放流する基幹的な施設である小絹水処理センターの適正な運転及び維持管理を行う。

処理場施設管理事業として、電気施設の保守点検やポンプ等主要機器の修繕を実施する。

また、発生した汚泥については、委託業者を通して肥料や再生材料として有効活用する。

(主な支出)

|       |                |                       |
|-------|----------------|-----------------------|
| 光熱水費  | 電気料, 水道料, ガス料金 | 25,452 千円             |
| 修繕料   | No.2 返送汚泥ポンプ修繕 | 4,428 千円              |
|       | ろ過ストレーナー修繕     | 2,322 千円              |
|       | ろ過器修繕          | 3,402 千円              |
|       | No.4 ブロア修繕     | 2,420 千円外 計 23,142 千円 |
| 委託料   | 運転管理           | 48,600 千円             |
|       | 汚泥処分           | 42,157 千円             |
|       | 電気設備点検         | 2,700 千円外 計 99,827 千円 |
| 工事請負費 | シーケンスコントローラー更新 | 9,936 千円              |

＜小絹水処理センター＞



管理棟



汚泥棟



水処理棟

▼公共下水道管渠施設管理事業 170,205 千円 (255,916 千円)

〔国庫支出金：55,000 地方債：59,000 その他：56,205〕

※使用料：下水道使用料 56,205

(目的及び期待する効果)

汚水管渠やマンホールなど適切に管理し、管渠の閉塞等を未然に防止する。また、低地内の管内にある汚水を自然流下できる高地までポンプ圧送する中継ポンプ場、マンホールポンプの管理を行う。

管渠施設管理事業として、硫化水素等により腐食の管渠・マンホールの補修工事や、長寿命化計画に基づく3カ所の中継ポンプ場について更新工事を実施する。

(主な支出)

|       |              |              |
|-------|--------------|--------------|
| 光熱水費  | 電気料, 水道料     | 11,402 千円    |
| 修繕料   | 管渠施設緊急修繕     | 1,500 千円     |
| 通信運搬費 | 電話料          | 1,257 千円     |
| 委託料   | ポンプ場及び管渠清掃   | 7,582 千円     |
|       | 雨水排水ポンプ場維持管理 | 6,966 千円     |
|       | 長寿命化施設対策業務   | 120,000 千円   |
|       | 下水道台帳更新      | 3,640 千円外    |
|       |              | 計 138,446 千円 |
| 工事請負費 | 段差及び占用箇所補修工事 | 2,700 千円     |
|       | 公枿取出工事       | 12,211 千円    |
|       | 管渠改築工事       | 2,279 千円     |



上小目中継ポンプ場



高掛中継ポンプ場



内宿中継ポンプ場

▼使用料・受益者負担金事務事業 26,541 千円 (27,398 千円)

〔その他：26,541〕

※使用料：下水道使用料 26,540 手数料：受益者負担金督促手数料 1

(目的及び期待する効果)

下水道使用料及び受益者負担金の賦課徴収業務を行う。使用料について水道使用料金と併せて徴収業務を行い、受益者負担金について前納報奨金制度を活用することにより収納率の向上、事務の効率化を図る。

(主な支出)

|     |               |           |
|-----|---------------|-----------|
| 報償費 | 受益者負担金前納報奨金   | 5,500 千円  |
| 負担金 | 下水道使用料収納事務負担金 | 19,051 千円 |
| 公課費 | 消費税納付金        | 1,596 千円  |

▼公共下水道公営企業会計適用事務事業 7,982 千円 (20,790 千円)

[地方債：7,900 一般財源：82]

(目的及び期待する効果)

公共下水道事業の着実な推進と経営の健全化を図る目的で、平成 32 年 4 月から公共下水道事業に地方公営企業法を適用するため、継続費を組み移行業務を実施する。

(主な支出)

|     |                  |          |
|-----|------------------|----------|
| 委託料 | 公営企業会計移行支援業務委託   | 4,710 千円 |
|     | 公営企業会計システム導入業務委託 | 3,272 千円 |

■農業集落排水事業特別会計 [上下水道課 所管]

1. 概要

農業集落排水事業は、生活排水及びし尿の処理を行い、農業用水の水質改善を図るとともに農村の環境改善を目的として行われている。つくばみらい市においては、平成2年度より上平柳地区に着手し、以降、弥柳山谷地区、福岡地区、十和地区、下小目地区、高岡狸穴地区、豊南部地区と順次整備を進めてきた。平成21年度に着手した三島地区において、平成26年度に一部供用開始し、市内全体で8処理区となっている。平成29年度でつくばみらい市における農業集落排水事業計画区域の整備がすべて完了した。

2. 平成30年度歳入及び歳出

(歳入)

(単位:千円, %)

| 款        | 項      | 平成30年度  | 構成比   | 平成29年度  | 構成比   | 増減額     | 増減率   |
|----------|--------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
|          |        | 326,656 | 100.0 | 338,921 | 100.0 | △12,265 | △3.6  |
| 分担金及び負担金 | 分担金    | 1,465   | 0.4   | 3,561   | 1.1   | △2,096  | △58.9 |
| 使用料及び手数料 | 使用料    | 57,563  | 17.6  | 54,803  | 16.2  | 2,760   | 5.0   |
|          | 手数料    | 1       | 0.0   | 1       | 0.0   | 0       | 0.0   |
| 県支出金     | 県補助金   | 15,462  | 4.7   | 19,281  | 5.7   | △3,819  | △19.8 |
| 財産収入     | 財産運用収入 | 7       | 0.0   | 7       | 0.0   | 0       | 0     |
| 繰入金      | 他会計繰入金 | 219,455 | 67.2  | 225,346 | 66.5  | △5,891  | △2.6  |
|          | 基金繰入金  | 10,000  | 3.1   | 10,000  | 2.9   | 0       | 0.0   |
| 繰越金      | 繰越金    | 10,000  | 3.1   | 10,000  | 2.9   | 0       | 0.0   |
| 諸収入      | 市預金利子  | 1       | 0.0   | 20      | 0.0   | △19     | △95.0 |
|          | 雑入     | 2       | 0.0   | 2       | 0.0   | 0       | 0.0   |
| 市債       | 市債     | 12,700  | 3.9   | 15,900  | 4.7   | △3,200  | △20.1 |

(歳出)

(単位:千円, %)

| 款         | 項         | 平成30年度  | 構成比   | 平成29年度  | 構成比   | 増減額     | 増減率  |
|-----------|-----------|---------|-------|---------|-------|---------|------|
|           |           | 326,656 | 100.0 | 338,921 | 100.0 | △12,265 | △3.6 |
| 農業集落排水事業費 | 農業集落排水事業費 | 165,267 | 50.6  | 181,110 | 53.4  | △15,843 | △8.7 |
| 公債費       | 公債費       | 160,389 | 49.1  | 156,811 | 46.3  | 3,578   | 2.3  |
| 予備費       | 予備費       | 1,000   | 0.3   | 1,000   | 0.3   | 0       | 0    |

平成 30 年度の主な事業

▼農業集落排水整備事業 10,147 千円 (38,244 千円) ※( )は前年度当初予算額

[県支出金：9,464 その他：683]

※負担金：受益者分担金 676 減債基金利子 7

(目的及び期待する効果)

平成 29 年度にて三島地区整備完了

(主な支出)

積立金 減債基金積立金 (利子を含む) 9,471 千円

▼農業集落排水処理施設管理事業 80,700 千円 (75,068 千円)

[県支出金：5,998 その他：39,783 一般財源：34,919]

※使用料：農業集落排水使用料 39,780 行政財産使用料 3

※県支出金：農山漁村地域整備交付金 5,998

(目的及び期待する効果)

区域から集まった汚水を浄化処理し、処理水を農業用排水路等に放流する基幹的な施設である各処理場の適正な運転及び維持管理を行うものである。

処理場施設管理事業として、主要な処理機器であるポンプやプロワ等の修繕、更新を行い、安定した処理水準を保つ。

(主な支出)

|      |              |                                  |
|------|--------------|----------------------------------|
| 光熱水費 | 電気料, 水道料     | 24,935 千円                        |
| 修繕料  | 上平柳処理場       | 563 千円 (原水ポンプNo.1 交換他)           |
|      | 弥柳山谷処理場      | 1,160 千円 (可搬式汚泥ポンプ修繕他)           |
|      | 豊南部処理場       | 574 千円 (汚泥貯留槽プロワ修繕他)             |
|      | 福岡処理場        | 601 千円 (No.2 調整ポンプ交換)            |
|      | 下小目処理場       | 443 千円 (No.2 調整槽攪拌機交換)           |
|      | 十和処理場        | 3,482 千円 (汚水切替え弁交換他) 外計 8,546 千円 |
| 委託料  | 運転管理         | 31,734 千円                        |
|      | 汚泥引抜処分       | 6,156 千円                         |
|      | 電気設備点検       | 862 千円                           |
|      | 長寿命化計画策定業務委託 | 6,621 千円 (上平柳、弥柳山谷、福岡地区)         |
|      |              | 外 計 47,854 千円                    |



高岡狸穴処理場



豊南部処理場



上平柳処理場



弥柳山谷処理場



三島処理場



福岡処理場



下小目処理場



十和处理場

▼農業集落排水管渠施設管理事業 29,079 千円 (32,437 千円)

[その他：17,220 一般財源：11,859]

※使用料：農業集落排水使用料 17,220

(目的及び期待する効果)

汚水管渠やマンホールなど適切に管理し、管渠の閉塞等を未然に防止する。また、低地内の管内にある汚水を自然流下できる高地までポンプ圧送するマンホールポンプの管理を行う。

管渠施設管理事業として、窓口での対応をスムーズに行えるように、三島地区と福岡地区の一部の管路台帳を整備する。また、マンホールを設置している道路段差を解消するため補修工事を実施する。

(主な支出)

|       |                |          |              |
|-------|----------------|----------|--------------|
| 光熱水費  | 電気料            | 7,110 千円 |              |
| 修繕料   | 下小目地区          |          |              |
|       | 真空弁交換          | 2,981 千円 |              |
|       | 福岡地区           |          |              |
|       | 逆止弁交換          | 585 千円   |              |
| 通信運搬費 | 上平柳地区          |          |              |
|       | 中継ポンプレベルスイッチ交換 | 302 千円   | 外 計 5,469 千円 |
|       | 電話料            | 1,250 千円 |              |
| 委託料   | 管渠清掃           | 3,238 千円 |              |
|       | 下水道排水管台帳作成     | 7,398 千円 |              |
| 工事請負費 | マンホール段差等補修工事   | 2,268 千円 |              |
|       | 公共樹取出工事        | 2,031 千円 |              |

▼使用料・受益者負担金事務事業 8,745 千円 (4,079 千円)

[その他：490 一般財源：8,255]

※負担金：受益者分担金 489 手数料：分担金督促手数料 1

(目的及び期待する効果)

下水道使用料及び受益者分担金の賦課徴収業務を行う。使用料について水道使用料金と併せて徴収業務を行うことにより収納率の向上、事務の効率化を図る。

(主な支出)

|     |               |          |
|-----|---------------|----------|
| 負担金 | 下水道使用料収納事務負担金 | 2,596 千円 |
| 公課費 | 消費税納付金        | 5,602 千円 |

▼農業集落排水公営企業会計適用事務事業 12,701 千円 (0 千円)

[地方債：12,700 一般財源：1]

(目的及び期待する効果)

農業集落排水事業の着実な推進と経営の健全化を図る目的で、平成 33 年 4 月から農業集落排水事業に地方公営企業法を適用するため、継続費を組み移行業務を実施する。

(主な支出)

|     |                |           |
|-----|----------------|-----------|
| 委託料 | 公営企業会計移行支援業務委託 | 12,701 千円 |
|-----|----------------|-----------|

▼放射能対策事業 11,880 千円 (11,880 千円)

[一般財源：11,880]

(目的及び期待する効果)

放射線量の測定を実施し、乾燥汚泥処理を行う判断をするとともに、住民への情報提供を行う。

(主な支出)

|     |        |           |
|-----|--------|-----------|
| 手数料 | 汚泥測定   | 297 千円    |
| 委託料 | 汚泥引抜処分 | 11,583 千円 |

■市営分譲住宅特別会計 [都市計画課 所管]

1. 概要

昭和45年、旧伊奈村営分譲住宅事業は、過疎化と地域の活性化を目的に開始した。

市営分譲住宅事業は、山王新田第1期住宅から東栗山住宅まで、795戸の住宅を分譲し、平成30年1月1日現在、市と契約関係にある居住者は、510戸である。

住宅の土地について地権者と市が賃貸借契約を結び、その土地に対して市と居住者が転貸借契約を結んでいる。

地代については、住宅土地貸付収入として居住者から市へ納入され、市から地権者へ住宅敷地借上料として支出する。

なお、地権者及び居住者から地代の1%を事務手数料として収納している。

2. 歳入及び歳出

(歳入)

(単位：千円，%)

| 款        | 平成30年度予算 | 平成29年度予算 | 比較   | 増減率   | 構成比    |
|----------|----------|----------|------|-------|--------|
| 使用料及び手数料 | 765      | 773      | △8   | △1.0  | 1.84   |
| 財産収入     | 38,891   | 39,148   | △257 | △0.7  | 93.61  |
| 繰越金      | 60       | 240      | △180 | △75.0 | 0.14   |
| 諸収入      | 1,831    | 1,861    | △30  | △1.6  | 4.41   |
| 歳入合計     | 41,547   | 42,022   | △475 | △1.1  | 100.00 |

(歳出) 款 住宅費

(単位：千円，%)

| 節            | 平成30年度予算 | 平成29年度予算 | 比較   | 増減率  | 構成比    |
|--------------|----------|----------|------|------|--------|
| 需用費          | 11       | 11       | 0    | 0.0  | 0.03   |
| 役務費          | 101      | 101      | 0    | 0.0  | 0.24   |
| 委託料          | 632      | 628      | 4    | 0.6  | 1.52   |
| 使用料及び賃借料     | 39,003   | 39,459   | △456 | △1.2 | 93.88  |
| 負担金、補助金及び交付金 | 1,800    | 1,823    | △23  | △1.3 | 4.33   |
| 歳出合計         | 41,547   | 42,022   | △475 | △1.1 | 100.00 |



## ■水道事業会計 [上下水道課 所管]

### 1 概要

つくばみらい市の水道事業は、平成29年9月末で給水人口48,327人、給水戸数19,048戸、一日平均配水量13,979m<sup>3</sup>で稼働している。平成25年度に策定した水道施設更新基本計画を基に、利用者への継続的かつ安定的な給水サービス提供のため、平成30年度も順次、構築物や管路施設等の更新工事を行う。

茨城県企業局の県西広域水道用水供給事業（水海道浄水場）からの受水と、市内深井戸の地下水を浄水することにより、安定した水源を確保し、安全で安心な水道の供給を続ける。

浄水施設や配水施設など水道施設の運転管理・維持管理は、引き続き民間企業への包括管理委託により効率的・効果的に行うとともに、定期的に水質検査を実施し適正管理に努める。

上下水道料金の徴収事務業務等については、お客様へのサービス向上と経費削減のため、引き続き民間企業へ委託し、「水道料金お客様センター」で業務を行う。

### 2 収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円，%)

| 款    | 項     | 平成30年度    | 構成比   | 平成29年度    | 構成比   | 増減額    | 増減率  |
|------|-------|-----------|-------|-----------|-------|--------|------|
| 水道事業 |       | 1,517,259 | 100.0 | 1,512,100 | 100.0 | 5,159  | 0.3  |
| 収 益  | 営業収益  | 1,173,801 | 77.4  | 1,163,521 | 76.9  | 10,280 | 0.9  |
|      | 営業外収益 | 343,458   | 22.6  | 348,579   | 23.1  | △5,121 | △1.5 |

(支出)

(単位：千円，%)

| 款    | 項     | 平成30年度    | 構成比   | 平成29年度    | 構成比   | 増減額    | 増減率   |
|------|-------|-----------|-------|-----------|-------|--------|-------|
| 水道事業 |       | 1,361,613 | 100.0 | 1,356,562 | 100.0 | 5,051  | 0.4   |
| 費 用  | 営業費用  | 1,324,232 | 97.2  | 1,315,949 | 97.0  | 8,283  | 0.6   |
|      | 営業外費用 | 17,331    | 1.3   | 20,563    | 1.5   | △3,232 | △15.7 |
|      | 特別損失  | 50        | 0.0   | 50        | 0.0   | 0      | 0.0   |
|      | 予備費   | 20,000    | 1.5   | 20,000    | 1.5   | 0      | 0.0   |

### 3 資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円，%)

| 款   | 項     | 平成30年度  | 構成比   | 平成29年度    | 構成比   | 増減額      | 増減率   |
|-----|-------|---------|-------|-----------|-------|----------|-------|
| 資本的 |       | 807,715 | 100.0 | 1,139,688 | 100.0 | △331,973 | △29.1 |
| 収 入 | 企業債   | 651,000 | 80.6  | 906,700   | 79.6  | △255,700 | △28.2 |
|     | 加入分担金 | 58,536  | 7.2   | 58,536    | 5.1   | 0        | 0.0   |
|     | 負担金   | 49,514  | 6.1   | 48,014    | 4.2   | 1,500    | 3.1   |
|     | 出資金   | 1,184   | 0.2   | 3,687     | 0.3   | △2,503   | △67.9 |
|     | 施設補償金 | 481     | 0.1   | 0         | —     | 481      | —     |
|     | 国県交付金 | 47,000  | 5.8   | 122,751   | 10.8  | △75,751  | △61.7 |

(支出)

(単位：千円，%)

| 款   | 項      | 平成30年度  | 構成比   | 平成29年度    | 構成比   | 増減額      | 増減率   |
|-----|--------|---------|-------|-----------|-------|----------|-------|
| 資本的 |        | 915,206 | 100.0 | 1,711,315 | 100.0 | △796,109 | △46.5 |
| 支 出 | 建設改良費  | 778,703 | 85.1  | 1,573,444 | 91.9  | △794,741 | △50.5 |
|     | 企業債償還金 | 106,503 | 11.6  | 107,871   | 6.3   | △1,368   | △1.3  |
|     | 予備費    | 30,000  | 3.3   | 30,000    | 1.8   | 0        | 0.0   |

【収益的収入】

1 営業収益

▼給水収益 1,158,424 千円 (1,148,450 千円) ※ ( ) は前年度当初予算額

| 区 分   |                | 平成 30 年度  | 平成 29 年度  | 増減     | 増減率<br>(%) |
|-------|----------------|-----------|-----------|--------|------------|
| 総調定件数 | 件              | 233,940   | 229,980   | 3,960  | 1.7        |
| 総有収水量 | m <sup>3</sup> | 4,612,745 | 4,572,960 | 39,785 | 0.9        |
| 予算額   | 千円             | 1,158,424 | 1,148,450 | 9,974  | 0.9        |
| 供給単価  | 円              | 251.1     | 251.1     | 0      | 0.0        |

▼受託工事収益 5,873 千円 (6,380 千円)

下水道工事に係る配水管切回し工事 5,873 千円

2 営業外収益

▼雑収益 30,212 千円 (31,477 千円)

主なものは次のとおり

下水道使用料金賦課徴収負担金 29,859 千円

▼消費税還付金 63,136 千円 (74,387 千円)

【収益的支出】

1 営業費用

▼原水及び浄水費 483,976 千円 (489,350 千円)

[水道事業収益：483,976 千円]

[事業概要・効果等]

水海道浄水場からの受水と地下水浄水により、水道水の安定供給を確保する。

年間契約水量に基づき、水海道浄水場から浄水を受水する。

主なものは次のとおり

- |         |  |          |
|---------|--|----------|
| (1) 修繕費 | 取水井浚渫工事  | 5,605 千円 |
|         | 取水ポンプインバータ化対応工事  | 4,790 千円 |
| (2) 動力費 | 久保浄水場系取水場 (7 カ所) 電力料金  | 9,516 千円 |
|         | 谷和原浄水場系取水場 (4 カ所) 電力料金   | 8,052 千円 |
| (3) 受水費 | 基本料金 232,567 千円  |          |
|         | (契約水量 9,700 m <sup>3</sup> /日 × 1,850 円/m <sup>3</sup> × 12 カ月 × 1.08) |          |
|         | 使用料金 219,254 千円  |          |
|         | (使用水量 9,118 m <sup>3</sup> /日 × 61 円/m <sup>3</sup> × 365 日 × 1.08)    |          |

▼配水及び給水費 252,788 千円 (238,614 千円)

[水道事業収益：252,788 千円]

[事業概要・効果等]

配水施設等を適正に管理して、水道水を安定的に供給する。

浄配水施設を包括的に管理委託することにより、効率的な運転管理及び維持管理を行うとともに、定期的に水質検査を実施する。メーターの交換を計量法に基づき行う。

主なものは次のとおり

- |         |                |           |
|---------|----------------|-----------|
| (1) 委託料 | 漏水調査業務         | 8,079 千円  |
|         | 配水管洗浄業務        | 10,606 千円 |
|         | 浄配水場包括管理業務     | 72,252 千円 |
|         | 量水器検満交換管理業務    | 12,707 千円 |
| (2) 修繕費 | 漏水修理 (導配水管・流末) | 68,898 千円 |
|         | 浄配水場修繕         | 10,779 千円 |
| (3) 動力費 | 浄配水場等電力料金      | 32,914 千円 |

▼受託工事費 11,746 千円 (12,760 千円)

[水道事業収益：11,746 千円]

[事業概要・効果等]

下水道工事において支障となる配水管の移設工事を行う。

|           |                  |          |
|-----------|------------------|----------|
| (1) 工事請負費 | 下水道工事に係る配水管切回し工事 | 9,246 千円 |
| (2) 委託料   | 実施設計委託料          | 2,500 千円 |

▼総係費 171,695 千円 (189,491 千円)

[水道事業収益：171,695 千円]

[事業概要・効果等]

事業経営に不可欠な料金徴収や事業経理などの業務を行う。

料金徴収に必要な委託料や賃借料、人件費などの経費を計上する。

主なものは次のとおり

|         |                   |           |
|---------|-------------------|-----------|
| (1) 委託料 | 水道管路情報システムデータ更新業務 | 6,372 千円  |
|         | 上下水道料金等徴収業務       | 34,020 千円 |
|         | 国庫補助事業評価資料作成業務    | 1,977 千円  |
|         | 上下水道料金・企業会計システム保守 | 3,184 千円  |
| (2) 手数料 | 料金口座振替手数料         | 2,916 千円  |
| (3) 賃借料 | 上下水道料金・企業会計システム   | 6,909 千円  |

2 営業外費用

▼支払利息 企業債利息 16,830 千円 (20,062 千円)

[水道事業収益：16,830 千円]

【資本的支出】

1 建設改良費

▼営業設備費 2,876 千円 (2,051 千円)

[損益勘定留保資金：2,876 千円]

[事業概要・効果等]

新設及び増口径交換分の量水器を購入する。

主なものは次のとおり

|            |        |          |
|------------|--------|----------|
| (1) 量水器設備費 | 量水器購入費 | 1,973 千円 |
|------------|--------|----------|

▼配水設備改良費 317,752 千円 (272,505 千円)

[加入分担金：58,536 千円 一般会計負担金：7,800 千円 その他負担金：41,714 千円 施設補償金：481 千円 損益勘定留保資金：209,221 千円]

[事業概要・効果等]

水道利用者に対して安全安心な水道水を継続的に供給するため、水道施設の建設及び改良を行う。

水道施設更新基本計画に基づき、老朽化した導配水管の布設替工事等を実施する。また、道路整備や下水道整備に合わせて、管路の布設替工事を実施する。

|           |                       |            |
|-----------|-----------------------|------------|
| (1) 工事請負費 | 道路整備に伴う配水管布設替工事 (4 本) | 58,626 千円  |
|           | 配水管布設替工事 (7 本)        | 143,239 千円 |
|           | 配水管布設工事 (4 本)         | 50,686 千円  |
|           | 導水管布設替工事 (1 本)        | 3,305 千円   |
|           | 発生土処理工事 (2 本)         | 38,081 千円  |
|           | 取水・浄水場施設更新工事 (5 本)    | 12,971 千円  |
| (2) 委託料   | 実施設計・工事監理委託料          | 10,844 千円  |

▼拡張事業費 10,127 千円 (235,146 千円)

[損益勘定留保資金：10,127 千円]

[事業概要・効果等]

みらい平配水区へ安全安心な水道水を継続的に供給するため、送水施設の整備を行う。  
久保浄水場からみらい平配水場（現在県西用水のみで運用）への送水施設を整備し、他配水区と同様に地下水浄水と県西用水を混合して配水できる体制を整える。

(1) 工事請負費 久保浄水場内送水施設 (1本) 10,127千円

▼緊急時給水拠点確保等事業費 178,542千円 (156,966千円)

[国県交付金：47,000千円 損益勘定留保資金：131,542千円]

[事業概要・効果等]

更新基本計画に掲げる管路更新の主要事業となる重要給水施設配水管の整備を行う。

災害時において給水優先度の高い避難所等の施設への配水管の耐震化工事を行う。

(1) 工事請負費 配水管布設工事 (3本) 173,072千円

(2) 委託料 実施設計・工事監理委託料 5,470千円

▼久保浄水場更新事業費 238,626千円 (906,776千円)

[企業債：198,542千円 損益勘定留保資金：40,084千円]

[事業概要・効果等]

耐震性を満たしていない久保浄水場の高区配水池の更新工事を行う。

久保浄水場の高区配水池等築造及び電気機械等設備工事を行う。

(1) 工事請負費 高区配水施設更新工事 235,684千円

(2) 委託料 工事監理委託料 2,942千円

▼谷和原浄水場更新事業費 30,780千円 (0)

[損益勘定留保資金：30,780千円]

[事業概要・効果等]

老朽化した谷和原浄水場1系施設の更新工事のための実施設計を行う。

(1) 委託料 実施設計委託料 30,780千円

## 2 企業債償還金 (元金)

▼企業債償還金 (元金) 106,503千円 (107,871千円)

[出資金：1,184千円 損益勘定留保資金：105,319千円]

(単位：千円)

| 区分     | 平成29年度末<br>残高見込額 | 平成30年度<br>償還額 | 平成30年度中<br>借入予定額 | 平成30年度末<br>残高見込額 |
|--------|------------------|---------------|------------------|------------------|
| 上水道事業債 | 2,069,930        | 106,503       | 651,000          | 2,614,427        |

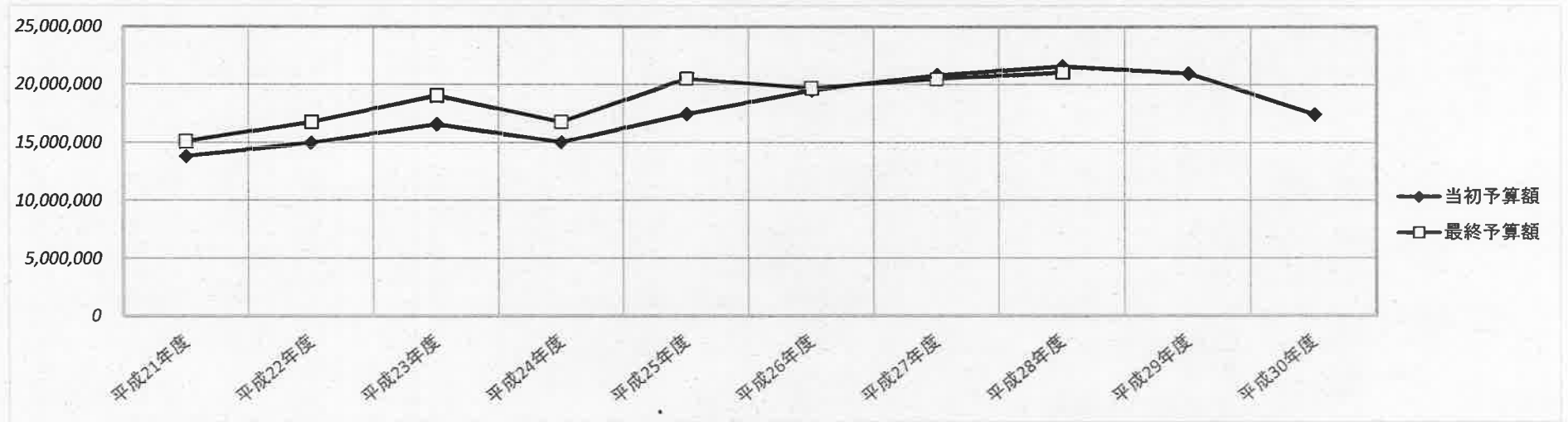
※資本的支出は継続費において逐次繰り越して使用するものは含まない。

## 15. データでみる市の財政状況の推移

### ■一般会計予算額の推移

単位 千円

|       | 平成21年度     | 平成22年度     | 平成23年度     | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     | 平成30年度     |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 当初予算額 | 13,862,300 | 14,991,662 | 16,607,750 | 15,041,305 | 17,483,133 | 19,511,344 | 20,830,255 | 21,597,300 | 20,990,242 | 17,484,800 |
| 最終予算額 | 15,120,770 | 16,788,144 | 19,072,809 | 16,766,270 | 20,500,907 | 19,683,966 | 20,469,450 | 21,074,952 |            |            |

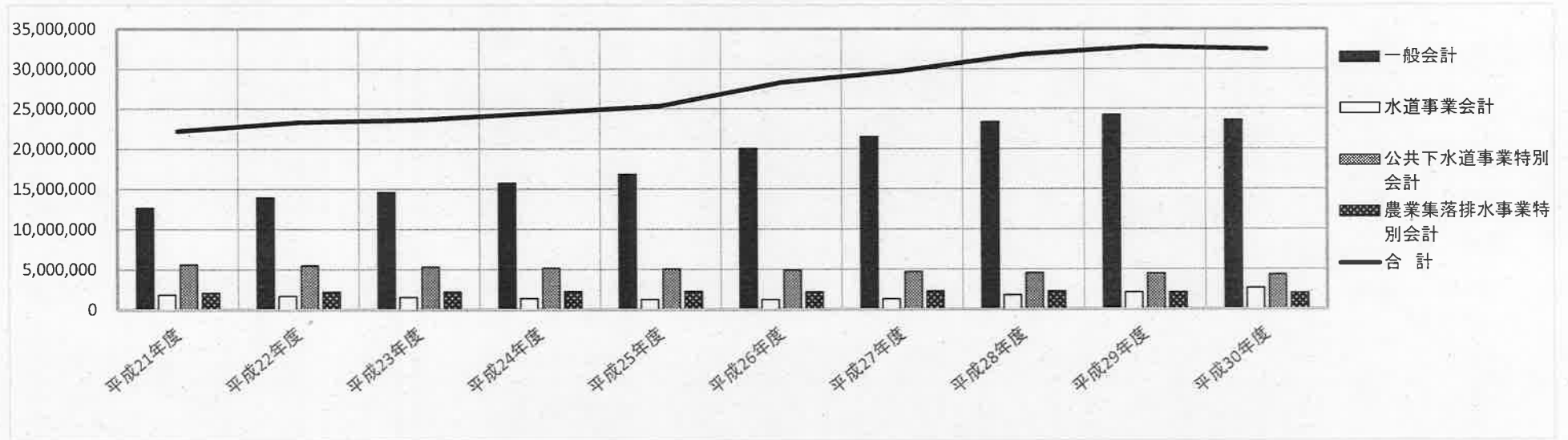


## ■ 地方債現在高の推移

単位 千円

|              | 平成21年度     | 平成22年度     | 平成23年度     | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     | 平成30年度     |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 一般会計         | 12,667,359 | 13,944,280 | 14,595,327 | 15,729,465 | 16,835,097 | 20,064,941 | 21,513,572 | 23,356,931 | 24,276,805 | 23,620,599 |
| 水道事業会計       | 1,837,078  | 1,686,510  | 1,521,271  | 1,362,199  | 1,226,091  | 1,198,553  | 1,280,799  | 1,762,800  | 2,069,930  | 2,614,427  |
| 公共下水道事業特別会計  | 5,647,117  | 5,513,782  | 5,332,087  | 5,180,791  | 5,065,598  | 4,912,176  | 4,726,070  | 4,528,286  | 4,419,094  | 4,308,066  |
| 農業集落排水事業特別会計 | 2,086,452  | 2,203,609  | 2,195,610  | 2,233,774  | 2,238,834  | 2,139,419  | 2,249,316  | 2,195,216  | 2,091,921  | 1,982,155  |
| 合計           | 22,238,006 | 23,348,181 | 23,644,295 | 24,506,229 | 25,365,620 | 28,315,089 | 29,769,757 | 31,843,233 | 32,857,750 | 32,525,247 |

※平成21年度～28年度は決算額、平成29年度以降は見込額

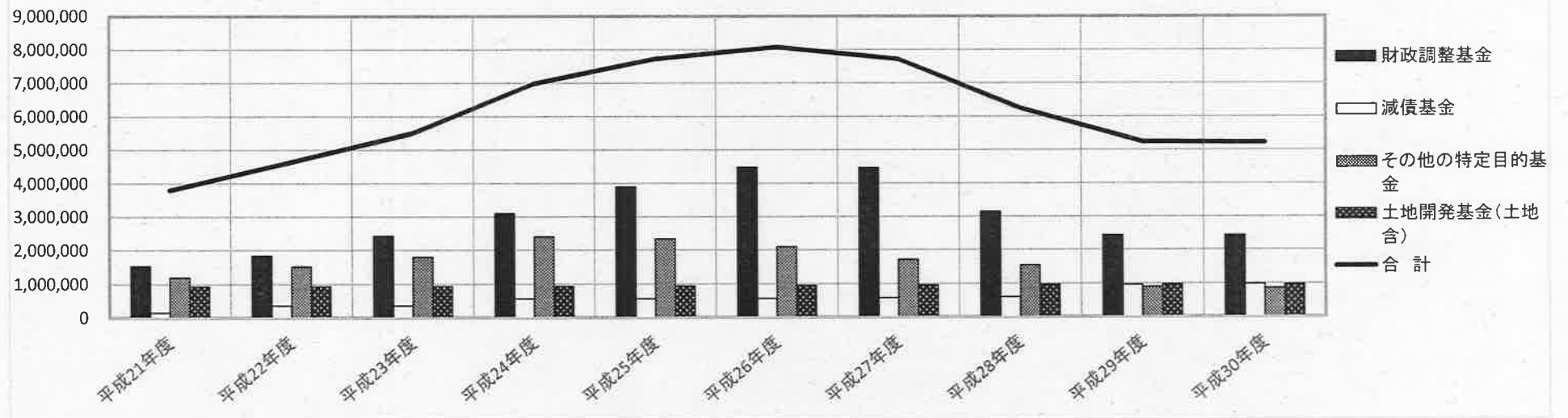


■基金残高の推移(一般会計分)

単位 千円

|             | 平成21年度    | 平成22年度    | 平成23年度    | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    | 平成29年度    | 平成30年度    |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 財政調整基金      | 1,531,854 | 1,842,116 | 2,422,839 | 3,096,780 | 3,895,323 | 4,479,486 | 4,467,996 | 3,146,168 | 2,432,516 | 2,433,838 |
| 減債基金        | 145,131   | 352,755   | 352,859   | 553,045   | 553,737   | 554,387   | 574,999   | 595,330   | 950,711   | 970,835   |
| その他の特定目的基金  | 1,191,282 | 1,522,485 | 1,798,800 | 2,404,987 | 2,336,745 | 2,101,540 | 1,717,356 | 1,541,918 | 891,851   | 850,310   |
| 土地開発基金(土地含) | 933,016   | 932,233   | 932,296   | 932,404   | 942,409   | 949,408   | 958,279   | 965,701   | 969,754   | 970,075   |
| 合計          | 3,801,283 | 4,649,589 | 5,506,794 | 6,987,216 | 7,728,214 | 8,084,821 | 7,718,630 | 6,249,117 | 5,244,832 | 5,225,058 |

※平成18年度～28年度は決算額、平成29年度以降は見込額



▽財政調整基金: 地方公共団体における年度間の財源不均衡を調整するための基金

▽減債基金: 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金

▽その他の特目基金: その他特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設けられる基金

▽土地開発基金: 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため設けられる基金

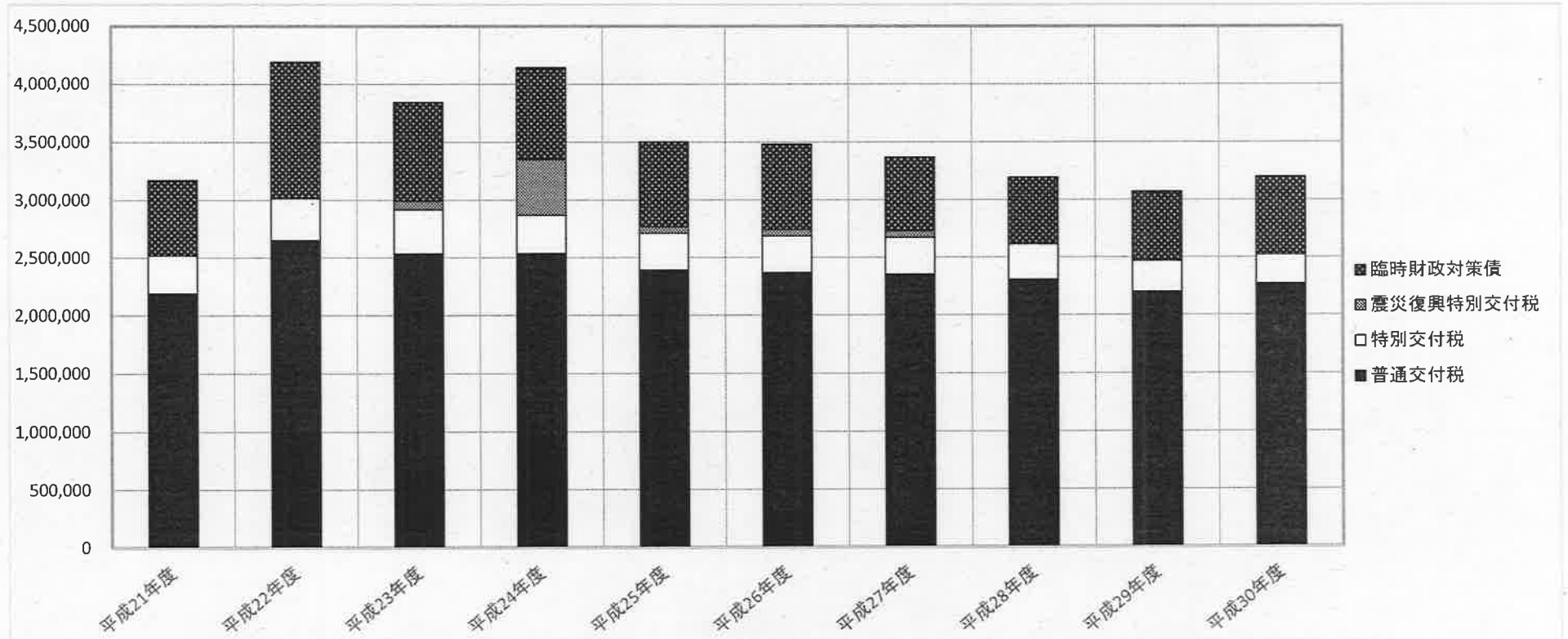
## ■ 交付税・臨時財政対策債の推移

単位 千円

|           | 平成21年度    | 平成22年度    | 平成23年度    | 平成24年度          | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    | 平成29年度    | 平成30年度    |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 普通交付税     | 2,191,617 | 2,652,518 | 2,534,912 | 2,537,817       | 2,391,736 | 2,370,301 | 2,354,346 | 2,306,099 | 2,200,000 | 2,270,000 |
| 特別交付税     | 326,777   | 363,214   | 382,138   | 331,920         | 321,570   | 319,253   | 322,026   | 310,538   | 270,000   | 252,000   |
| 震災復興特別交付税 |           |           | 76,999    | 479,861<br>(※1) | 53,153    | 55,622    | 55,997    | 6,504     |           |           |
| 臨時財政対策債   | 654,085   | 1,175,788 | 847,917   | 794,904         | 737,376   | 738,791   | 632,400   | 569,242   | 600,000   | 676,000   |

※平成21年度～28年度は決算額、平成29年度以降は当初予算額

※臨時財政対策債：地方交付税として配分すべきところを交付税が不足した場合に個々の自治体が地方債という形で立て替えておき、後年度地方交付税で補てんするという仕組み。



※1 このうち426,213千円は常総地方広域市町村圏事務組合の事業にかかるもので、管理市町村(常総市・守谷市・取手市・つくばみらい市)で按分された。

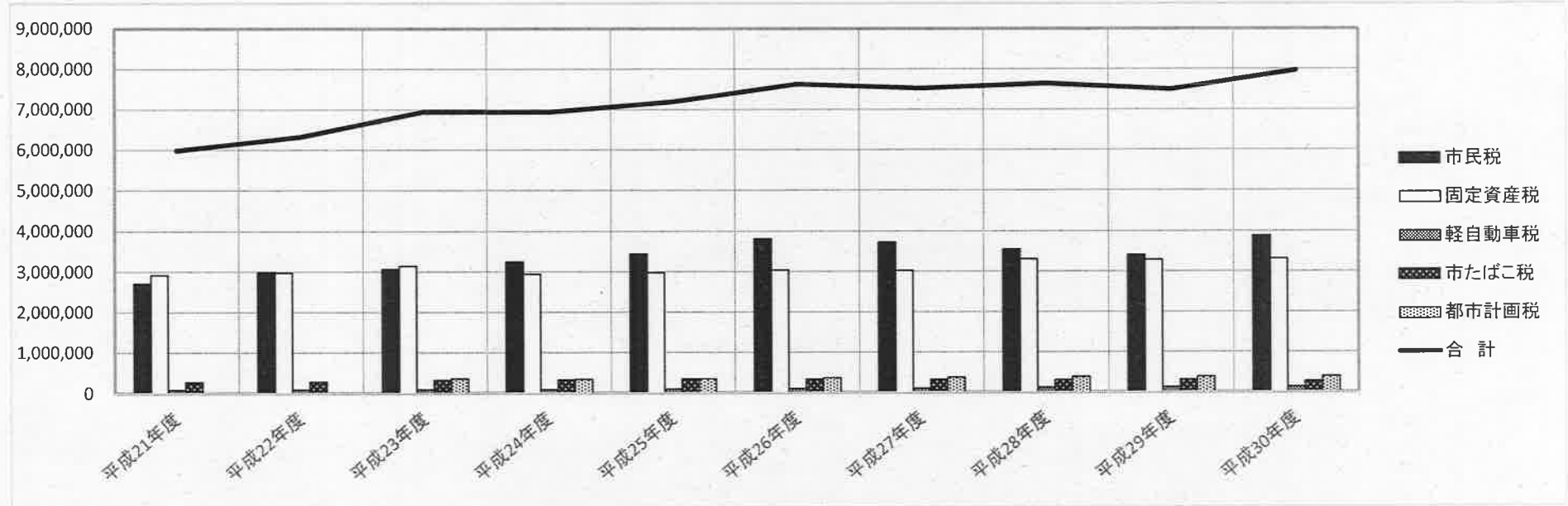


## ■市税の推移

単位 千円

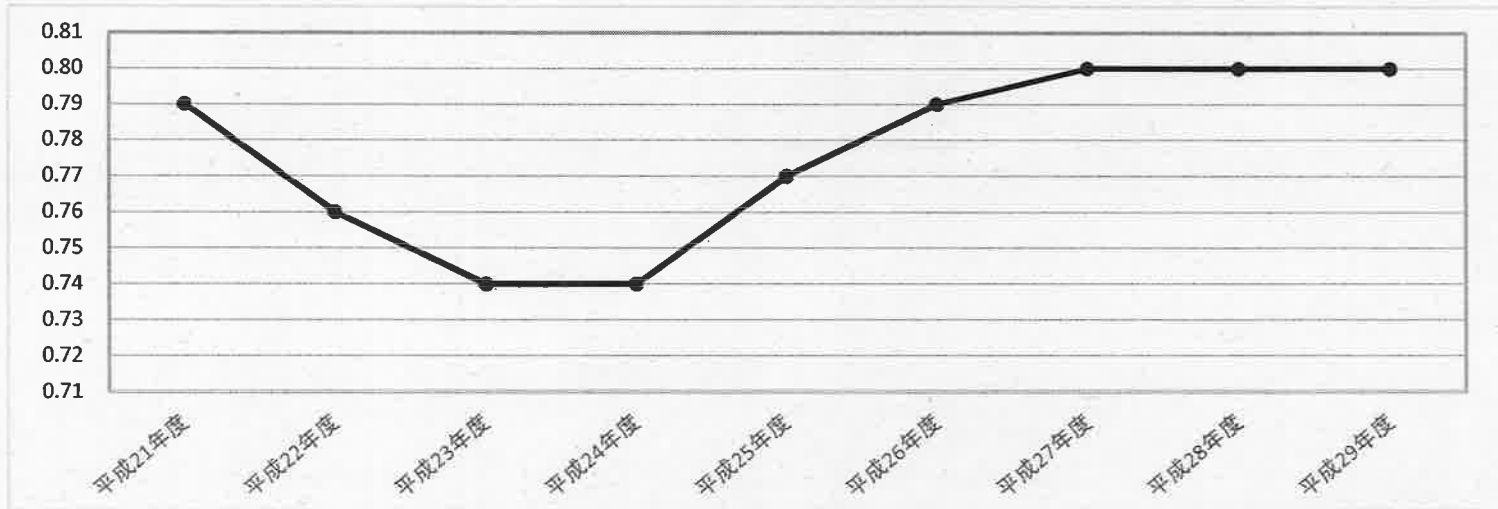
|       | 平成21年度    | 平成22年度    | 平成23年度    | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    | 平成29年度    | 平成30年度    |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 市民税   | 2,715,012 | 2,995,684 | 3,064,302 | 3,245,919 | 3,439,916 | 3,810,952 | 3,717,835 | 3,546,263 | 3,406,600 | 3,879,075 |
| 固定資産税 | 2,919,216 | 2,976,646 | 3,138,261 | 2,946,666 | 2,975,772 | 3,037,866 | 3,029,587 | 3,303,933 | 3,287,904 | 3,314,332 |
| 軽自動車税 | 78,697    | 81,630    | 83,438    | 86,377    | 90,378    | 94,829    | 98,040    | 119,169   | 123,933   | 129,909   |
| 市たばこ税 | 270,142   | 275,714   | 314,490   | 316,763   | 345,445   | 330,123   | 313,563   | 299,914   | 302,547   | 266,333   |
| 都市計画税 | —         | —         | 353,918   | 336,375   | 341,605   | 362,737   | 365,514   | 382,071   | 383,652   | 385,159   |
| 合計    | 5,983,067 | 6,329,674 | 6,954,409 | 6,932,100 | 7,193,116 | 7,636,507 | 7,524,539 | 7,651,350 | 7,504,636 | 7,974,808 |

※平成21年度～28年度は決算額、平成29年度以降は当初予算額 ※合計には、特別土地保有税は含まない。



■ 財政力指数

|       | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 財政力指数 | 0.79   | 0.76   | 0.74   | 0.74   | 0.77   | 0.79   | 0.80   | 0.80   | 0.80   |



▽地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額の基準財政需要額に対する割合で過去3年間の平均値。1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

■特別会計予算額の推移

単位 千円

|              |       | 平成21年度    | 平成22年度    | 平成23年度    | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    | 平成29年度    | 平成30年度    |
|--------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 国民健康保険特別会計   | 当初予算額 | 4,318,058 | 4,490,442 | 4,936,088 | 5,007,675 | 5,243,520 | 5,291,018 | 6,047,433 | 5,907,734 | 5,916,222 | 4,915,555 |
|              | 最終予算額 | 4,478,799 | 4,843,357 | 5,077,725 | 5,196,384 | 5,285,738 | 5,410,362 | 6,040,762 | 6,006,183 |           |           |
| 老人保健特別会計     | 当初予算額 | 7,038     | 724       | -         | -         | -         | -         | -         | -         | -         | -         |
|              | 最終予算額 | 72,015    | 18,563    | -         | -         | -         | -         | -         | -         | -         | -         |
| 後期高齢者医療特別会計  | 当初予算額 | 272,957   | 265,701   | 282,897   | 289,898   | 327,224   | 348,863   | 380,501   | 412,363   | 444,998   | 480,845   |
|              | 最終予算額 | 277,497   | 268,813   | 285,045   | 315,185   | 337,423   | 351,298   | 387,163   | 423,285   |           |           |
| 介護保険特別会計     | 当初予算額 | 2,062,899 | 2,151,929 | 2,330,894 | 2,461,421 | 2,718,005 | 2,860,213 | 2,961,589 | 3,228,429 | 3,346,221 | 3,413,876 |
|              | 最終予算額 | 2,147,717 | 2,292,092 | 2,401,213 | 2,656,293 | 2,817,103 | 2,988,003 | 3,086,009 | 3,490,142 |           |           |
| 公共下水道事業特別会計  | 当初予算額 | 1,227,004 | 1,029,690 | 1,112,879 | 1,037,629 | 975,620   | 959,794   | 954,821   | 1,141,980 | 1,194,010 | 1,192,613 |
|              | 最終予算額 | 1,226,972 | 1,028,691 | 1,149,632 | 1,201,006 | 1,188,942 | 952,921   | 1,054,240 | 1,164,054 |           |           |
| 農業集落排水事業特別会計 | 当初予算額 | 305,939   | 613,689   | 510,403   | 566,472   | 573,919   | 466,070   | 466,996   | 433,785   | 338,921   | 326,656   |
|              | 最終予算額 | 309,322   | 654,359   | 538,327   | 568,623   | 525,592   | 518,426   | 479,523   | 426,809   |           |           |
| 市営分譲住宅特別会計   | 当初予算額 | 56,048    | 54,769    | 52,632    | 53,028    | 43,932    | 43,797    | 43,267    | 41,715    | 42,022    | 41,547    |
|              | 最終予算額 | 55,248    | 70,969    | 52,732    | 53,028    | 43,932    | 43,797    | 43,267    | 42,188    |           |           |

■企業会計(水道事業会計)予算額の推移

単位 千円

|       |         | 平成21年度    | 平成22年度    | 平成23年度    | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    | 平成29年度    | 平成30年度    |
|-------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収益的収支 | 当初収入予算額 | 1,064,820 | 1,074,238 | 1,091,352 | 1,235,544 | 1,111,298 | 1,405,386 | 1,431,393 | 1,502,227 | 1,512,100 | 1,517,259 |
|       | 最終収入予算額 | 1,054,820 | 1,074,238 | 1,100,787 | 1,194,516 | 1,103,579 | 1,393,780 | 1,429,628 | 1,506,491 |           |           |
|       | 当初支出予算額 | 1,050,848 | 1,024,282 | 1,032,090 | 1,197,862 | 1,078,545 | 1,364,521 | 1,312,608 | 1,323,875 | 1,356,562 | 1,361,613 |
|       | 最終支出予算額 | 1,024,264 | 1,013,399 | 1,014,833 | 1,136,356 | 1,047,282 | 1,329,874 | 1,321,929 | 1,347,093 |           |           |
| 資本的収支 | 当初収入予算額 | 363,327   | 244,690   | 1,177,249 | 1,250,509 | 75,943    | 168,115   | 312,688   | 721,215   | 1,139,688 | 807,715   |
|       | 最終収入予算額 | 363,327   | 244,690   | 976,492   | 976,603   | 75,943    | 161,555   | 291,575   | 724,209   |           |           |
|       | 当初支出予算額 | 468,937   | 421,525   | 1,389,237 | 1,530,204 | 323,097   | 614,084   | 723,970   | 1,534,719 | 1,711,315 | 915,206   |
|       | 最終支出予算額 | 468,937   | 421,525   | 1,710,808 | 1,250,759 | 340,418   | 476,867   | 682,883   | 1,561,568 |           |           |

## 16. 財政用語

### ●予算

|        |  |
|--------|--|
| 一般会計   | 市の行政運営の基本的な経費を扱う会計です。  |
| 特別会計   | 特定の事業を行う際、特定の歳入をもって特定の歳出にあて、一般の歳入歳出と区分して扱う必要がある場合に設置する会計です。                                  |
| 当初予算   | 一会計年度を通じて定められる基本的な予算です。  |
| 補正予算   | 予算の成立後に生じた何らかの理由によって、既に決まっている予算の内容を変更する予算です。   |
| 継続費    | ある目的のために2ヵ年度以上にわたり支出すべき経費の総額とその年割額を定めたものです。  |
| 繰越明許費  | 歳出予算のうち、予算成立後に生じた何らかの理由によって、その年度中に支出の終わらない見込みのものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができる経費をいいます。 |
| 債務負担行為 | 通常の歳出予算、繰越明許費などのほかに、将来、市が経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を予算に定めるものです。                                |
| 地方債    | 市が公共施設や道路、水道、下水道などの整備のために、資金を借り入れることで生じる債務のことをいいます。  |
| 一時借入金  | 規定の歳出予算内の支出現金の不足を補うために調達される資金で、当該年度の歳入で償還されるものをいい、予算上は限度額が設定されます。                            |

### ●歳入

|             |  |
|-------------|--|
| 自主財源        | 市が自主的に収入として得ることができる財源のことで、市税、負担金、使用料、手数料などがこれにあたります。                       |
| 依存財源        | 国・県により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入で、地方譲与税、地方交付税、国・県支出金、市債などがこれにあたります。        |
| 市税          | 市民の皆さんに納めていただく税金です(市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税など)。                               |
| 地方譲与税       | 国税(自動車重量税、地方揮発油税など)として徴収したものを、そのまま市に対して譲与されるものです。                          |
| 利子割交付金      | 預貯金の利子等に課税される県税として一括徴収され、その一部が市へ交付されるものです。                                 |
| 配当割交付金      | 株式の配当に課税される県税として一括徴収され、その一部が市へ交付されるものです。                                   |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 株式等の譲渡所得に課税される県税として一括徴収され、その一部が市へ交付されるものです。                                |
| 地方消費税交付金    | 地方消費税のうち市町村分相当額を、県が人口及び事業者数で按分し、市へ交付されるものです。                               |
| ゴルフ場利用税交付金  | ゴルフ場利用税(県税)について、その一部がゴルフ場所在市町村へ交付されるものです。                                  |
| 自動車取得税交付金   | 自動車取得税(県税)について、その一部が道路の延長や面積で按分し、市へ交付されるものです。                              |
| 地方特例交付金     | 国の政策に伴う地方公共団体の負担増加に対応するため交付するものです。住宅借入等特別控除の実施に伴う個人市民税の減収分を対象として交付されるものです。 |

|             |  |
|-------------|--|
| 地方交付税       | 国税(所得税, 法人税, 酒税, 消費税, たばこ税)の一定割合を財源として, 標準的な財政運営に必要とされる経費(人口, 面積, 道路の延長などを基準に算出)に基づき, 国から交付されるものです。普通交付税と特別交付税があります。 |
| 交通安全対策特別交付金 | 道路交通法の反則金を財源として, 道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるために交付されるものです。  |
| 分担金及び負担金    | 市が行う特定の事業について, 利益を受ける方から, その受益を限度として徴収するものです。保育所の保育料や児童クラブの負担金などが該当します。  |
| 使用料及び手数料    | 公の施設等の利用料金や, 特定の事務により利益を受ける方からその利益に対する実費負担的なものとして徴収するものです。市営住宅, 社会福祉施設, 体育施設の使用料や住民票の写しの発行手数料などが該当します。               |
| 国庫支出金       | 国と地方公共団体の経費負担区分に基づき, 国から交付される負担金, 委託費, 特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等です。   |
| 県支出金        | 県の市に対する支出金です。県が自らの施策として単独で市に交付する支出金と, 県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市に交付する支出金とがあります。   |
| 財産収入        | 市が所有する財産の貸付や売却などによる収入です。公共用地の売払収入や基金積立金の利子などが該当します。  |
| 寄附金         | 用途を特定されない一般寄附と, 用途を特定された指定寄附(ふるさとづくり寄附金)があります。   |
| 繰入金         | 一般会計, 特別会計, 基金の間で相互に資金運用を行うものです。他会計から資金が移されることを, 繰入といいます。逆に移す場合は, 繰出といいます。   |
| 繰越金         | 前年度の決算上の剰余金です。   |
| 諸収入         | 他のどの科目にも属さない収入です。延滞金などが該当します。  |
| 市債          | 市が行う事業で, 特に大きな事業を実施する場合などに, 必要な財源を調達するために借り入れるものです。  |

### ●歳出(目的別)

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 目的別分類  | 地方公共団体の経費を, その行政目的によって分類するものです。    |
| 議会費    | 市議会の運営に要する経費です。                    |
| 総務費    | 庁舎などの財産管理, 統計調査, 戸籍の管理などの経費です。     |
| 民生費    | 子育て支援, 福祉の充実などの経費です。               |
| 衛生費    | 疾病予防, 環境保全, ごみ処理などの経費です。           |
| 農林水産業費 | 農業の振興などの経費です。                      |
| 商工費    | 商工業, 観光の振興などの経費です。                 |
| 土木費    | 道路, 公園整備などの経費です。                   |
| 消防費    | 火災予防, 防災対策などの経費です。                 |
| 教育費    | 学校教育, 生涯学習, 文化・スポーツの振興などの経費です。     |
| 公債費    | 市の借入金の返済に充てる経費です。                  |
| 諸支出金   | 他のどの科目にも属さない支出です。基金への積立金が該当します。    |
| 予備費    | 予算編成の際, 予期しなかった予算外の支出に対応するための経費です。 |

●歳出(性質別)

|         |   |
|---------|---|
| 性質別分類   | 地方公共団体の経費を、その経済的性質を基準として分類するものです。             |
| 人件費     | 議会議員の報酬や職員の給与などの経費です。                         |
| 物件費     | 賃金、需用費、委託料など消費的性質の経費です。                       |
| 維持補修費   | 道路、公共施設などを管理するための経費です。                        |
| 扶助費     | 社会保障制度の一環として、高齢者、児童、障がいをお持ちの方などに対して支援を行う経費です。 |
| 補助費等    | 市から他の団体などに行政上の目的から支払う経費です。                    |
| 普通建設事業費 | 道路や公共施設の新増設に必要とされる投資的な経費です。                   |
| 公債費     | 市の借入金の返済に充てる経費です。                             |
| 積立金     | 財源に余裕がある場合や、計画的な財政運営を行うため基金へ積み立てる経費です。        |
| 投資及び出資金 | 財団法人等に対する貸付金や出資金などの経費です。                      |
| 貸付金     | 地域住民の福祉増進などのため、市が直接あるいは間接的に現金の貸し付けを行うための経費です。 |
| 繰出金     | 一般会計、特別会計、基金の間で相互に資金運用を行うものです。                |
| 予備費     | 予算編成の際、予期しなかった予算外の支出に対応するための経費です。             |